# 〈特集〉大阪・関西万博からGREEN×EXPO2027へ

## 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に関連した取組

○　令和７年４月 13 日～10 月 13 日（184 日間）、大阪・夢洲で開催された 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）において、農林水産省は、６月５日～16 日までの「食と暮らしの未来ウイーク」期間中、国税庁及び文化庁と協力し、日本の食・農林水産業の魅力を発信するブース展示やステージイベントに出展しました。

○　近畿農政局では、関西ならではの食材、伝統食、郷土料理、特産品、食文化を 広く国内外へ発信する活動に賛同する企業等により構成される「関西食の「わ」プロジェクト（企業・団体・学生等）」として出展し、６月８日は、関西食の「わ」プログラムの認定者から活動内容が発表されました。

　また、15 日には、世界で活躍するトップパティシエ・青木定治氏により、関西の農産物を活用した洋菓子の調理実演が実施されました。

○　BUZZ MAFF（ばずまふ）「となりの近畿」チームにおいても、これらの展示やイベントの様子を発信し、大阪・関西万博への来場・参加を促しました。




青木氏による洋菓子の調理実演



甲南女子大学「濵口ゼミ」の学生



日野の伝統料理を継承する会




まねき食品株式会社




BUZZ MAFF「となりの近畿」による発信動画

**【BUZZ MAFF（ばずまふ）「となりの近畿」YouTubeサイト】**

https://www.maff.go.jp/kinki/photo/kekka/video/b10.html

# 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）に向けて

○ 令和９年３月 19 日～９月 26 日まで、「幸せを創る明日の風景」をテーマとして、花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造を提案、横浜から明日に向けた友好と平和のメッセージを発信するＡ１クラスの 2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）が横浜において開催されます。

○　近畿農政局では、GREEN×EXPO2027 の開催に向けた機運醸成を図るため、様々な企業・団体等の協力を得ながら、ポスターの掲示をはじめとする周知活動を実施しています。

○　BUZZ　MAFF（ばずまふ）「となりの近畿」チームでは、大阪・関西万博のレガシーを GREEN×EXPO 2027 へ継承する取組の一環として、大阪・関西万博の会場に植えられていた樹木を GREEN×EXPO2027 の会場へ移送する樹木移送プロジェクトを取材し、その様子を発信しました。







**【2027年国際園芸博覧協会ウェブサイト】**
https://expo2027yokohama.or.jp/

**【農林水産省ウェブサイト】**
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/expo2027.html

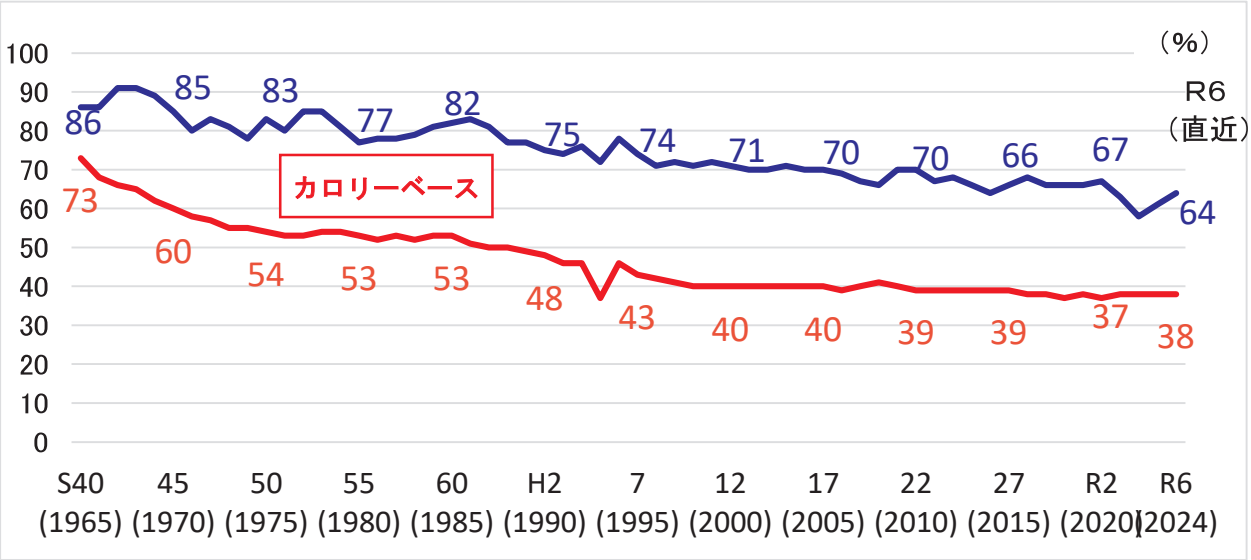
# 1　食料自給力の確保に向けた持続的な農業の発展

## （１）　食料自給率

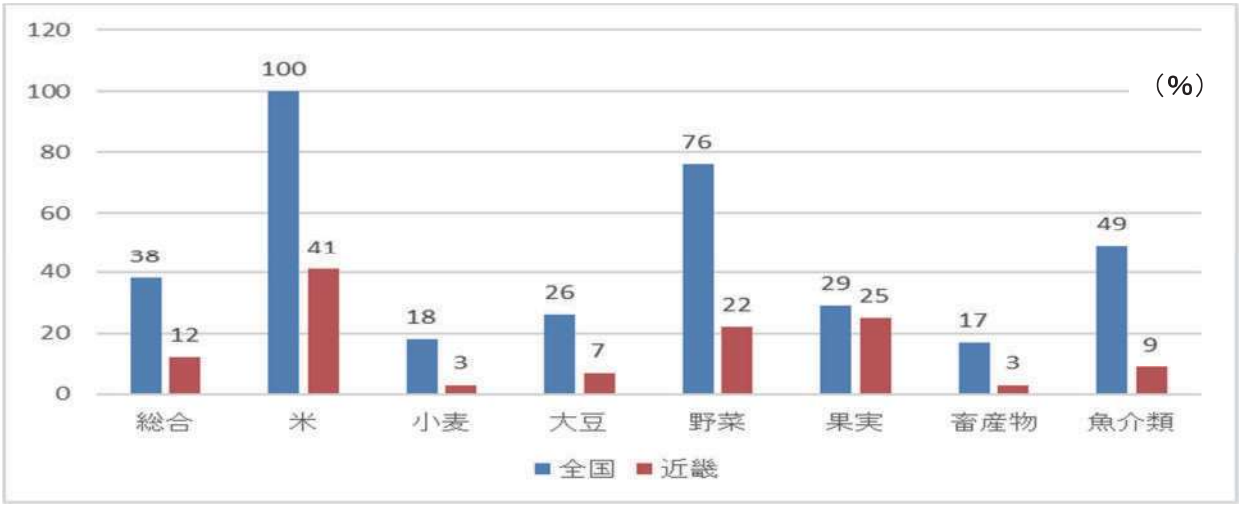
○　令和７年 10 月に公表された令和６年度の全国の食料自給率は、カロリーベースで 38%（前年度並み）。生産額ベースでは 64%（前年度＋３ポイント）でした。長期的に見ると、米の消費が減少する一方で畜産物や油脂類の消費が増大する等の食生活の変化により低下傾向が続いてきましたが、2000 年代に入ってからは概ね横ばい傾向で推移しています。（図表－１）

○　令和５年度の全国の食料自給率（カロリーベースで 38%）に対して近畿地方（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）では 12%（前年度並み）、品目別に見るといずれの品目も全国の値を下回っており、移入が多く消費地であることがうかがわれます。（図表―２）

図表－１　食料自給率の長期的推移（全国）




図表－２　令和５年度　品目別カロリーベース食料自給率（全国、近畿）



## （２）担い手の育成・確保

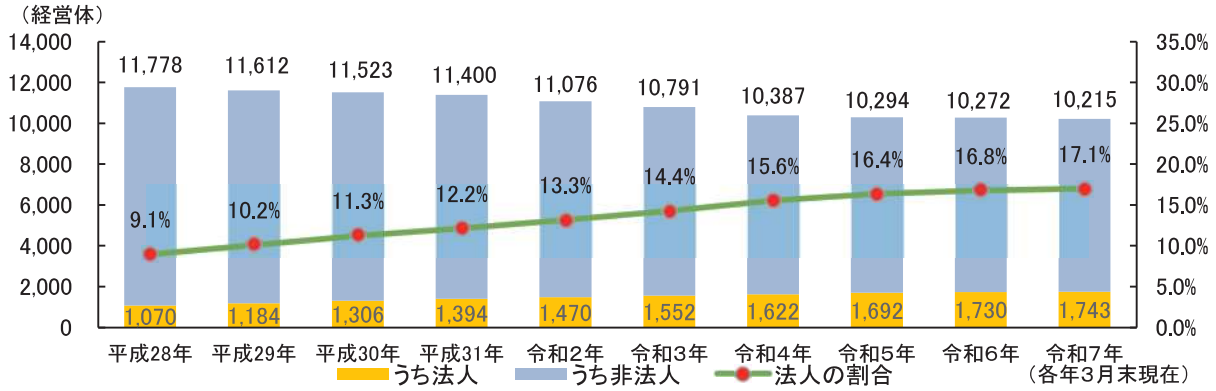
### ①　認定農業者制度

○　認定農業者制度は、農業者が作成した経営発展に向けた計画（農業経営改善計画）を市町村等が認定するもので、認定を受けた農業者（認定農業者）には、計画の実現に向け、低利融資等の支援措置が講じられています。

○　近年、都道府県や市町村の区域を越えた営農活動の広域化が進展してきていることから、市町村による認定に加えて、担い手の営農範囲に応じて国又は都道府県が認定する仕組みが設けられています。

○　近畿の認定農業者数は、令和７年３月末現在で全国の約５％にあたる 10,215 経営体となっており、近年微減が続いていますが、うち法人は一貫して増加し、10 年間で約 1.6 倍に増加しています。認定農業者に占める法人の割合（17.1％）は、全国割合（14.0％）を上回っています。（図表－１、２）

図表－１　近畿の認定農業者（経営体）数の推移




図表－２　府県別の認定状況（令和７年）

| 区　分 | 令和７年 | | | 平成 28 年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | うち法人 | 割合 | | うち法人 | 割合 |
| 滋賀 | 2,185 | 613 | 28.1 | 2,728 | 410 | 15.0% |
| 京都 | 1,495 | 288 | 19.3 | 1,273 | 199 | 15.6% |
| 大阪 | 851 | 65 | 7.6 | 986 | 44 | 4.5% |
| 兵庫 | 2,521 | 542 | 21.5 | 2,616 | 286 | 10.9% |
| 奈良 | 868 | 112 | 12.9 | 992 | 65 | 6.6% |
| 和歌山 | 2,261 | 110 | 4.9 | 3,183 | 66 | 2.1% |
| 近畿 | 10,215 | 1,743 | 17.1 | 11,778 | 1,070 | 9.1% |
| 全国 | 212,136 | 29,684 | 14.0 | 246,085 | 20,532 | 8.3% |

※令和７年の管内合計には、局認定（34 件、うち法人 13 件）を含む。

資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

## ②　農業経営の法人化

○　法人には経営・運営面や税制・社会保険制度等の制度面でのメリットがあることから、農林水産省では経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承などを通じたさらなる経営発展へのステップとして、農業経営の法人化を推進しています。

○　近畿の農業経営の法人化の状況は、令和７年における法人経営体数が令和２年から19%増加して2,371経営体となりました。また、農地を所有できる農地所有適格法人は令和６年１月１日現在で1,160法人（対前年比108%（全国103%））、リース方式により農業参入した一般法人は641法人（対前年比121%（全国110%））となっています。（図表－１、２、３）

○　農業経営の法人化については、府県段階で設置されている農業経営・就農支援センターにおいて、各種経営課題に応じた中小企業診断士等の専門家派遣等による相談対応が行われています。

図表－１　農業経営体数

| 府県名 | 令和７年 | うち法人 | 2 | うち法人 | 法人数増加率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 滋賀 | 10,720 | 666 | 14,680 | 606 | 10% |
| 京都 | 11,422 | 391 | 14,181 | 333 | 17% |
| 大阪 | 5,971 | 121 | 7,673 | 97 | 25% |
| 兵庫 | 30,466 | 820 | 38,302 | 649 | 26% |
| 奈良 | 8,519 | 178 | 10,858 | 147 | 21% |
| 和歌山 | 15,299 | 195 | 18,141 | 154 | 27% |
| 近畿 | 82,397 | 2,371 | 103,835 | 1,986 | 19% |
| 全国 | 836,054 | 33,819 | 1,075,705 | 30,707 | 10% |

資料：農林水産省「農林業センサス」（令和２(2020)年、令和７(2025)年）

図表－２　農地所有適格法人数

| 府県名 | 令和６年 | 5 | 対前年比 |
|---|---|---|---|
| 滋賀 | 488 | 440 | 111% |
| 京都 | 181 | 163 | 111% |
| 大阪 | 39 | 43 | 91% |
| 兵庫 | 308 | 291 | 106% |
| 奈良 | 73 | 71 | 103% |
| 和歌山 | 71 | 68 | 104% |
| 近畿 | 1,160 | 1,076 | 108% |
| 全　国 | 21,857 | 21,213 | 103% |

資料：農林水産省経営局調べ（１月１日現在）

図表－３　農業参入した一般法人数

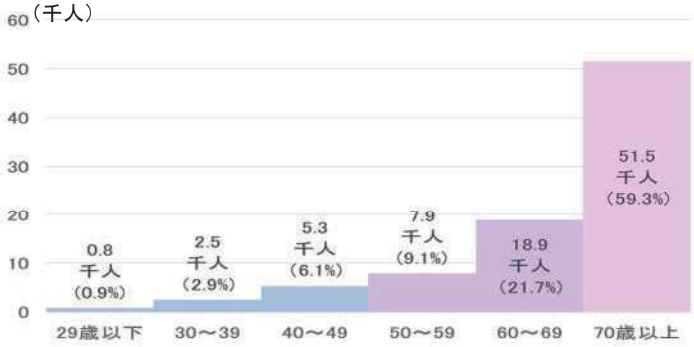
| 府県名 | 令和６年 | 5 | 対前年比 |
|---|---|---|---|
| 滋賀 | 27 | 34 | 79% |
| 京都 | 111 | 87 | 128% |
| 大阪 | 77 | 18 | 428% |
| 兵庫 | 270 | 262 | 103% |
| 奈良 | 66 | 52 | 127% |
| 和歌山 | 90 | 77 | 117% |
| 近畿 | 641 | 530 | 121% |
| 全　国 | 4,544 | 4,121 | 110% |

資料：農林水産省経営局調べ（１月１日現在）

## ③ 新規就農の促進

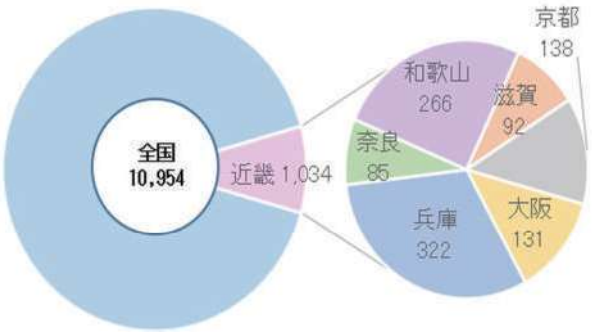
○　農業者の減少、高齢化が著しく進展する中で、新規就農の促進は重要な課題です。
○　近畿の基幹的農業従事者は、87 千人（全国 1,036 千人）。このうち、49 歳以下が 9.9%（全国平均 12.6%）、70 歳以上が 59.3%（全国平均 55.2%）と著しく均衡を欠く状況となっています。（図表－１）
○　持続可能な力強い農業を実現していくため、担い手に発展するような新規就農を促進し、世代間バランスの取れた農業構造にしていくことが重要です。
○　認定新規就農者は、農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画（有効期間５年）を作成し市町村から計画の認定を受けた者です。
○　将来において安定的な農業経営の担い手となる青年等の就農を促進するため、各種の施策を講じており、近畿農政局においても就農に係る情報の提供を積極的に行っています。

図表－１　年齢別基幹的農業従事者数（近畿）
（令和７年２月１日現在）




資料：農林水産省「2025 年農林業センサス（令和７年２月１日現在）」を基に近畿農政局で作成。
「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

図表－２　認定新規就農者数
（令和７年３月末現在）




資料：農林水産省ＨＰ「青年等就農計画制度について」の「認定新規就農者の認定状況（令和７年３月末現在）」を基に近畿農政局で作成。

図表－３　前年度中に新規に認定を受けた認定新規就農者数の推移




資料：
農林水産省ＨＰ「青年等就農計画制度について」の「認定新規就農者の認定状況」を基に近畿農政局で作成。
令和７年は、令和６年４月～令和７年３月中に新規に認定を受けた認定新規就農者数。各年における期間は同じ。

※近畿農政局管内の新規就農者については、次の QR コードを参照のこと。

## （３） 多様な人材の確保

○　農業分野では人手不足が深刻な状況となっています。技能実習制度及び特定技能外国人制度により、継続的に多様な人材を確保するためには、外国人材の受入体制整備、呼び込み・確保、育成までの総合的な支援を充実させることが重要です。

○　全国及び近畿の農業分野の外国人材（技能実習生及び特定技能外国人）は、増加傾向にあります。（図表－１及び２）

○　近畿の農業分野の外国人材（特定技能第１号在留外国人）は、ベトナム、インドネシア、カンボジアが多く、全国に比較してインドネシア及びフィリピンの割合が少なく、府県別では兵庫県及び京都府が多い状況にあります。（図表－３及び４）

（全国）図表－１

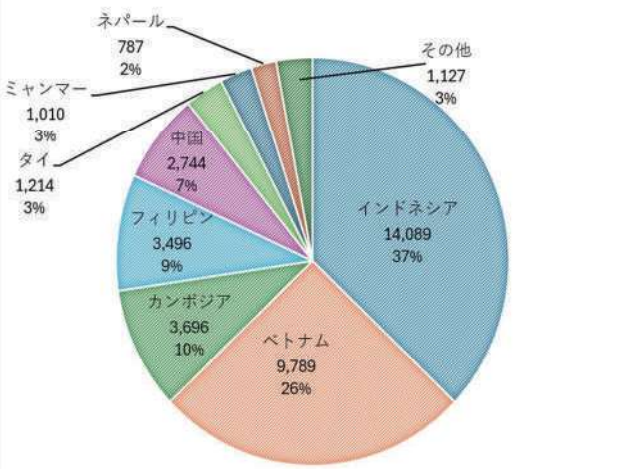
農業分野の技能実習生及び特定技能１号２号外国人の推移




資料：出入国在留管理庁「職種・作業別　在留資格「技能実習」に係る在留者数」（令和７年12月末現在）及び出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」（令和７年12月末現在）を基に農林水産省で作成

（全国）図表－３

特定技能１号外国人の国籍別内訳(人、%)

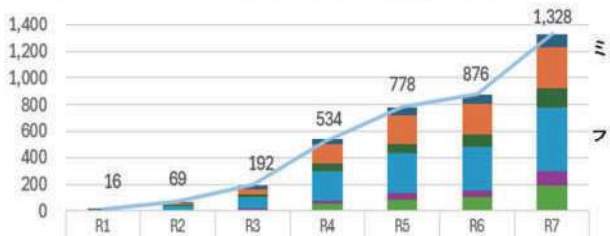



資料：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」（令和７年12月末現在）を基に農林水産省で作成

（近畿）図表－２

（単位：人）

（近畿府県別）農業分野の特定技能１号２号外国人の推移

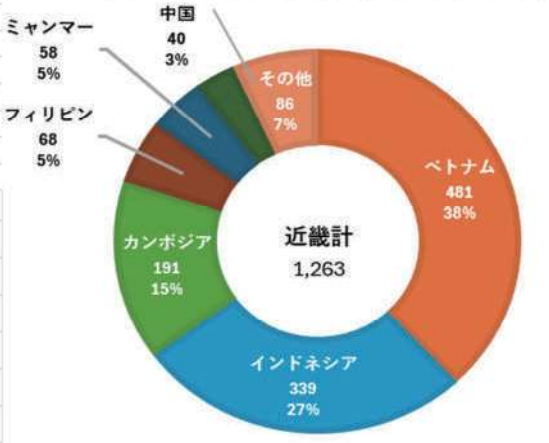



| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 滋賀県 | 3 | 13 | 25 | 35 | 61 | 67 | 99 |
| 京都府 | 0 | 5 | 40 | 141 | 214 | 233 | 310 |
| 大阪府 | 10 | 15 | 27 | 61 | 76 | 94 | 143 |
| 兵庫県 | 3 | 25 | 80 | 222 | 295 | 330 | 478 |
| 奈良県 | 0 | 4 | 8 | 22 | 43 | 45 | 106 |
| 和歌山県 | 0 | 7 | 12 | 53 | 89 | 107 | 192 |
| 合計 | 16 | 69 | 192 | 534 | 778 | 876 | 1,328 |

R１～R７は、12月末現在

（近畿）図表－４

特定技能１号外国人の国籍別内訳(人、%)




資料：出入国在留管理庁「特定技能技能在留外国人数」（令和７年12月末現在）を基に農林水産省で作成

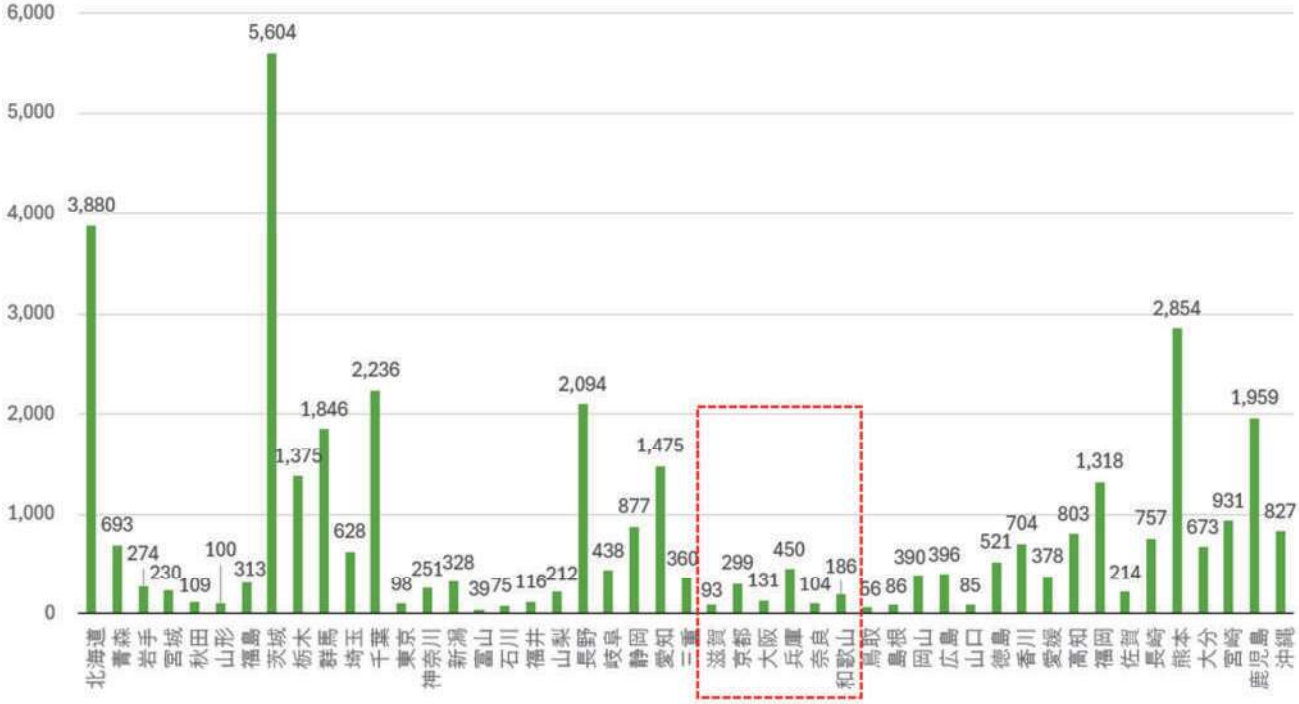
その他：ネパール、タイ、スリランカ、モンゴル、インド、バングラディシュ、台湾

○　農業分野における特定技能１号外国人の在留者は、全国総数 37,866 名（出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数（令和７年 12 月末現在）」）。このうち、近畿は、1,263 名（全国比 3.3%）となっています。（図表－５）

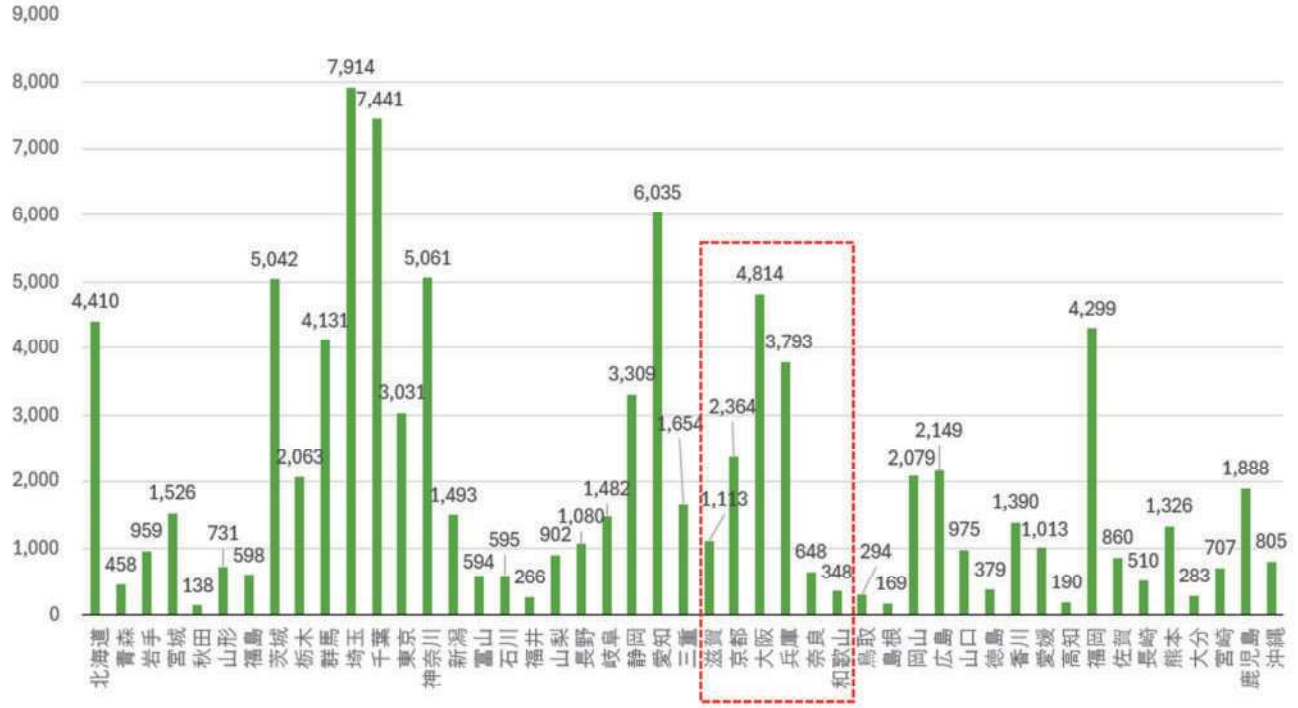
○　同調査の飲食料品製造分野における特定技能１号外国人の在留者は、全国総数 93,309 名。このうち、近畿は、13,080 名（全国比 14.0%）となっています。（図表－６）

○　農業分野の外国人材は、受入増加が予想されることから、近畿農政局においても、外国人材に係るサポート体制の充実に向けて、大阪労働局及び大阪出入国在留管理局と連携した関西地区地域協議会を通じて、地域レベルで情報共有等を図っています。

**（全国）図表－５　農業分野の特定技能１号外国人の在留者数**




**（全国）図表－６　飲食料品製造分野の特定技能１号外国人の在留者数**

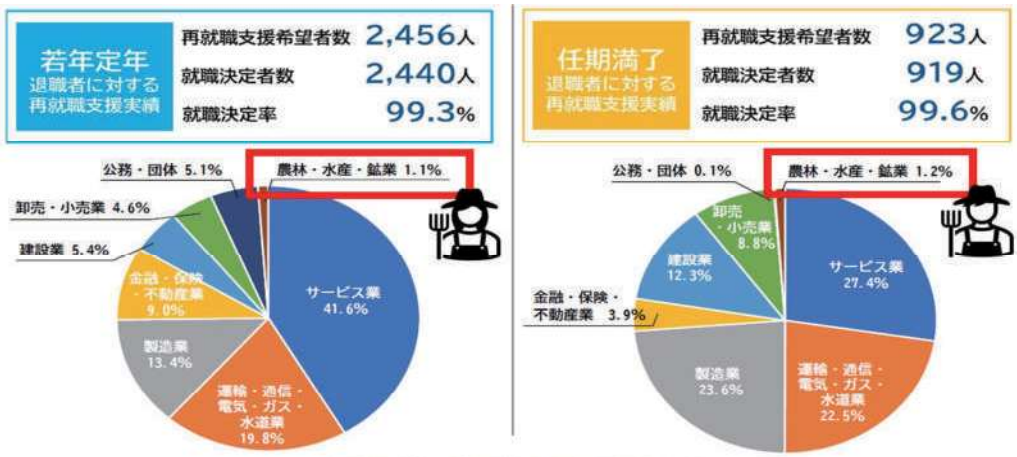


○　退職予定自衛官は、自衛隊における各種教育や厳しい訓練を通じて、規律、責任感、判断力、企画力及び指導力等の素養を身に付けています。加えて、農林水産業においても有用な資格（例えば、大型特殊自動車免許の取得、フォークリフト運転技能講習の修了等）を保有しており、農林水産業で即戦力になり得る人材が多数含まれています。

○　近畿農政局では、農林水産業の担い手不足が課題となっていることから、退職予定自衛官に農林水産業を再就職先の選択肢として検討してもらい新規就労につなげる取組を実施しています。

○　具体的な取組として、自衛隊地方協力本部、府県、市町村、林野庁及び水産庁と連携し、農林水産業に係る業種説明会（①業種説明（農林水産業・スマート農業技術の先進事例の紹介、自衛官 OB の農業者や農業法人経営者による講演等）、②個別相談、③農業法人での実地説明、④研修農場での体験学習等、⑤自衛隊主催の合同企業説明会への農業法人との参加等）を開催しています。

**図表－７　退職予定自衛官の農林水産業への新規就労状況**




注）防衛省による再就職支援を受けた退職自衛官の再就職状況を計上

資料：防衛省　再就職先決定状況（業種別の状況・令和６年度）

**図表－８　農林水産業への新規就労につなげる取組**

① 業種説明



② 個別相談



③ 農業法人・実地説明



④ 研修農場・体験実習等







⑤ 合同企業説明・農業法人の求人紹介



# （４）女性農業者の活躍

○　今後の農業の発展、地域経済の活性化のためには、多彩な能力を持つ女性農業者が力を発揮できるよう環境を整備していくことが重要です。このため、農林水産省では、農業女子プロジェクト(※)などの取組を進めており、近畿農政局においても、女性農業者間の交流促進等の取組を行っています。

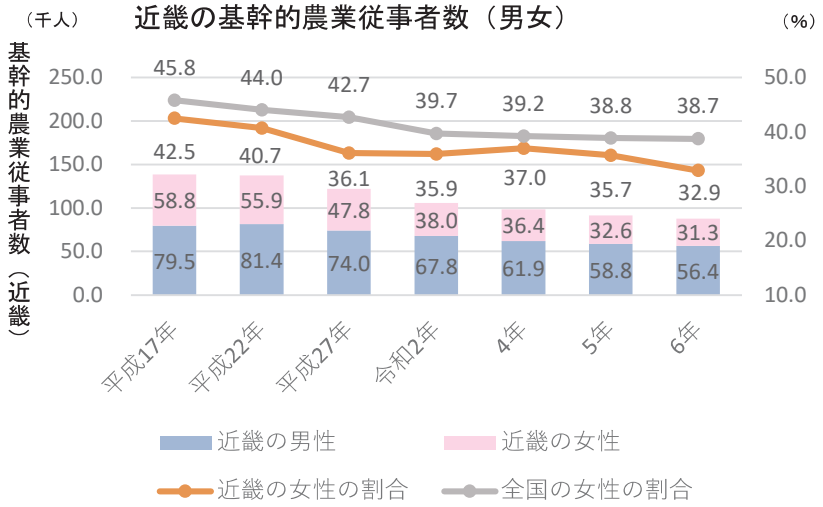
○　なお、近畿は、全国に比べ基幹的農業従事者に占める女性の割合が低い状況となっています（図表－１）。

○　農業委員及び農業協同組合の役員に占める女性の割合は増加傾向にありますが、更なる政策・方針決定過程への女性の参画促進が必要です。（図表－２及び３）

**※　農業女子プロジェクトとは !!**

女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を様々な企業の技術・ノウハウ・アイデアなどと結びつけ新たな商品やサービス、情報を創造し、社会に広く発信し、農業で活躍する女性の姿を多くの皆さまに知っていただくための取組です。

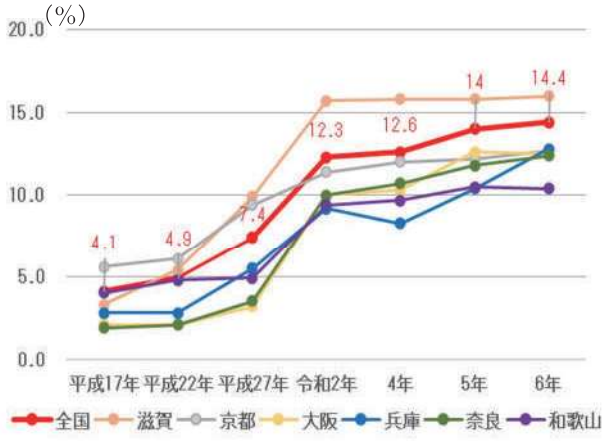
図表－１　基幹的農業従事者に占める女性の割合及び近畿の基幹的農業従事者数（男女）




資料：農林水産省「農林業センサス」（平成 17（2005）、平成 22（2010）、平成 27（2015）、令和２（2020）年）
「農業構造動態調査」（令和４～６年）

注　：基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した世帯員のうち、普段の主な状態が「主に農業」である者をいう。

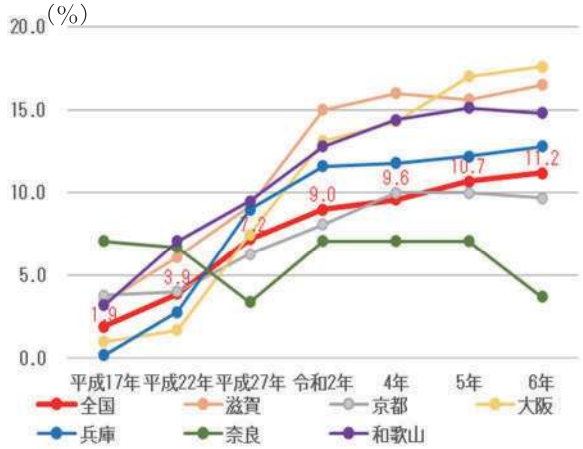
図表－２　農業委員に占める女性の割合




資料：農林水産省 HP「女性の活躍を応援します」の「農業委員に占める女性の割合」を基に近畿農政局で作成（数値は、各年度 10 月１日現在）

注　：第６次男女共同参画基本計画（令和８年３月閣議決定の成果目標：20%(早期)、更に 30%を目指す(2030 年度)）

図表－３　農業協同組合の役員に占める女性の割合




資料：農林水産省「総合農協統計表」を基に近畿農政局で作成(数値は、各年度３月 31 日現在)。

注　：第６次男女共同参画基本計画（令和８年３月閣議決定の成果目標：15%(早期)、更に 20%を目指す(2030 年度)。

# （５）地域計画に基づく農地の集積・集約化

## ①　地域計画の策定状況

○　令和７年４月末時点において、地域計画を策定した市町村の数は、全国で 1,615 市町村、近畿では 172 市町村、策定地区数は全国で約 19,000 地区、近畿では約 3,900 地区となっており、兵庫県と滋賀県で策定地区数が多い状況となっています。

○　地域計画区域内の農用地等面積は全国で約 4,220 千 ha、近畿では 166 千 ha となっています。

○　将来の受け手が位置付けられていない農地は全国で 1,339 千 ha（地域計画区域内の農用地等面積に占める割合 32%）、近畿では 51 千 ha（同 31%）に及ぶことが明らかになりました。

○　今後、経営体の減少が見込まれる中で効率的な農地利用が図られるようにする必要がありますが、将来の受け手に農地を集約化することが明確にされた地域計画は全国、近畿ともに１割程度に留まっています。

○　今後、将来の受け手に集約化された姿へとステップアップしていく必要があり、地域計画の継続的な見直しを進め、その実現に向けて関係機関等と一体となって取り組んでいくこと※が課題となっています。

（※府県による将来の受け手に集約化される目標地図の目標設定
※府県による農地利用の最適化を推進する集約化の早期実現モデル
※府県による白地農地解消に向けた農業法人等とのマッチング）

**図表　地域計画の策定状況等（令和７年４月末時点）**

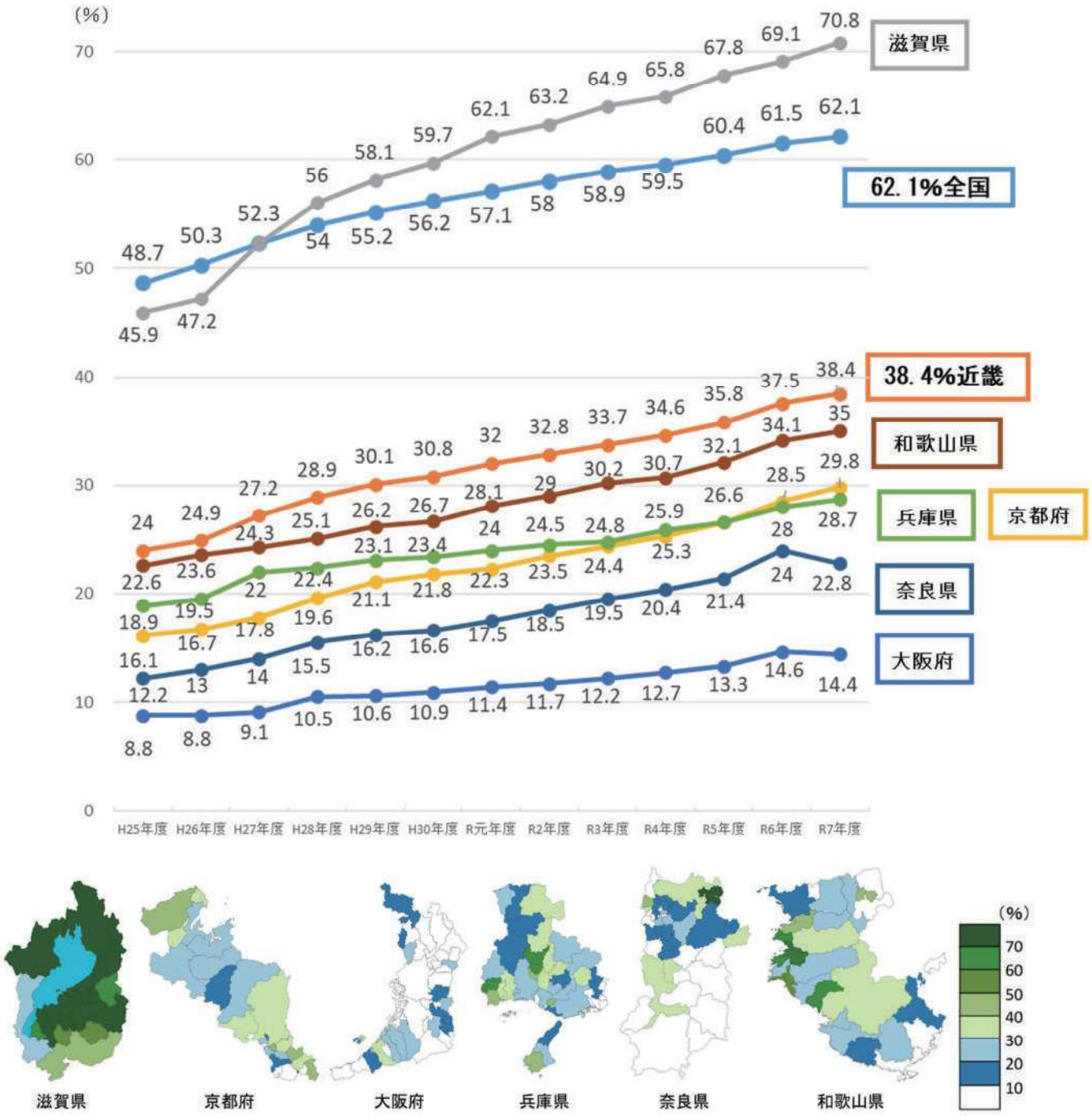
| 都道府県 | 策定<br>市町村数 | 策定<br>地区数 | 将来の受け手に<br>集約化された地区数 | 地域計画区域内の<br>農用地等面積<br>（千 ha） | 将来の受け手が<br>位置付けられていない農地<br>（千 ha） |
|---|---|---|---|---|---|
| 滋賀 | 19 | 1,161 | － | 42 | 5（12%） |
| 京都 | 25 | 242 | － | 24 | 3（11%） |
| 大阪 | 35 | 330 | － | 9 | 8（80%） |
| 兵庫 | 37 | 1,756 | － | 47 | 12（25%） |
| 奈良 | 28 | 289 | － | 8 | 3（40%） |
| 和歌山 | 28 | 128 | － | 34 | 21（62%） |
| 近畿計<br>（全国に占める割合） | 172<br>（11%） | 3,906<br>（21%） | 513<br>（13%） | 166<br>（4%） | 51（31%）<br>（4%） |
| 全国 | 1,615 | 18,894 | 2,053 | 4,222 | 1,339（32%） |

（注）農林水産省「地域計画の策定状況」及び「地域計画の分析・検証について」を基に近畿農政局が作成

## ②　農地バンク

○　改正農業経営基盤強化促進法（令和５年４月施行）により、地域の農業者等の協議に基づき、将来の農地利用を目標地図として明確化する「地域計画」が法定化され、農地バンクを活用した農地の集約化等を推進することとされました。
○　地域計画の策定を進めた結果、令和８年３月末時点の全国の担い手への農地集積率は、62.1%、近畿は、38.4%となっています。
○　府県別に見ると、滋賀が 70.8%で全国平均を上回っていますが、他の５府県では、全国平均を下回っています。
○　今後、担い手への農地の集約化等を実現していく上では、市町村と農地バンクをはじめとした関係機関が連携し、地域計画のブラッシュアップの取組を各地域で推進する必要があります。

図表－１　担い手への農地集積状況（令和８年３月末現在）



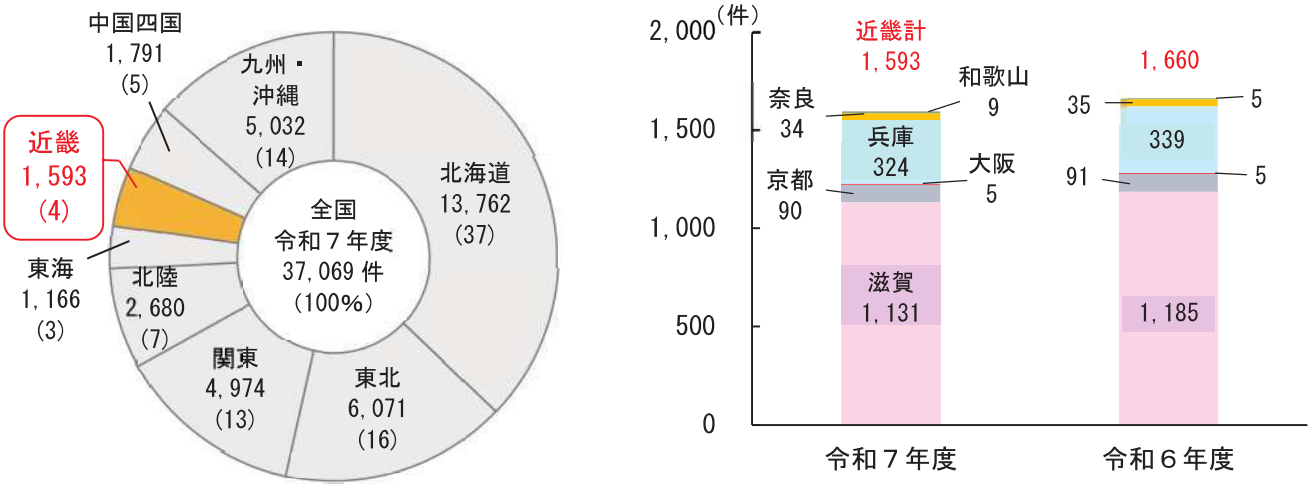

資料：農林水産省経営局調べ

## （６）経営所得安定対策

○担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（麦・大豆等の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」）と、農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補てんする交付金（米・畑作物の「収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」）を措置しています。

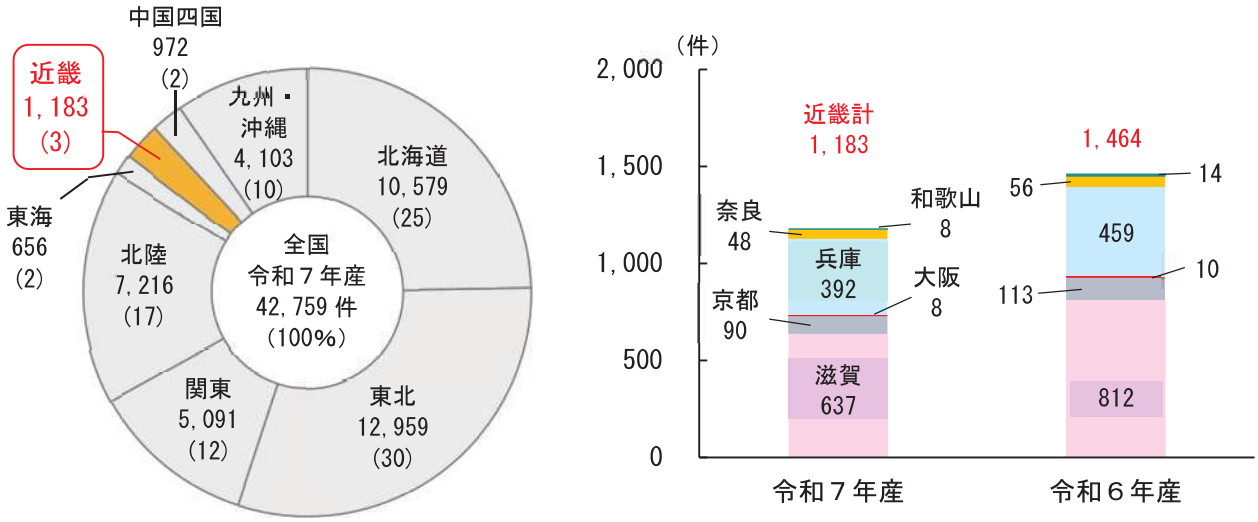
○近畿では、土地利用型農業の盛んな滋賀県、兵庫県で申請者数の大宗を占めており、令和７年度における①ゲタ対策では、約 1,600 件（前年度▲約 70 件）となり、約７割が滋賀県、約２割が兵庫県（図表－１）となっています。また、②ナラシ対策では、約 1,200 件（前年度▲約 280 件）となり、約５割が滋賀県、約３割が兵庫県（図表－２）となっています。

図表－１　畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の申請件数




資料：農林水産省調べ
注：令和６年度、令和７年度とも６月 30 日現在

図表－２　米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）の加入申請件数




資料：農林水産省調べ
注：令和６年産、令和７年産とも６月 30 日現在

# （７）農業生産基盤の整備と保全管理

## ①　近畿管内国営土地改良事業

○　農業農村整備事業は、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を通じて「農業の持続的発展」、「農村の振興」、「食料の安定供給」、「多面的機能の発揮」の実現を図るための施策です。
○　近畿では国営かんがい排水事業（主に滋賀、兵庫）、国営農地再編整備事業（滋賀、京都）、国営総合農地防災事業（和歌山）を実施するとともに直轄管理事業（兵庫、奈良、和歌山）を実施しています。
○　食料自給率の目標達成の前提となる食料供給力の強化には、農地・農業用水の確保、担い手の確保・育成、農業生産性の向上が不可欠であり、そのためには農業生産基盤の整備が重要です。

図表－１　　国営かんがい排水事業等一覧　（令和７年度時点）

| 事業名 | 地区名<br>（事業所名） | 事業概要 | 工期 | 関係市町村 |
|---|---|---|---|---|
| 国営かんがい排水事業<br>（耐震対策一体型・<br>併せ行うため池整備） | 東条川二期<br>（東条川二期農業水利事業所） | ダム 3箇所（改修）、ため池 5箇所（改修）、用水路 L=14.6km（改修）、水管理施設 一式（改修） | R3～R14 | 兵庫県三木市、小野市、加東市 |
| 国営施設応急対策事業 | 湖北<br>（淀川水系土地改良調査管理事務所 湖北支所） | 頭首工 1箇所（改修）、用水路 L=1.0km（改修） | R2～R7 | 滋賀県長浜市 |

図表－２　　国営農地再編整備事業一覧　（令和７年度時点）

| 事業名 | 地区名<br>（事業所名） | 事業概要 | 工期 | 関係市町村 |
|---|---|---|---|---|
| 国営緊急農地再編整備事業 | 亀岡中部<br>（亀岡中部農地整備事業所） | 区画整理　A=447ha | H26～R12 | 京都・亀岡市 |

| 事業名 | 地区名<br>（事業所名） | 事業概要 | 工期 | 関係市町村 |
|---|---|---|---|---|
| 国営農地再編整備事業 | 東近江<br>（東近江農地整備事業所） | 区画整理等　A=681ha | R7～R20 | 滋賀・東近江市 |

図表－３　　国営総合農地防災事業一覧　（令和７年度時点）

| 事業名 | 地区名<br>（事業所名） | 事業概要 | 工期 | 関係市町村 |
|---|---|---|---|---|
| 国営総合農地防災事業 | 和歌山平野<br>（和歌山平野農地防災事業所） | 排水機 5箇所（改修、新設）<br>排水路 L=45.2km（改修、新設）<br>洪水調整池 8箇所（改修、新設）<br>排水管理施設一式（新設） | H26～R10 | 和歌山県和歌山市、紀の川市<br>岩出市 |

図表－４　　直轄管理事業一覧　（令和７年度時点）

| 事業名 | 地区名<br>（事業所名） | 事業概要 | 工期 | 関係市町村 |
|---|---|---|---|---|
| 直轄管理事業 | 十津川・紀の川 | （管理施設）<br>ダム　２個所、頭首工　１個所 | S58～ | 奈良県奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、三宅町、田原本町、高市郡高取町、明日香村、北葛城郡上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野郡大淀町<br>和歌山県和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町、九度山町 |
| | 加古川水系 | （管理施設）<br>ダム　５個所、頭首工　４個所<br>導水路及び幹線水路９路線（L=69.4km）、<br>揚水機場　４個所 | H2～ | 兵庫県神戸市、明石市、加古川市、三木市、小野市、姫路市、西脇市、加西市、加古郡稲美町、加東市、多可郡多可町 |

## 【国営土地改良事業実施地区位置図】



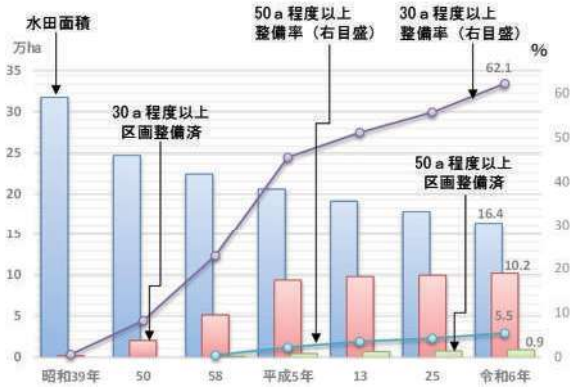

【令和７年度時点】

## ②　水田及び畑の整備状況

○　近畿における水田の整備率（30a 程度以上整備済）及び畑の整備率(末端農道整備済)は（水田 62.1%，畑地 51.3%）であり、全国の整備率（水田 69.3%，畑地 80.3%）に比べて低い状態にあります。(図表－１、２、３)

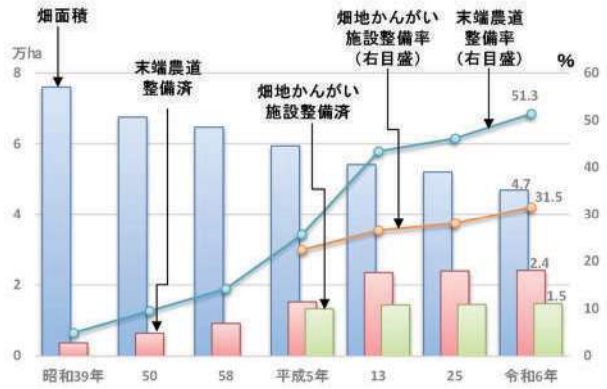
○　農業の競争力を強化するためには農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備等の農業生産基盤整備を実施し、担い手への農地の集積・集約化や農作物の高付加価値化等を図る必要があります。

図表－１　水田の区画整備状況（近畿）




資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」、農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」
注：水田面積は毎年 7 月 15 日時点（平成 13（2001）年度以前は毎年 8 月 1 日時点）、水田面積以外は 3 月末時点

図表－２　畑のかんがい施設等の整備状況（近畿）




資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」、農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」
注：1）畑面積は毎年 7 月 15 日時点（平成 13（2001）年度以前は毎年 8 月 1 日時点）、畑面積以外は 3 月末時点
2）末端農道整備済とは、畑に幅員 3m以上の農道が接している状態をいう。
3）畑地かんがい施設整備済は現在の集計方法と同等の年のみ掲載

図表－３　近畿の田畑整備状況

| 区分 | 田面積 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 30a程度以上区画整備済 | | 50a以上区画整備済 | |
| | [ha] | [ha] | 割合 [%] | [ha] | 割合 [%] |
| 滋賀 | 46,200 | 42,382 | 91.7 | 3,364 | 7.3 |
| 京都 | 22,600 | 10,569 | 46.8 | 1,343 | 5.9 |
| 大阪 | 8,200 | 1,375 | 16.8 | 242 | 3.0 |
| 兵庫 | 65,200 | 44,777 | 68.7 | 3,846 | 5.9 |
| 奈良 | 13,200 | 2,549 | 19.3 | 162 | 1.2 |
| 和歌山 | 8,930 | 397 | 4.4 | 33 | 0.4 |
| 近畿 | 164,300 | 102,050 | 62.1 | 8,989 | 5.5 |
| 全国 | 2,319,000 | 1,606,922 | 69.3 | 292,572 | 12.6 |

| 区分 | 畑面積 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 末端農道整備済面積 | | 畑地かんがい施設整備済面積 | |
| | [ha] | [ha] | 割合 [%] | [ha] | 割合 [%] |
| 滋賀 | 3,460 | 2,438 | 70.5 | 1,228 | 35.5 |
| 京都 | 6,480 | 2,186 | 33.7 | 1,690 | 26.1 |
| 大阪 | 3,690 | 1,178 | 31.9 | 670 | 18.2 |
| 兵庫 | 6,060 | 3,069 | 50.6 | 2,189 | 36.1 |
| 奈良 | 5,430 | 3,119 | 57.4 | 1,595 | 29.4 |
| 和歌山 | 21,800 | 12,083 | 55.4 | 7,410 | 34.0 |
| 近畿 | 46,900 | 24,074 | 51.3 | 14,781 | 31.5 |
| 全国 | 1,952,000 | 1,567,964 | 80.3 | 508,808 | 26.1 |

資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」、農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」
注：1)田の面積は「耕地及び作付面積統計」による令和 6 年 7 月 15 日時点の値。
2)各整備済面積は「農業基盤情報基礎調査」による令和 6 年 3 月 31 日時点の推計値。
3)区画整備済みとは、区画の形状が原則として方形に整形されている状態をいう。
4)末端農道整備済みとは、畑に幅員 3m 以上の農道が接している状態をいう。
5)掲載している数値については、四捨五入を行っているため、合計と内訳の積み上げが一致しない場合がある。

## ③　農業水利施設の長寿命化

○　農業水利施設の多くが耐用年数を超過している状況にあります。（図表－１）
○　近年において施設の老朽化等による突発事故が増加しており、計画的かつ効率的な補修・更新等を実施することで、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図ることが必要です。

図表－１　基幹水利施設の施設数、水路延長（全国、近畿）

| | 点的施設（箇所） | | | | | | 線的施設（km） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 貯水池 | 頭首工 | 水　門 | 管　理<br>設　備 | 機　場 | | 水　路 | 集水渠 |
| 全国合計 | 7,781 | 1,295 | 1,978 | 1,140 | 333 | 3,035 | 52,179 | 52,118 | 61 |
| うち耐用年数超過 | 4,622 | 137 | 943 | 883 | 248 | 2,411 | 25,857 | 25,814 | 48 |
| 近畿 | 390 | 89 | 115 | 33 | 38 | 132 | 2,349 | 2,347 | 2 |
| うち耐用年数超過 | 200 | 6 | 44 | 25 | 31 | 94 | 1,074 | 1,072 | 2 |

資料：農業基盤情報基礎調査（R5.3.31 時点の推計値）
(注) ラウンドの関係で、計が一致しない場合がある。

【管水路の突発事故（管の破裂）】



【管の破裂による道路陥没】



【管水路の調査点検・機能診断】



【管内面補修対策工】



## ④　農業用ため池の管理及び保全

○　近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケースが多発しています。
○　農業用ため池は、江戸時代以前に築造された施設が多く、権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑で離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適正に行われなくなることが懸念されます。
○　施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を早急に整備することを目的として「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年７月１日施行）」が制定されました。（図表－１）
○　農業用ため池の決壊による水害等の災害から国民の生命及び財産を守るため、防災重点農業用ため池における防災工事等を集中的かつ計画的に推進することを目的に、令和 12 年度末を期限とする「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が令和２年 10 月１日に施行されました。
○　法律の施行を受け、近畿の各府県は、防災重点農業用ため池を指定するとともに防災工事等を積極的に進めるため「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を策定しています。
○　この推進計画に基づく防災工事等を、特別措置法の期限内に遂行していくため、令和３年度に「防災重点農業用ため池緊急整備事業」が創設されています。

図表－１「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく近畿の府県別対応状況

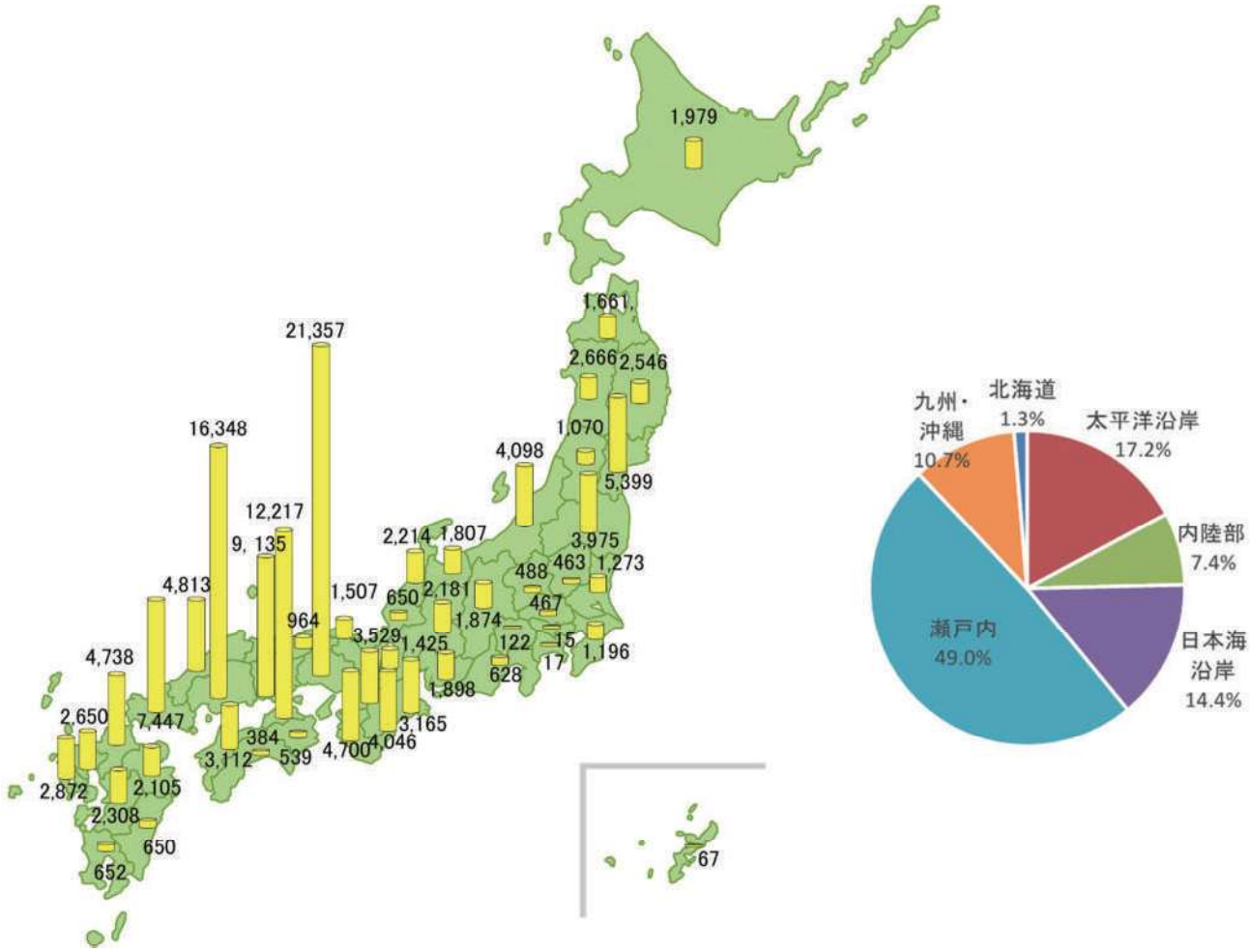
| 府県名 | ため池数（令和７年３月末時点） | ため池管理保全法に基づく届出対象数※1 | 届出数 | （参考）防災重点農業用ため池※2数（令和７年３月末時点） |
|---|---|---|---|---|
| 滋賀県 | 1,425 | 1,181 | 1,181 | 466 |
| 京都府 | 1,507 | 666 | 663 | 614 |
| 大阪府 | 3,529 | 2,283 | 2,275 | 2,352 |
| 兵庫県 | 21,357 | 17,746 | 17,741 | 6,121 |
| 奈良県 | 4,046 | 3,114 | 3,105 | 964 |
| 和歌山県 | 4,700 | 2,097 | 2,094 | 1,877 |
| 近　畿 | 36,564 | 27,087 | 27,059 | 12,394 |

※1　国又は地方公共団体が所有するものを除く農業用ため池を対象とし、利用実態がなく所有者等が不明で届け出すべき者を確知できない農業用ため池を除く。
※2　農林水産大臣が定める防災工事等基本指針に基づき、府県知事が指定。

【農業用ため池分布状況（令和７年３月末時点）】

## 農業用ため池とは

・降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。
・農業用ため池は全国に約 15 万箇所存在し、西日本を中心に全国に分布しています。
・瀬戸内地域は年間を通じて降水量が少ないことから、古くから農業用ため池が築造され全国の約５割が存在しています。




ため池の割合：令和７年３月末時点の農業用ため池箇所数を地域別に合計し、全体に占める割合を算出したもの

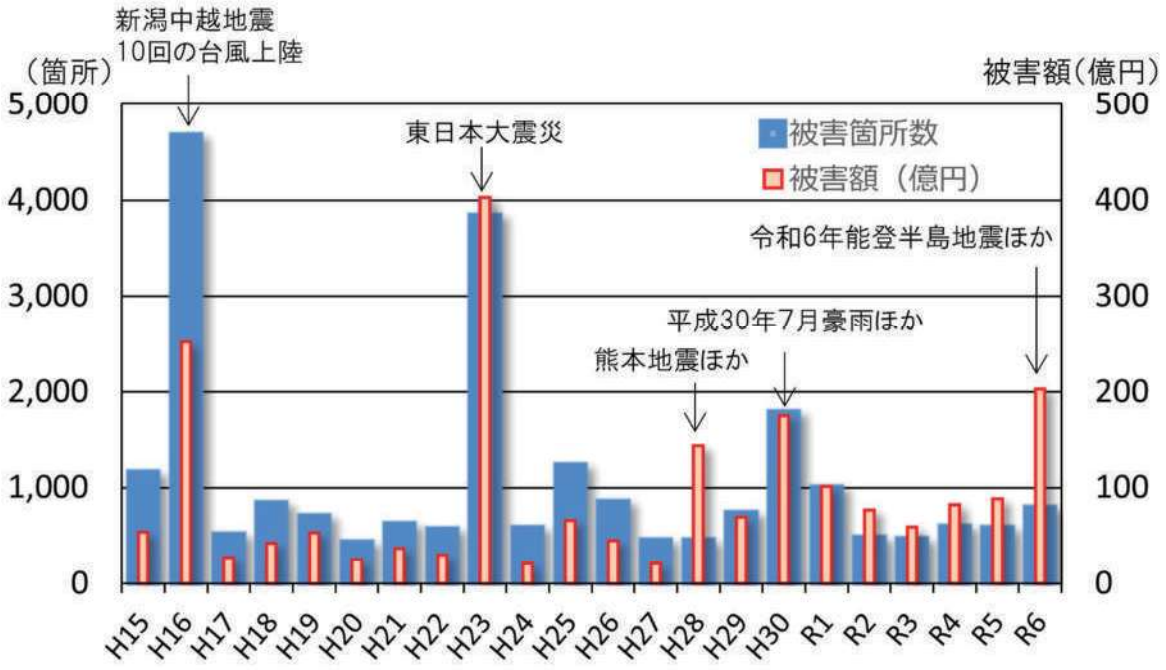
太平洋沿岸：岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、東京都、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県
内陸部：栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、山梨県、岐阜県、滋賀県、奈良県
日本海沿岸：青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、鳥取県、島根県
瀬戸内：大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県

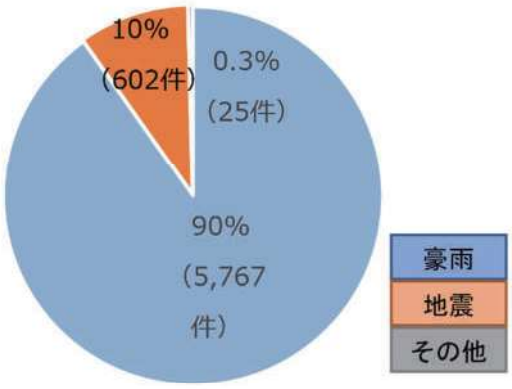
【農業用ため池被災状況（令和７年３月時点）】

## 農業用ため池の被災状況

・近年の自然災害による農業用ため池の被害は、平成 16 年の新潟中越地震と 10 回にわたる台風の上陸や平成 23 年東日本大震災による被害が顕著となっています。
・直近 10 年間（H27～R６）の自然災害による農業用ため池の被災原因は、90%が豪雨、10%が地震によるものとなっています。

農業用ため池の被害の推移



## ⑤　流域治水プロジェクト

○　「経済財政運営と改革の基本方針 2020（骨太方針 2020)」（令和２年７月 17 日閣議決定）において、防災・減災、国土強靱化への対応として「流域治水」が位置付けられました。

○　「流域治水」とは、近年激甚な水害が頻発していること、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されることから、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を進めることであり、各一級水系において「流域治水協議会」を設置し、「流域治水プロジェクト」として策定・公表されています。

○　農林水産省では、農業用ダムやため池の活用、田んぼダム（水田の活用）など、農地・農業水利施設が有する多面的機能を活かした「流域治水」の対策を行うこととしており、近畿農政局としても関係機関の意向等を踏まえつつ、積極的に推進する必要があります。

○近畿の流域治水協議会における
農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組状況（一級水系）

| 流域治水プロジェクト名 | 水田の活用 | ため池の活用 | 排水施設等の活用 | 農業用ダムの活用 | 関係府県 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1. 淀川水系流域治水プロジェクト | ○ | ○ | ○ | ○ | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、三重県 |
| 2. 由良川水系流域治水プロジェクト | ○ | ○ | | ○ | 京都府、兵庫県 |
| 3. 加古川水系流域治水プロジェクト | ○ | ○ | | ○ | 兵庫県 |
| 4. 揖保川水系流域治水プロジェクト | ○ | ○ | | | 兵庫県 |
| 5. 円山川水系流域治水プロジェクト | ○ | ○ | | ○ | 兵庫県 |
| 6. 大和川水系流域治水プロジェクト | ○ | ○ | ○ | ○ | 大阪府、奈良県 |
| 7. 紀の川水系流域治水プロジェクト | | ○ | ○ | ○ | 奈良県、和歌山県 |

※令和６年３月：全国 109 全ての一級水系、約 600 の二級水系で「流域治水プロジェクト」を策定公表

## 【農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）】

○　都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置している。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進。




### 農業用ダムの活用

○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げること等によって洪水調節機能を発揮。

○ 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

（各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留）




【施設の整備等】
○施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

### 水田の活用（田んぼダム）

○ 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の湛水被害リスクを低減。







【施設の整備等】
○水田整備、田んぼダムの取組促進

### 排水施設等の活用

○ 農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。







【施設の整備等】
○老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等

### ため池の活用

○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることによって洪水調節機能を発揮。




○ 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。




【施設の整備等】
○堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等

## ⑥　農業用ダムの洪水調節機能の強化

○　近年の水害の激甚化等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携のもと、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針が定められました。

○　全ての既存ダムを対象に洪水調節機能の強化に向けた検討を行い、令和２年の出水期までに一級水系全利水ダムで治水協定（ダム管理者・水利権者・河川管理者）が締結されました。二級水系の利水ダムについても緊要性等に応じて順次、治水協定が締結されています。

※　洪水調節機能の強化とは、現行設備による放流により、洪水調節可能容量の範囲内において、「事前放流」や「時期ごとの貯水位運用」を実施する取組です。

近畿の取組状況（一級水系：令和２年５月 29 日治水協定締結）

| 一級水系名 | ダ　ム　名 |
|---|---|
| 淀川水系 | 【国造（滋賀県）】：永源寺ダム、野洲川ダム、蔵王ダム<br>【国造（奈良県）】：上津ダム<br>【補助（滋賀県）】：犬上川ダム<br>【補助（奈良県）】：宮奥ダム<br>【補助（三重県）】：真泥ダム |
| 由良川水系 | 【補助（京都府）】：豊富ダム |
| 大和川水系 | 【補助（大阪府）】：滝畑ダム |
| 加古川水系 | 【国造（兵庫県）】：呑吐ダム、大川瀬ダム、鴨川ダム、糀屋ダム<br>【補助（兵庫県）】：八幡谷ダム、鍔市ダム、佐仲ダム、藤岡ダム |
| 円山川水系 | 【補助（兵庫県）】：大町大池 |
| 紀の川水系 | 【国造（奈良県）】：大迫ダム、津風呂ダム、一の木ダム<br>【国造（和歌山県）】：山田ダム |

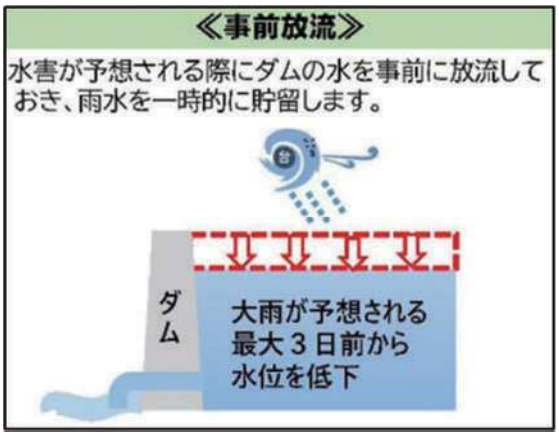
※三重県は東海農政局管内。

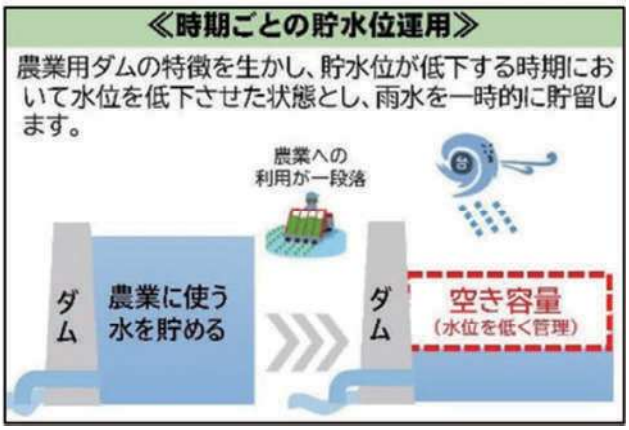
近畿の取組状況（二級水系：（兵庫県）令和２年８月 31 日治水協定締結）
（和歌山県）令和３年４月 28 日治水協定締結）

| 二級水系名 | ダ　ム　名 |
|---|---|
| 野島川水系 | 【国造（兵庫県）】：常盤ダム |
| 楠本川水系 | 【国造（兵庫県）】：谷山ダム |
| 本庄川水系 | 【補助（兵庫県）】：本庄川ダム |
| 洲本川水系 | 【補助（兵庫県）】：鮎屋川ダム |
| 三原川水系 | 【補助（兵庫県）】：大日川ダム |
| 南部川水系 | 【国造（和歌山県）】：島ノ瀬ダム |

※【国造】：国営事業で築造したダム（国営造成施設の略）、【補助】：補助事業で築造したダム

【農業用ダムの洪水調節機能強化にかかる取組方法】



## ⑦　農村整備

○　老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性の確保など、農村に人が安心して住み続けられる整備として、農業集落排水施設や農道等の再編（集約･撤去）、強靭化（保全･耐震）、高度化（改良）などを推進しています。

○　中山間地域における農業生産基盤と生産・販売施設などの一体的な整備、また、農業農村インフラの管理の省力化やスマート農業の実装など情報通信環境の整備を推進しています。

【農村整備における整備イメージ】




【整備地区事例】

農道の整備




農業集落排水施設の整備



農業生産基盤の整備



【農道】

農業の生産性の向上と農産物流通の合理化を図ることを主目的に整備される道路です。

【農業集落排水施設】

農業用用排水の水質保全、農村の生活環境の改善などを図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などを処理する施設です。

# （８）需要に応じた米生産

## ①　主食用米の需要

○　農林水産省では、一人当たりの消費量（インバウンド需要除く）に人口を乗じ、当該年のインバウンド需要（推計値）を加えることで、主食用米の年間需要量の見通しを算出しています。
　令和 7/8年の需要量は、全国で691.2万～704.4万トンの需要を見込んでいます。（図－１）

○　近畿２府４県は、日本の人口の約16%を占める食料の大消費地です。このため、需要量は、112.7万～114.8万トンと見込まれます。（図表－１）

○　国内の主食用米の需要は、高齢化や人口減少、食料消費における選択の多様化と嗜好の変化などを背景に、毎年約 10 万トンずつ減少を続けていましたが、近年、外国人観光客の増加によるインバウンド需要が高まっています。
　令和７年の近畿地方における外国人延べ宿泊者数は、全国の4分の1を超えており、特に令和７年については、大阪・関西万博が開催されたことにより、来場する外国人観光客も需要を押し上げた要因の一つとなっています。（図－２、図表－２）

図－１令和 7/8 年の主食用米の需要見通しの算出




資料：農林水産省「米をめぐる状況について（令和８年３月）」

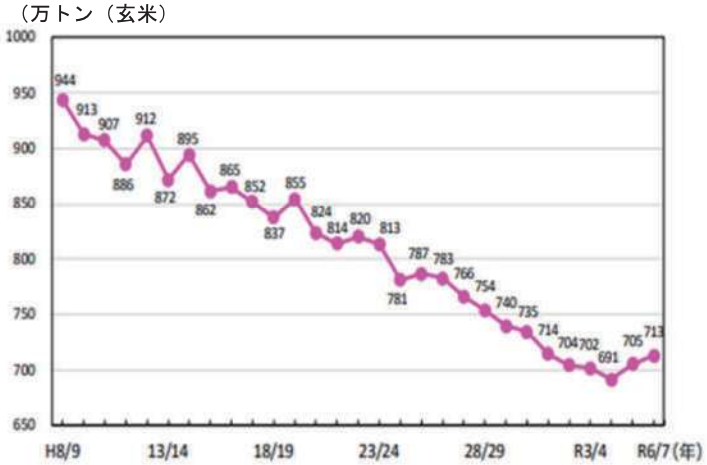
図表－１近畿の主食用米需要見通し

（人口：千人、需要見通し：万ｔ）

| | 人口 | 需要見通し |
|---|---|---|
| 滋賀県 | 1,397 | 7.8～8 |
| 京都府 | 2,507 | 14.1～14.3 |
| 大阪府 | 8,778 | 48.9～49.8 |
| 兵庫県 | 5,307 | 29.8～30.4 |
| 奈良県 | 1,274 | 7.2～7.3 |
| 和歌山県 | 868 | 4.9～5 |
| 近畿 | 20,131 | 112.7～114.8 |
| 全国 | 123,210 | 691.2～704.4 |

資料：府県の人口は、各府県の公表資料（令和７年 10 月１日現在推計値）

図－２主食用米需要の推移




資料：農林水産省「米に関するマンスリーレポート（令和８年３月）」

図表－２近畿の外国人延べ宿泊者数

（千人泊）

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 滋賀県 | 10 | 37 | 259 | 244 | 224 |
| 京都府 | 78 | 1,109 | 9,950 | 8,340 | 8,918 |
| 大阪府 | 275 | 1,813 | 15,670 | 13,829 | 14,016 |
| 兵庫県 | 50 | 116 | 908 | 1,056 | 1,268 |
| 奈良県 | 6 | 18 | 219 | 303 | 374 |
| 和歌山県 | 5 | 30 | 247 | 651 | 749 |
| 近畿 | 424 | 3,123 | 27,253 | 24,423 | 25,549 |
| 全国 | 3,438 | 13,609 | 95,028 | 90,983 | 98,486 |

資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

## ②　米の生産状況

○　米（主食用米）の生産・販売は、農業者や集荷業者・団体が中心となって、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえながら、需要に応じた作付方針（生産の目安）を策定し取り組むこととなっています。（図表－１）
○　近畿では、各府県が自主的に設定した作付方針（生産の目安）に沿って、需要に応じた生産・販売に向けた取組が着実に進められてきましたが、主食用米の不足を受けて、加工用米や飼料用米、備蓄米等からの転換等があったため、管内の主食用米の作付面積は、前年産の作付実績よりも増加しています。（図表－２）
○　農林水産省では、引き続き、各県・各産地の作付意向の把握・公表、米に関するマンスリーレポート等の情報提供を行うとともに、戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金（図表－３）等の支援を講じることとしています。

### 図表－１　令和７(2025)年産主食用米の需要に応じた生産の取組状況

（単位：ｔ、ha）

| | 作付方針（生産の目安） | | 主食用米 | | 実績と作付方針の差 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 生産量 | 作付面積 | 実生産量 | 実作付面積 | 生産量 | 作付面積 |
| 滋賀 | 148,000 | 28,516 | 157,000 | 29,300 | 9,000 | 784 |
| 京都 | 63,220 | 12,396 | 70,800 | 13,200 | 7,580 | 804 |
| 大阪 注2 | － | － | 20,100 | 4,100 | － | － |
| 兵庫 注3 | 173,700 | 34,712 | 147,653 | 29,430 | ▲ 49,747 | ▲ 10,012 |
| 奈良 | 40,082 | 7,820 | 41,500 | 7,750 | 1,418 | ▲ 70 |
| 和歌山 | 29,780 | 5,968 | 29,900 | 5,600 | 120 | ▲ 368 |
| 近畿 | 454,782 | 89,412 | 466,953 | 89,380 | ▲ 31,629 | ▲ 8,862 |
| 全国 | 7,477,000 | | 7,790,000 | 1,425,000 | 313,000 | |

資料：農林水産省調べ
注１：近畿各府県の作付方針（生産の目安）は、各県の再生協議会等が設定したもの。（ただし、生産量又は作付面積が未設定の場合は平年収量を用いて算出）
注２：大阪府は、作付方針（生産の目安）を設定していない。
注３：兵庫県の作付方針（生産の目安）には酒造好適米（23,700ｔ）を含んでいないが、実生産量及び実作付面積には酒造好適米を含む。
注４：近畿各府県の積上げ値と近畿計は、一致しない場合がある。
注５：全国の生産量は、国が令和7年10月30日に策定した基本指針（需給見通し）における主食用米等生産量。
注６：主食用米の実生産量及び実作付面積は、大臣官房統計部が令和8年3月6日に公表した作物統計調査「令和7年産水陸稲の収穫量」。

### 図表－２　令和７(2025)年産米等の作付状況（令和７年９月15日時点）

（単位:ha）

| | 主食用米 | | 備蓄用米 | | 戦略作物 | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 加工用米 | | 米粉用米 | | 飼料用米 | | ＷＣＳ用稲（稲発酵粗飼料稲） | | 新市場開拓用米（輸出用米） | | 麦（基幹） | | 大豆（基幹） | |
| | 作付実績 | 増減（前年比） | 作付実績 | 増減（前年比） | 作付実績 | 増減（前年比） | 作付実績 | 増減（前年比） | 作付実績 | 増減（前年比） | 作付実績 | 増減（前年比） | 作付実績 | 増減（前年比） | 作付実績 | 増減（前年比） | 作付実績 | 増減（前年比） |
| 滋賀 | 29,300 | + 1,900 | 0 | ▲ 231 | 296 | ▲ 209 | 37 | ▲ 13 | 601 | ▲ 907 | 330 | ▲ 4 | 136 | ▲ 114 | 7,941 | ▲ 564 | 620 | 83 |
| 京都 | 13,200 | + 200 | － | － | 355 | ▲ 174 | 10 | ▲ 2 | 69 | ▲ 50 | 147 | ▲ 31 | 19 | ▲ 2 | 254 | ▲ 20 | 214 | ▲ 50 |
| 大阪 | 4,100 | ▲ 190 | － | － | 0 | ▲ 0 | 1 | 0 | 1 | ▲ 5 | 5 | ▲ 1 | － | － | 1 | 1 | 5 | 0 |
| 兵庫 | 33,600 | + 1,400 | － | － | 563 | ▲ 104 | 29 | ▲ 11 | 250 | ▲ 441 | 910 | ▲ 130 | 193 | ▲ 22 | 1,810 | ▲ 144 | 1,351 | ▲ 269 |
| 奈良 | 7,750 | ▲ 210 | － | － | 4 | ▲ 7 | 13 | ▲ 18 | 8 | ▲ 24 | 39 | ▲ 2 | － | － | 74 | 2 | 28 | 5 |
| 和歌山 | 5,600 | ▲ 80 | － | － | － | － | 1 | 0 | 2 | ▲ 1 | 2 | ▲ 1 | － | － | 9 | ▲ 1 | 8 | ▲ 0 |

資料：農林水産省「令和７年産の水田における作付状況について（令和７年９月30日時点）」（令和７年10月公表）データを基に農政局で作成

## 図表－３　令和６（2024）年度水田活用の直接支払交付金交付状況（令和７年４月末時点）

（単位：億円、ha）

| 府　県 | 支払件数 | 支払金額 | 戦略作物助成（基幹作物）面積 | | | | | | | 参考 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 麦 | 大豆 | 飼料作物 | ＷＣＳ用稲 | 米粉用米 | 飼料用米 | 加工用米 | そば | なたね | 新市場開拓用米（輸出用米） | 地力増進作物 |
| 滋賀 | 3,713 | 55.5 | 5,500 | 507 | 169 | 317 | 43 | 1,501 | 299 | 113 | 11 | 213 | 4 |
| 京都 | 3,327 | 10.3 | 221 | 202 | 40 | 176 | 11 | 118 | 206 | 128 | － | 8 | 2 |
| 大阪 | 1,438 | 1.0 | － | 4 | 1 | 6 | 1 | 6 | 0 | － | － | － | － |
| 兵庫 | 11,612 | 42.2 | 1,782 | 1,337 | 665 | 1,026 | 30 | 671 | 620 | 97 | 8 | 194 | 63 |
| 奈良 | 1,180 | 2.3 | 73 | 22 | 5 | 41 | 29 | 32 | 9 | 2 | 0 | － | 1 |
| 和歌山 | 1,625 | 1.0 | 9 | 7 | 2 | 4 | 1 | 2 | － | 2 | － | － | － |
| 近畿 | 22,895 | 112.3 | 7,585 | 2,079 | 882 | 1,570 | 115 | 2,330 | 1,134 | 342 | 19 | 415 | 70 |

資料：農林水産省「令和6年度の経営所得安定対策等の支払実績」（令和7年9月30日公表）データを基に農政局で作成

※　飼料作物については、WCS用稲を除く

## ③　米の消費拡大

○　米の需要の減少は、食生活の変化等の影響もあります。食事内容の変化をみると、昭和 40 年度に比べ、令和６年度には牛肉料理や植物油の消費が大きく増加している一方、国民１人当たりのごはんは１日５杯程食べていたものが、1 日 2.4 杯程まで減少しています。ごはんを１日にもうひと口食べることで、カロリーベース食料自給率が１%アップします。（図表－１、図表－２）

○　ごはん食を通じた食育の推進を図るため、こども食堂・こども宅食やフードバンクに政府備蓄米を無償交付しています。また、児童・生徒・幼児等における「米の備蓄制度」への理解促進などのため、学校給食等に使用する米の一部に対し、政府備蓄米を無償で交付しています。

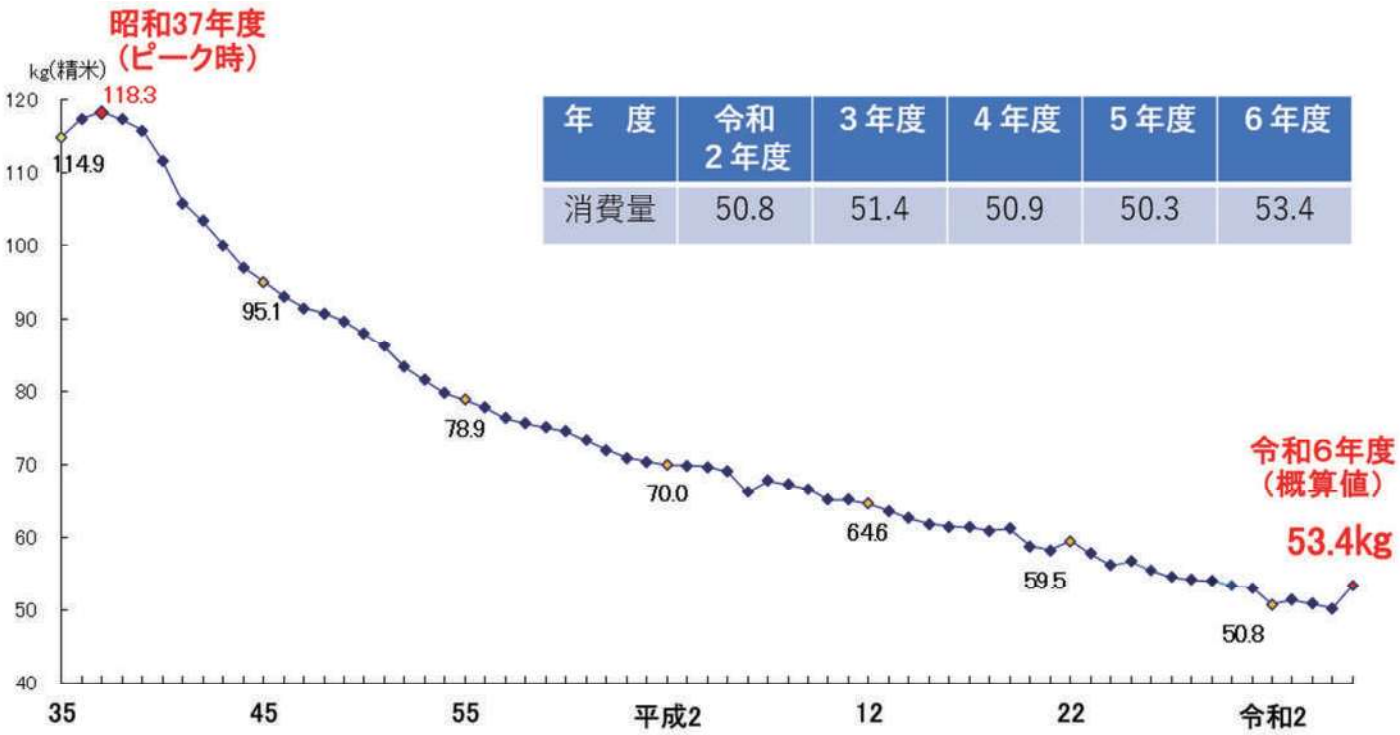
○　米の可能性を多くの人に知ってもらい、食料自給率の向上に資するため米粉の利用促進に取り組んでいます。このため、米粉フェスを後援しています。また、生産者と実需者との新たな結びつきによる商品開発を支援するため米粉商談会を開催しました。

図表－１：米の消費量変化の現状　食の多様化（具体的メニューの回数変化）




資料：農林水産省「食料需給表」

図表－２：一人１年当たりの米の消費量　（kg/精米）




| 年　度 | 令和２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 消費量 | 50.8 | 51.4 | 50.9 | 50.3 | 53.4 |

資料：農林水産省「食料需給表」

近畿の米の消費拡大や米粉の情報を掲載中です　（近畿農政局 HP 掲載）











左上：米粉料理教室で紹介した料理
右上：米粉フェス 2025 の様子
左下、右下：米粉関連動画（農政局作成）

# （９）生産基盤の強化と流通・加工の合理化

## ①　水田における高収益作物の導入

○　需要に応じた米の生産と併せて、水田における野菜等の高収益作物の生産を推進し、より所得の高い経営構造への転換を図ることが重要です。

○　このため、近畿農政局では作物の生産振興を担当する生産部、農業の担い手育成を担当する経営・事業支援部、基盤整備を担当する農村振興部の関係課が連携し、平成 31 年２月から「近畿農政局水田農業高収益化推進プロジェクトチーム」を発足させ、基盤整備や施設機械導入等の各種支援を行っています。

○　また、プロジェクトチームでは、府県市町村や農業者団体に加え、量販店や食品企業といった実需者の参加を得て、双方の取引関係の構築に向けて、生産者と実需者とのマッチング支援に取り組んでいます。

○　令和７年度は、有機農産物、府県認証農産物、米粉、いちご、国営基盤整備地区等や、日本政策金融公庫、西播磨地域の市町等の関係機関と連携し、生産者と実需者とのマッチング支援を行いました。

　延べ生産者 125 団体、実需者 125 社等、総勢 565 名が参加され、延べ 738 個別商談を実施し、商談成立・見込み（再商談等）が 183 件となりました。

| | |
|---|---|
| ６月 | 需要の見込まれる優良種苗に係る情報交換・勉強会（青果育種研究会等と連携）、関係機関等 90 名参加 |
| ７月 | 有機農産物等の商談会（環境部局と連携）、関係機関等 70 名参加 |
| 11 月 | 府県認証農産物の商談会（府県と連携）、関係機関等 50 名参加 |
| 11 月 | 米粉等商談会（近畿米粉食品普及推進協議会と連携）、関係機関等 50 名参加 |
| 11 月 | いちごの商談会（BUZZMAFF、府県と連携）、関係機関等 90 名参加 |
| １月 | 近畿農政局・日本政策金融公庫との合同商談会、関係機関等 65 名参加 |
| ２月 | 農村関係人口の拡大に向けた情報交換・商談会（基盤整備部局と連携）、関係機関等 80 名参加 |
| ３月 | 西播磨地域における地場農産物等の商談会（たつの市外６市町と連携）、関係機関等 70 名参加 |



（いちごの商談会）



（日本政策金融公庫との合同商談会）



（農村関係人口の拡大に向けた商談会）

## ②　園芸作物の生産体制強化

○　我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重要な役割を果たしており、農業者の高齢化の進行や、消費・流通構造の変化等への対応が求められています。
○　このため、農林水産省では、国産農産物の安定的な供給体制を構築するため、各種支援策を講じています。
○　近畿農政局では、需要の変化に対応した園芸作物の先導的な取組、海外等の新市場を開拓していくための拠点整備を支援しています。（図表－１）

図表－１　産地の課題に対応した支援

**～てん茶の需要拡大に対応した収益力向上～**

グリーンウェーブ月ヶ瀬では、てん茶（抹茶の原料）需要の伸びに伴い拡大した生産量に対応するため、処理能力の高いネット型てん茶乾燥炉を整備することにより、茶工場の機能向上及び品質の安定化を図り、実需者への優位販売や煎茶からてん茶への転換による収益力向上に取り組んでいます。

**（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）**

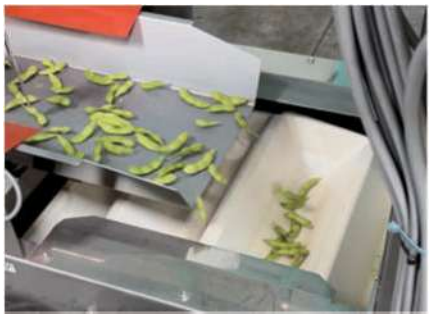


ネット型てん茶乾燥炉

**～高品質な黒大豆枝豆の産地形成による収益力向上～**

JA 兵庫六甲では、黒大豆枝豆の脱莢（だっきょう）から選別、袋詰めなどの出荷調製作業の省力化と品質向上を図るため、色や形の識別・異物検出が可能な選別機や洗浄・脱水機、予冷庫を備えた出荷調製施設を整備し、黒大豆枝豆のブランド化と産地拡大による収益力向上に取り組んでいます。

**（産地生産基盤パワーアップ事業）**



黒大豆枝豆の出荷調製施設

**～神戸産ワインの輸出拡大によるぶどう産地拡大～**

白鶴酒造株式会社では、海外からの日本ワインの需要に対応するため、高品質ワイン向けの小規模醸造施設等を整備しました。また、原料にこだわった神戸産ワイン用ぶどうを使用するため、栽培園地の収量の増産及び品質を高めた栽培技術の向上を図り、高品質な原料の安定供給と産地拡大に取り組むとともに海外市場への拡大に取り組んでいます。

**（産地生産基盤パワーアップ事業）**



ワイン用ぶどうの小規模醸造施設

## ③　農畜産物の消費拡大

○　農畜産物の国内消費は長期的にみて減少傾向で推移しています。
○　このため、近畿農政局では、消費者の部屋等を活用した情報発信、野菜を食べようプロジェクトなど様々なキャンペーンを展開しています。（図表－１、２）
○　今後も、農畜産物の消費拡大に向けて、様々な取組を進めていきます。

（図表－１）消費者の部屋等の展示




夏休み親子見学デーでの乳しぼり体験




茨木市立中央図書館での畜産物 PR 展示の様子




フラワーバレンタインを PR する展示



来庁者に向けて本局内で展示






局内展示でのお茶の PR 展示の様子




くだもの 200 グラム運動を紹介




滋賀県立図書館での野菜の PR 展示の様子

（図表－２）消費拡大を呼びかけるポスター


















## ④　畜産・酪農の生産基盤強化（畜産クラスター事業）

○　我が国の畜産・酪農は、TPP11 協定を含め各国との経済連携協定等が発効されるなど、新たな国際環境の下で収益力の向上や生産基盤の強化を図っていく必要があります。このため、畜産農家を始めとする地域の関係事業者が連携する畜産クラスター※の仕組みを活用し、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、経営基盤継承の推進など、地域一体となって行う取組を支援する畜産クラスター事業を平成 27 年度から実施しています。

○　近畿管内では、これまでに 59 の畜産クラスター協議会が設立され、協議会が計画した当該地域における畜産の収益力向上を図るための施設整備や機械導入の取組のうち、令和７年度までに 112 件の畜舎等の施設整備を支援しています（図表）。

○　畜舎、堆肥舎等の建築に関しては、建築基準法の特例を定めることを内容とする「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（以下「畜舎特例法」という。）が令和４年４月に施行されました。これにより、都道府県に畜舎建築利用計画を申請し、認定を受ければ、一定の利用基準を遵守することで、緩和された構造等の技術基準で畜舎を建築することができるため、農業者や建築士の創意工夫により建築費を抑え、規模拡大や省力化機械の導入が一層進むことが期待されています。また、令和５年４月から、畜舎特例法の「畜舎等」の対象に畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等が追加されました。

※　畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）が、ぶどうの房（クラスター）のように一体的に連携・結集することで、地域全体で畜産の収益向上を図る取組。

【図表】近畿の畜産クラスター協議会数及び畜産クラスター事業（施設整備）の実施件数
（R8 年 3 月末現在）

| 府　県 | 畜産クラスター協議会数 | 実施件数 | 畜種別内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 乳用牛 | 肉用牛 | 養　豚 | 養　鶏 |
| 滋 賀 県 | １０ | ３９ | ６ | ３３ | － | － |
| 京 都 府 | １０ | ２４ | ５ | ７ | ５ | ７ |
| 大 阪 府 | ４ | － | － | － | － | － |
| 兵 庫 県 | ２４ | ４０ | ６ | ３２ | － | ２ |
| 奈 良 県 | ９ | ９ | ２ | ２ | － | ５ |
| 和歌山県 | ２ | － | － | － | － | － |
| 近畿　計 | ５９ | １１２ | １９ | ７４ | ５ | １４ |

資料：近畿農政局調べ



畜産クラスター事業で整備した牛舎内



畜産クラスター事業で整備した堆肥舎

## ⑤　スマート農業

○　令和６年 10 月に「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（スマート農業技術活用促進法）」が施行されました。本法律では生産と開発に関する２つの計画認定制度を設け、認定を受けた農業者やサービス事業者は税制・金融等の支援措置を受けることができます。

○　生産に関する「生産方式革新実施計画」は、全国で 120 計画が認定されています。近畿農政局では、計画の認定を促進するため、制度の周知と計画認定の希望者に対する伴走支援に取り組み、６計画を認定しています（７年度末時点）。（図表－１）

○　また、農業者の生産活動を支援するサービスを提供するために必要なスマート農業機械等の導入を支援しており、近畿農政局管内では、３年度から７年度末まで 166 事業者が活用しています。

○　７年 12 月には、農研機構西日本農研センターとの共催により、「スマート農業推進フォーラム 2025in 近畿」として、スマート農業に関するセミナー及び企業と生産者との情報交換会を実施しました。８年１月には、和歌山県との共催により、管内の課題に対応した「中山間地域における果樹等のスマート農業技術に関する研修会及び展示・実演会」を開催しました。（図表－２、３）

図表－１：「生産方式革新実施計画」認定証授与式



有限会社三和鶏園



下間康広氏・（有）グリーンファームささやま

図表－２：スマート農業推進フォーラム 2025in 近畿（大阪市）



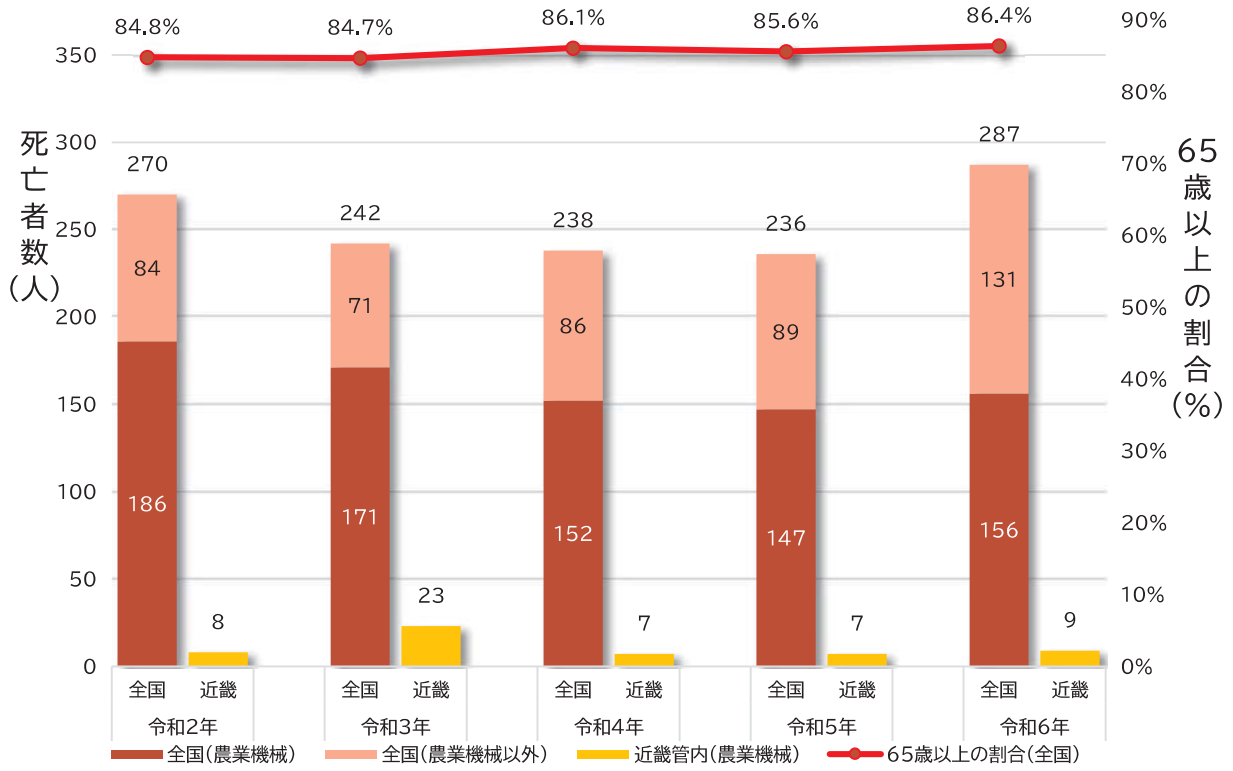
図表－３：中山間地域における果樹等のスマート農業技術に関する研修会及び展示・実演会（有田川町）



## ⑥　農作業安全対策

○　全国では、令和６年度に農作業死亡事故が 287 件発生していますが、そのうち８割以上は 65 歳以上の高齢者によるものです。このことから、特に高齢者を中心として事故件数を減少させることが喫緊の課題となっています。（図表－１）
○　近畿管内では、作付面積、農家数が他府県と比較して大きい兵庫県で、死亡事故件数が多くなっています。（図表－２）
○　農林水産省では、農作業事故死亡者数を令和６年度から令和８年度の３年間で令和４年度の件数から半減（238 人→119 人）することを目標として設定し、農作業安全に関する研修の実施を推進する等、事故防止に向けた取組を行っています。

図表－１　農作業死亡事故の推移（全国・近畿）




資料：農林水産省調べ

図表－２　農作業死亡事故推移（府県別）　（単位：人）

| 年度 | 滋賀 | 京都 | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 | 近畿 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R2 | － | － | － | 8 | － | － | 8 |
| R3 | 6 | － | － | 8 | 4 | 5 | 23 |
| R4 | － | － | － | 7 | － | － | 7 |
| R5 | － | － | － | 7 | － | － | 7 |
| R6 | 5 | － | 4 | － | － | － | 9 |

資料：農林水産省調べ（事故者数が０～３人の府県は「-」で示している。）

## ⑦　ＧＡＰ（農業生産工程管理）

○　GAP※は、農業経営の改善や効率化、環境負荷の低減につながるとともに、輸出を含め取引に際してブランド力の向上に資するなど重要な取組です。

○　近畿の GAP 認証取得経営体数（令和７年３月末時点（**ASIAGAP 及び JGAP**））は、232 経営体（全国 6,693 経営体）となっており、工芸作物の生産が盛んな京都府や奈良県で多くなっています。（図表－１）品目別では、茶が全体の６割以上を占めています。（図表－２）これは、原材料の安全性についての説明責任が高まっていることや、拡大基調にある輸出先で取引の際に必要となってきていること等を背景に、実需者が茶の品質保証をより求めていることが一因にあると考えられます。

○　農林水産省では令和 12 年までに、ほぼ全ての国内の産地で国際水準 GAP を実施することを目標に掲げており、府県における指導体制の構築や生産現場への普及啓発のほか、優良事例表彰による機運の醸成、団体認証取得等の支援、実需者に対する GAP 認証農産物の流通拡大に向けた働きかけなど様々な取組を進めています。

※ＧＡＰ（Good Agricultural Practice）農業生産工程管理。農業において、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護及び農場経営管理の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

図表－１　GAP 認証取得経営体数　（単位：経営体）

| | ASIAGAP | JGAP | 計 |
|---|---|---|---|
| 滋　賀 | 4 | 15 | 19 |
| 京　都 | 81 | 12 | 93 |
| 大　阪 | 0 | 7 | 7 |
| 兵　庫 | 5 | 29 | 34 |
| 奈　良 | 54 | 11 | 65 |
| 和歌山 | 1 | 13 | 14 |
| 近　畿 | 145 | 87 | 232 |
| 全　国 | 1,761 | 4,932 | 6,693 |

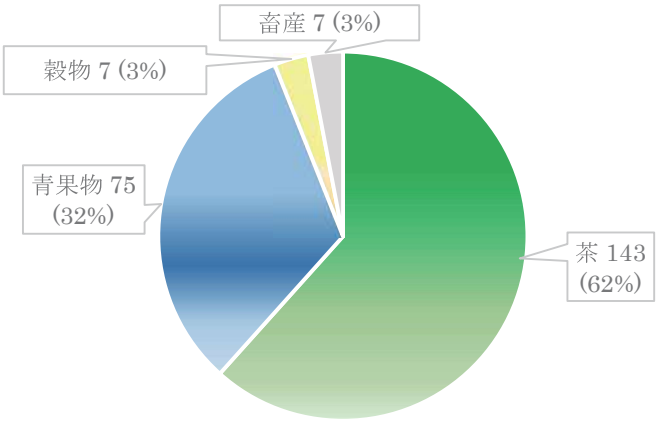
ASIAGAP：一般社団法人日本のＧＡＰ協会が策定した第三者認証のＧＡＰ。国際承認を取得しており、アジアで普及を目指す。

JGAP:一般社団法人日本のＧＡＰ協会が策定した第三者認証のＧＡＰ。日本で普及。

GLOBALG.A.P.：ドイツの Food PLUS GmbH が策定した第三者認証のＧＡＰ。主に欧州で普及。

資料：（一社）日本 GAP 協会公表（令和７年３月末時点）。
GLOBALG.A.P.は全国で 721 経営体（令和７年３月末時点）、GLOBALG.A.P.提供。

図表－２　品目別の GAP 認証取得経営体数（近畿）




資料：（一社）日本 GAP 協会公表資料等を基に近畿農政局で作成
令和７年３月末時点

# （10）知的財産・地域ブランド

## ①　地理的表示（ＧＩ）保護制度

○　「地理的表示（ＧＩ）保護制度」は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度です。

○　国内の登録産品 17 のうち近畿では、農産物９産品、畜産物３産品、水産物１産品、加工品５産品の 計 18 産品（令和８年３月末現在）が登録されており、近畿農政局では、制度の普及、更なる登録に向けた取組とともに、制度の適正な執行のための検査を行っています。（図表―1）

～ＧＩ登録によるメリット～

◆真正な日本産品「ジャパン・ブランド」としてアピールできることにより、競合する産品との差別化・競争力強化にも役立ちます。

◆国内における名称の不正使用や模倣品を市場から排除（行政（農林水産省）が取締りを実施）し、名称、ブランド価値の保護に役立ちます。

◆ＥＵ及び英国とのＧＩ産品の相互保護制度により、ＧＩ相互保護国であるＥＵ及び英国において外国当局が不正の取締りを行うことで、外国でも保護されます。（図表－１の★☆）

**図表－1　近畿のＧＩ登録産品（外国における相互保護：☆＝EU、★＝英国）**

| 登録番号<br>登録日 | 産品名 | | 特徴 |
|---|---|---|---|
| 第２号<br>平成 27 年<br>12 月 22 日 |  | 但馬牛、<br>但馬ビーフ、TAJIMA BEEF<br>（兵庫県）　☆★ | 兵庫県北部の但馬地方の山あいで長い歳月をかけ改良が重ねられた但馬牛を素牛として肥育し、A・B2 等級以上に格付けされた枝肉であり、肉そのものが柔らかい。 |
| 第３号<br>平成 27 年<br>12 月 22 日 |  | 神戸ビーフ、神戸肉、<br>神戸牛、KOBE BEEF<br>（兵庫県）　☆★ | 兵庫県北部の但馬地方の山あいで長い歳月をかけ改良が重ねられた但馬牛を素牛として肥育し、A・B4 等級以上で BMSNo6 以上に格付けされた枝肉であり、最高級の霜ふり肉。 |
| 第 12 号<br>平成 28 年<br>3 月 29 日 |  | 三輪素麺 、<br>Miwa Somen<br>（奈良県）　☆★ | 約 1300 年前の奈良時代に生産が始まり、三輪地方が手延べ素麺発祥の地と伝えられている。しっかりとしたコシの強さから、伸縮性に優れており、非常に細い製麺が可能であることと、茹で上げ後の茹で伸びが抑制される。 |
| 第 37 号<br>平成 29 年<br>6 月 23 日 |  | 万願寺甘とう、<br>Manganji Amato<br>（京都府）　☆★ | 辛み成分のない甘味種とうがらし。ピーマンのような肉厚な果肉を有する。大型果であるが果肉は柔らかく、丸ごと食べられる。肩部のくびれとやや湾曲した果形が特徴。さわやかな甘い香りと、ほのかなとうがらしの香りが匂う独特の風味。 |
| 第 39 号<br>平成 29 年<br>8 月 10 日 |  | 紀州金山寺味噌<br>（和歌山県）　☆★ | 和歌山県内で伝統製法により生産されている食べる味噌。野菜を麹と一緒に仕込み、発酵・熟成させているため、麹と野菜の味とが溶け合い、味がまろやかである。また、粒が残った状態でも柔らかな食感。 |
| 第 56 号<br>平成 29 年<br>12 月 15 日 |  | 近江牛、<br>OMI BEEF<br>（滋賀県）　☆★ | 兵庫県北部の但馬地方の山あいで長い歳月をかけ改良が重ねられた但馬牛を素牛として肥育し、A・B4 等級以上で BMSNo6 以上に格付けされた枝肉であり、最高級の霜ふり肉。 |
| 第 78 号<br>令和元年<br>5 月 8 日 |  | 佐用もち大豆、<br>Sayo Mochidaizu<br>（兵庫県）　☆★ | グリシニン（タンパク質）含有量が多く、加熱するともちもちした食感を有する在来種の大豆。一般的な品種と比較すると大粒で約３割重く、ショ糖をはじめとした糖質含量が高く甘味が強い。大豆を専門に取り扱う流通業者からこれらの品質が高く評価されている。 |

| 登録番号<br>登録日 | 産品名 | | 特徴 |
|---|---|---|---|
| 第 85 号<br>令和元年<br>9 月 9 日 |  | 伊吹そば、Ibuki Soba、伊吹在来そば、Ibuki Zairaisoba<br>（滋賀県）　☆★ | 伊吹山中腹で栽培されてきた在来種で主に直径 4.5mm 以下の小粒なそば。甘皮（種皮）の部分が多く、それに由来する緑の色調や香りが強く出る。また、うま味と甘みは他の優良品種と比べても遜色がなく、製粉業者やそば店から高く評価されている。 |
| 第 108 号<br>令和 3 年<br>5 月 31<br>日 |  | わかやま布引だいこん、Wakayama Nunohiki Daikon<br>（和歌山県）　★ | 生産地である和歌山市布引地区、内原地区、紀三井寺地区、毛見地区の砂質土壌で生産される青首大根。根部の上から下まで太さがそろいヒゲ根が少なく、毛穴が浅く肌のきめが細かい。また、市場関係者からも、産品の品質の良さが評価され、高値での取引に繋がっている。 |
| 第 122 号<br>令和 4 年<br>10 月 21<br>日 |  | 近江日野産日野菜、Omi Hinosan Hinona<br>（滋賀県） | ほっそりとした形と酢のみで安定的にさくら色を発色するほど根の上部まで濃い赤紫の色調を呈している。 |
| 第 133 号<br>令和 5 年<br>7 月 20<br>日 |  | あら川の桃、Arakawa no Momo、Arakawa Peach<br>（和歌山県） | 外観に優れ良好な食味や数百年に及ぶ歴史と知名度の高さから、卸売市場では高価格で取引されている。開花期のピンク色の絨毯を敷き詰めたような桃源郷をも思わせる絶景は、多くの観光客が足を運び、この地域の季節を感じさせる風物詩となっている。 |
| 第 137 号<br>令和 5 年<br>7 月 20<br>日 |  | 富田林の海老芋、Tondabayashi-no-Ebiimo<br>（大阪府） | その名の由来とされる海老のような湾曲した形状と縞模様が特徴。食味としてのほくほく感の指標である乾物率が他産のものより高く、滑らかな舌触りから高級食材として、通常の里芋より高値で取引され、京都や東京の料亭などから重宝されている。 |
| 第 144 号<br>令和 6 年<br>1 月 29<br>日 |  | 淡路島３年とらふぐ、Awajishima 3nen Torafugu<br>（兵庫県） | 一般的な養殖とらふぐの 1.5～２倍と大きく、引き締まった身質と歯ごたえ、濃厚な味などが需要者から評価され高値で取引。「とらふぐ」目当ての観光客が増えるなど、冬の淡路島を代表するブランドとして定着。 |
| 第 150 号<br>令和 6 年<br>3 月 27<br>日 |  | 水口かんぴょう、Minakuchi Kanpyo<br>（滋賀県） | 調理した際に、やわらかく、味がよく染み込むのが特徴。江戸時代から「かんぴょう」の名産地とされ、春の祭礼などで食べられている郷土料理「宇川ずし」には欠かせない食材としてふんだんに使われるなど、地元の食材として代々受け継がれ地域の食文化として根付いている。 |
| 第 154 号<br>令和 6 年<br>8 月 27<br>日 |  | 揖保乃糸、IBONOITO<br>（兵庫県） | 茹で伸びしにくく滑らかな舌触りとコシのある歯切れのよい食感を有しており、手延素麺では日本一の生産量を誇るなど、名品として高い認知を得ている。 |
| 第 161 号<br>令和 7 年<br>1 月 30 日 |  | 泉州水なす、Sensyu Mizunasu、OSAKA MIZUNASU、大阪柴晶茄<br>（大阪府） | 絞ると水がしたたり落ちるほど多くの水分を含み、果皮と果肉が柔らかで、ほのかな甘みがあり、皮が薄くあくが少ないのが特徴。泉州地域を代表するブランド野菜であり、漬物や郷土料理に使用されるなど地域の食文化に定着しており、大阪を代表する土産物・贈答品としても人気である。 |
| 第 165 号<br>令和 7 年<br>3 月 18<br>日 |  | 京賀茂なす<br>Kyo Kamonasu<br>（京都府） | 正円形でヘタに大きな棘があり、黒光りする紫色の外観を特徴とする大型の丸なすである。肉厚でとろみが強いものの加熱しても煮崩れしないため、地域の伝統料理である「なすの田楽」をはじめ会席料理などでも重宝され、市場や料亭などの実需者からも高く評価されている。 |
| 第 176 号<br>令和 8 年<br>3 月 25 日 |  | 淡路島手延べそうめん、淡路そうめん Awajishima Tenobe Somen、Awaji Somen（兵庫県） | 麺の細さ、のどごしの良さ、コシの強さに加え、その上品な味わいや昔ながらの製法による希少性の高さなどが、そうめん専門店や老舗旅館等から高く評価されている。 |

## ②　家畜遺伝資源保護

○　和牛を始めとする我が国の畜産物は世界的にも評価が高まっており、高品質な畜産物の国内での生産を促進する上で家畜人工授精及び家畜受精卵移植が適切に実施されることが一層重要となっています。

○　しかしながら、平成 30 年６月、和牛の精液と受精卵を不正に輸出する事案が発生し、家畜人工授精用精液等について、知的財産としての価値の保護や流通の適正化が強く求められています。

○　こうした状況を受けて、令和２年の通常国会において、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が新たに制定され、これらの法律に基づく新たな仕組みが同年 10 月１日に施行されました。

○　また、令和２年の法改正以降、各地方農政局等において、家畜人工授精所に対する家畜改良増殖法に基づく立入検査を定期的に実施し、和牛をはじめとする家畜遺伝資源の適正管理等に関する点検・指導を行っています。

【和牛遺伝資源関連２法の概要】

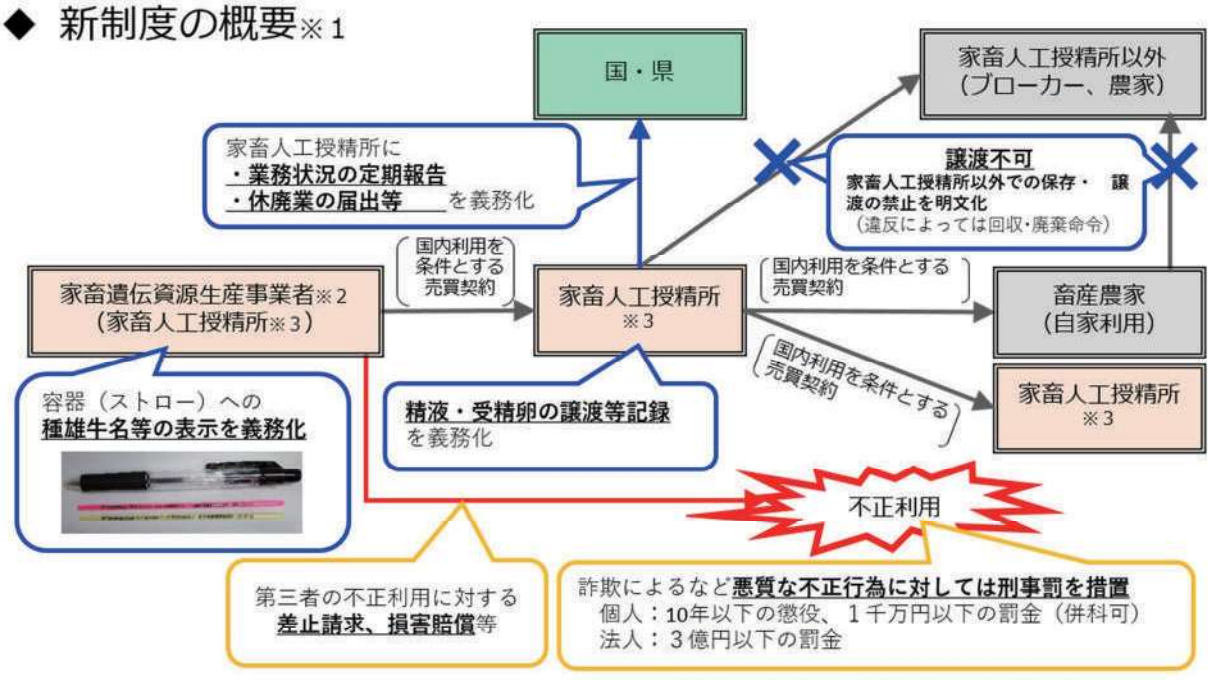
①　家畜改良増殖法の一部を改正する法律

・精液・受精卵の流通規制の強化（下図の青囲み部分）

②　家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

・契約の当事者でない第三者の不正利用にも対抗できる仕組みの創設（差止・損害賠償請求、刑事罰）（下図の黄囲み部分）

◆ 新制度の概要※１




※１　本図は、新制度のうち、特に精液や受精卵の適正な流通の確保を必要とするものとして農林水産大臣が指定する特定家畜（和牛４品種（①黒毛和種、②褐毛和種、③日本短角種、④無角和種）およびそれら同士の交雑種）に係る制度の概要。
※２　家畜遺伝資源生産事業者とは、種雄牛等の家畜から精液・受精卵を採取・生産し、供給する家畜人工授精所を指す。
※３　家畜人工授精所とは、家畜の精液・受精卵を生産・保管・譲渡する事業所であり、開設には都道府県知事の許可が必要。

## （11）国内肥料資源利用拡大対策

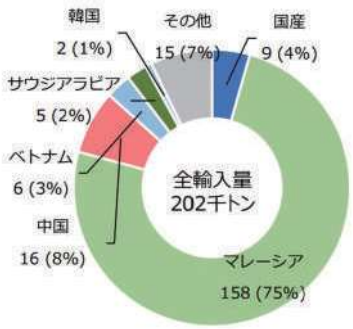
○　作物生産に必要不可欠な肥料は、その多くを海外に依存しており、国際市況や原料産出国の輸出動向の影響を受けやすい状況にあります。こうした中、昨今の化学肥料原料に係る国際価格の上昇も相まって、我が国の肥料原料調達の脆弱性が危惧されています。（図表－１、図表－２）

○　このため、農林水産省では、海外からの輸入原料に依存した肥料から国内資源を活用した肥料への転換を進め 、国際情勢に左右されにくい 安定的な肥料の供給と持続可能な農業生産を目指すため、堆肥や下水道汚泥資源等の国産資源を活用した肥料への転換を進める「国内肥料資源利活用拡大対策事業」を実施しています。（図表－３）

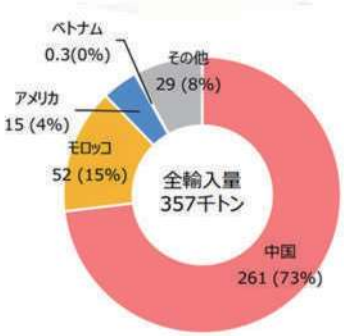
○　併せて、国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会を令和５年２月 10 日に設立し、肥料原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の３者それぞれにメリットのある形での連携した取組を推進しているところです。近畿農政局においても地域の状況に応じた多様な取組の創出に向け、令和７年９月に「国内肥料資源の利用拡大に向けたマッチングフォーラム in 近畿」、令和８年１月に「令和７年度国内肥料資源の利用拡大セミナー及び情報交換会」を開催しました。いずれのイベントにおいても、出席者等による活発な情報交換が行われました。（図表－４、５）

**図表－１：化学肥料原料の輸入相手国（Ｒ５肥料年度（令和５年７月～令和６年６月））**

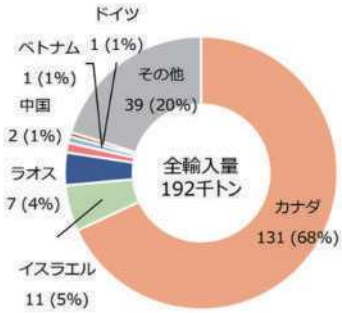
**窒素**




**りん安**




**塩化加里**




**図表－２：肥料原料の輸入通関価格の動向**




（資料：　図表１，２とも、農林水産省農産局技術普及課作成「肥料をめぐる情勢」より引用）

図表－３：事業イメージ




図表－４：国内肥料資源の利用拡大に向けたマッチングフォーラム in 近畿





図表－５：令和７年度国内肥料資源の利用拡大セミナー及び情報交換会





## (12) 動植物防疫

### ① 植物防疫

○ 病害虫のまん延は、農業に重大な損害を与えるおそれがあり、かつ、県境を越えて拡大するため、国と都道府県は協力して病害虫の防除を行い、まん延を防止する必要があります。

○ 植物防疫法に基づき、国は都道府県の協力の下、病害虫の発生状況、気象、作物の生育状況等の調査を踏まえ、その後の病害虫の発生を予測し、それに基づく情報を農業関係者に提供する発生予察事業を実施しています。

また、近畿の各府県の病害虫防除所は、令和７年度、病害虫発生予察注意報※1を23件発出しています（カメムシ類７件、タバコガ類５件等）。

なお、警報※2の発出はありませんでした。

○ 平成24年に国内で初めて確認されたクビアカツヤカミキリについて、近畿においても、平成27年度以降、京都、大阪、兵庫、奈良及び和歌山で発生が確認されていましたが、令和７年７月、新たに滋賀で確認されたことにより、近畿全ての府県でうめやもも等の果樹類への被害が確認されています。本虫は果樹等園地のほかにも街路樹や公園等の寄主植物でも発生・増殖することから、地域全体で有効な防除対策を確実に実施することが重要です。このため、近畿農政局では、令和７年３月に設置した「クビアカツヤカミキリ防除対策検討会近畿圏分科会」の開催（令和７年７月、12月）等により、近畿環境局や関係府県等と連携しながら、最新の知見や防除技術、優良事例の共有・検討を行うなど、まん延防止に向けた取組を推進しています。



○ クビアカツヤカミキリ成虫

（原図農林水産省HP）



○分科会での防除（掘り取り）検討会の様子

（原図近畿農政局）

※１ 警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早急に防除措置を講じる必要がある場合に発表。

※２ 重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要がある場合に発表。

## ②　家畜防疫

○　豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病は、感染が拡大すると、畜産業に及ぼす影響が甚大で、国民への食肉や鶏卵等の安定供給に影響を及ぼします。そのため、特定家畜伝染病の発生を予防し、まん延を防止するために、飼養衛生管理基準の遵守の徹底が図られています。

○　近畿農政局では、消費・安全対策交付金を活用し、解剖検査をした家畜死体を処理するための焼却炉や、野生動物からの感染予防のための侵入防止柵の整備等を進めています。

○　万が一、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した際には、都道府県が主体となって、まん延防止のために殺処分等の防疫措置が行われます。近畿農政局では対策本部を設置して、発生県からの要請に応じて防疫作業を支援する職員の派遣等に対応しています。また、発生農場の経営再開や周辺地域の農場の経営面での支援等にも対応しています。

○　近畿での鳥インフルエンザ発生状況及び防疫措置状況等

（令和５年以降）

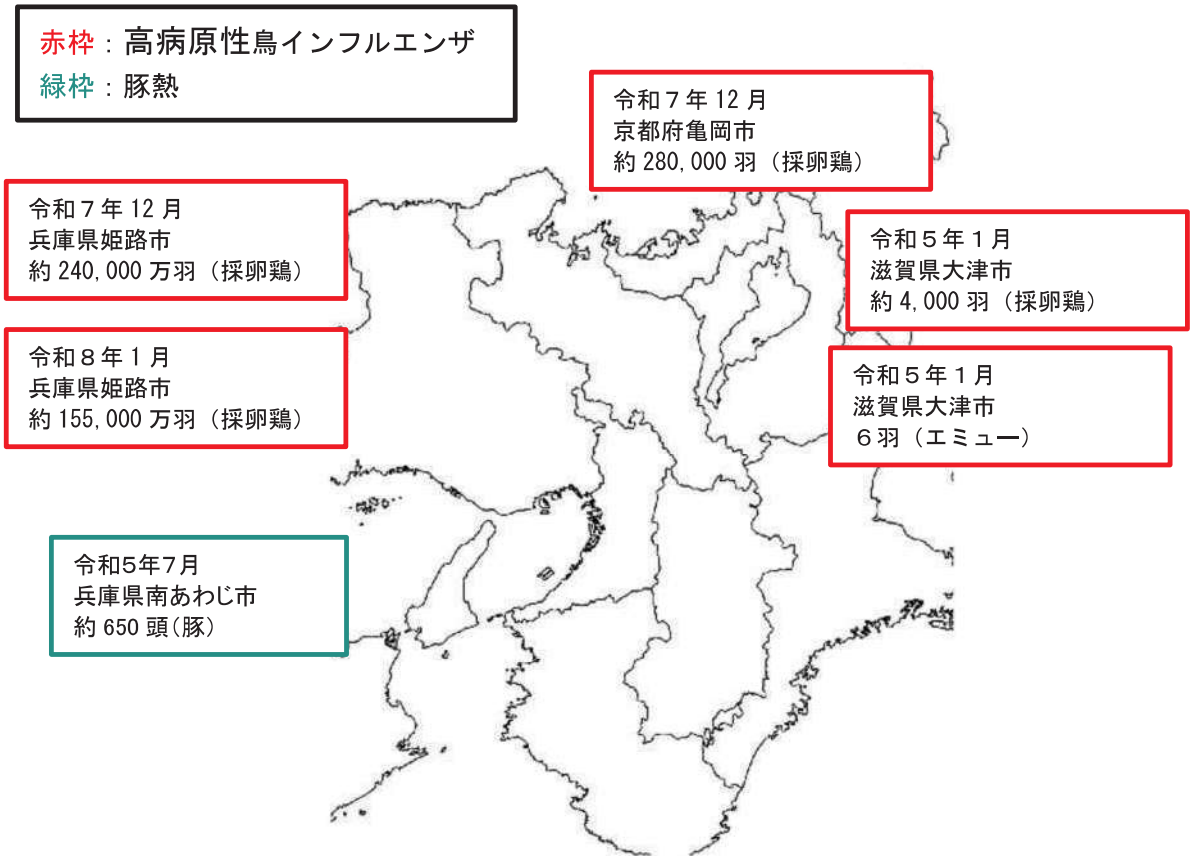
| 発生年月日及び場所 | 措置状況及び職員の派遣状況（人数は延べ人数） |
|---|---|
| 滋賀県大津市<br>（令和5年1月） | ・飼養鶏（採卵鶏）約 4,000 羽をすべて殺処分。<br>・県庁リエゾンを8人派遣。<br>・疫学調査の補助に2人派遣 |
| 滋賀県大津市<br>（令和5年1月） | ・飼養エミュー6羽及び疫学関連農場（同市内）での飼養鶏（採卵鶏）約 40 羽をすべて殺処分。<br>・疫学調査は滋賀県が実施 |
| 兵庫県姫路市<br>（令和7年 12 月） | ・飼養鶏（採卵鶏）約 24 万羽をすべて殺処分。<br>・県庁リエゾンを2人派遣。<br>・疫学調査の補助に2人派遣 |
| 京都府亀岡市<br>（令和7年 12 月） | ・飼養鶏（採卵鶏）約 28 万羽をすべて殺処分。<br>・庁リエゾンを3人派遣。<br>・疫学調査の補助に3人派遣 |
| 兵庫県姫路市<br>（令和8年1月） | ・飼養鶏（採卵鶏）約 15.5 万羽をすべて殺処分。<br>・疫学調査の補助に1人派遣 |

（注1）疫学関連農場とは、発生農場と同一の者が飼養管理を行う等、ウイルスに汚染された可能性のある農場をいう。

○　近畿での豚熱の発生状況及び防疫措置状況等　（令和５年以降）

| 発生年月日及び場所 | 措置状況及び職員の派遣状況（人数は延べ人数） |
|---|---|
| 兵庫県南あわじ市<br>（令和5年7月） | ・飼養豚約 650 頭をすべて殺処分。<br>・県庁リエゾンを 16 人派遣。<br>・疫学調査の補助に1人派遣 |

## ○　近畿での豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ発生の状況（令和５年以降）




○消費・安全対策交付金を用いた野生動物侵入防止柵




（写真：奈良県提供）

○「消費者の部屋」、メルマガや消費者相談を通じた正確な情報提供（写真は、近畿農政局「消費者の部屋」における展示）



# （13）農業を支える農業関係団体

## ① 農業協同組合

○　農業協同組合は、農業者等の組合員に向けた信用・共済及び経済事業を幅広く持つことから、総合農協とも呼ばれている農業関係団体です。

○　近畿における総合農協数は、令和６年度は 51 農協で、平成 15 年度に比べ 25%減少しましたが、減少率は全国の 45%と比べると小さいものとなっています。（図表－１）

○　また、組合員数は、1,412 千人（令和６年度）で、平成 15 年度に比べ約 35%増加しています。組合員数の内訳をみると、平成 18 年度に正組合員数を准組合員数が上回って以降、その差が広がっており、正組合員数の割合は 33%まで低下しています。（図表－２）

○　今後とも、総合農協には、地域の農業を支える役割とともに、更なる販売力強化による農業者の所得向上に向けた一層の取組が期待されています。

図表－1　総合農協の推移（府県別・近畿・全国）　（単位：数、%）

| 区分 | ①H15 (2003) 年度 | H20年度 | H25年度 | H30年度 | R４年度 | R５年度 | ②R６ (2024) 年度 | ②－① 増減数 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 滋賀 | 16 | 16 | 16 | 16 | 9 | 9 | 9 | △7 | △44% |
| 京都 | 7 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | △2 | △29% |
| 大阪 | 17 | 16 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | △3 | △18% |
| 兵庫 | 15 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | △1 | △7% |
| 奈良 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0% |
| 和歌山 | 12 | 11 | 11 | 8 | 8 | 8 | 8 | △4 | △33% |
| 近畿 | 68 | 63 | 61 | 58 | 51 | 51 | 51 | △17 | △25% |
| 全国 | 952 | 779 | 731 | 649 | 563 | 544 | 524 | △428 | △45% |

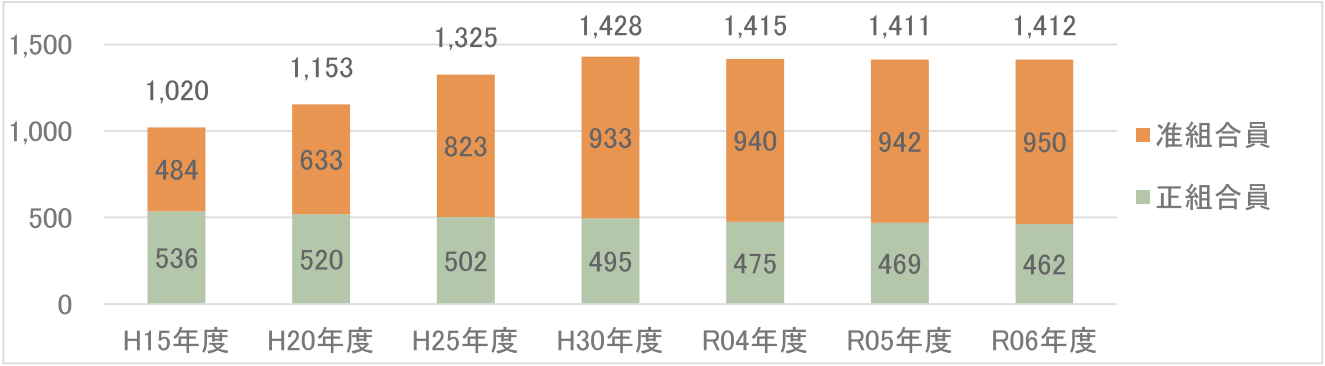
資料：農林水産省「農業協同組合等現在数統計」（最新年度：令和６年度）に基づき近畿農政局で作成。

注１：農協数は、信用事業を行う専門農協を含む。　　注２：増減率は（（②÷①）－①）×100

図表－２　組合員数の推移（近畿）　（単位：千人）

| | H15年度 | H20年度 | H25年度 | H30年度 | R04年度 | R05年度 | R06年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 正組合員 | 536 | 520 | 502 | 495 | 475 | 469 | 462 |
| 准組合員 | 484 | 633 | 823 | 933 | 940 | 942 | 950 |
| 計 | 1,020 | 1,153 | 1,325 | 1,428 | 1,415 | 1,411 | 1,412 |

資料：農林水産省「総合農協統計表」（最新年度：令和６年度）に基づき近畿農政局で作成。



## ②　農業委員会

○　農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される行政委員会であり、農地法等に基づく法令業務のほか、農地等の利用の最適化の推進等に係る業務を担っています。
○　農業委員会数は、令和７年現在、全国 1,696 のうち、近畿は 194 です。（図表－１）
○　近畿の農業委員数は 2,761 人、農地利用最適化推進委員数は 1,646 人で、合わせて 4,407 人となっています。（図表－２）
○　農業委員会は、地域計画のブラッシュアップに向けて、農地の出し手と受け手の意向を丁寧に把握し、市町村等の関係機関に情報共有するとともに、受け手が利用しやすい土地利用調整を進めるなど積極的な農地利用の最適化活動が期待されています。

図表－１　農業委員会数の推移（全国・近畿・府県別）

| 委員会数 | 令和 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 滋　賀 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 京　都 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 |
| 大　阪 | 42 | 42 | 42 | 42 | 42 |
| 兵　庫 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 奈　良 | 37 | 37 | 37 | 37 | 37 |
| 和歌山 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 近　畿 | 194 | 194 | 194 | 194 | 194 |
| 全　国 | 1,702 | 1,697 | 1,696 | 1,696 | 1,696 |

資料：農林水産省調べ（数値は、各年 10 月 1 日現在）

図表－２　農業委員数及び農地利用最適化推進委員数の推移（全国・近畿・府県別）　（単位：人）

| 委員数 | 令和 3 | | 4 | | 5 | | 6 | | 7 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 農業委員 | 農地利用最適化推進委員 | 農業委員 | 農地利用最適化推進委員 | 農業委員 | 農地利用最適化推進委員 | 農業委員 | 農地利用最適化推進委員 | 農業委員 | 農地利用最適化推進委員 |
| 滋　賀 | 337 | 276 | 335 | 276 | 354 | 254 | 369 | 227 | 369 | 226 |
| 京　都 | 397 | 312 | 393 | 313 | 395 | 309 | 394 | 309 | 392 | 306 |
| 大　阪 | 615 | 132 | 612 | 129 | 612 | 133 | 616 | 132 | 608 | 131 |
| 兵　庫 | 582 | 492 | 578 | 489 | 579 | 493 | 584 | 491 | 582 | 488 |
| 奈　良 | 449 | 204 | 440 | 204 | 451 | 201 | 445 | 201 | 439 | 206 |
| 和歌山 | 373 | 289 | 374 | 288 | 372 | 290 | 367 | 288 | 371 | 289 |
| 近　畿 | 2,753 | 1,705 | 2,732 | 1,699 | 2,763 | 1,680 | 2,775 | 1,648 | 2,761 | 1,646 |
| 全　国 | 23,177 | 17,696 | 22,995 | 17,660 | 23,029 | 17,595 | 23,016 | 17,513 | 22,933 | 17,474 |

資料：農林水産省調べ（数値は、各年 10 月 1 日現在）

## ③　土地改良区

○　土地改良区は、公共投資による社会資本の形成である土地改良事業を行政に代わって実施する農業者の組織です。
○　土地改良区数は、令和７年度末現在、全国 4,000 地区のうち近畿では 666 地区です。（図表－１）
○　近年、合併による組織運営基盤の強化等を図ったことから減少傾向にあります。
○　今後とも土地改良区の組織強化を図ることで、土地改良施設の維持・管理をより適正かつ効率的に行っていく必要があります。

図表－１　土地改良区数の推移（府県別・近畿・全国）

| 区分 | 平成 17 年度末<br>土地改良区数(A) | 令和７年度末<br>土地改良区数(B) | 増減数<br>(B)－(A) |
|---|---|---|---|
| 滋　賀 | 139 | 121 | -18 |
| 京　都 | 80 | 66 | -14 |
| 大　阪 | 82 | 77 | -5 |
| 兵　庫 | 327 | 261 | -66 |
| 奈　良 | 88 | 83 | -5 |
| 和歌山 | 69 | 58 | -11 |
| 近畿計 | 785 | 666 | -119 |
| 全　国 | 5,853 | 4,000 | -1,853 |

資料：近畿農政局農村振興部土地改良管理課調べ

## ２　食料供給の確保に向けた国民理解の醸成

### （１）　食育の推進

○　食育基本法に基づく市町村の食育推進計画の作成状況は、令和８年３月末現在、全国 92.8%、近畿 95.5%となっています（図表－１）。
○　近畿農政局では、食育についての意見交換会、イベント等を実施しています。
○　令和７年 10 月 29 日に、神戸大学（神戸市）において、神戸大学大学院及び甲南女子大学の学生８名、食品企業担当者（日本ハムカスタマー・コミュニケーション(株)、不二製油(株)、ヤマサ蒲鉾(株)、雪印メグミルク(株)）及び管理栄養士（野口知恵氏）による食育推進に関するランチミーティングを実施しました。（図表－２）
○　若い世代が、「食」や「地元近畿の有機農産物等」に関心を持ち、朝ごはん（おむすびと一品料理）を考え作ることによって、環境にやさしい持続可能な消費行動につなげること等を目的に、「食と農をつなぐ朝ごはんコンテスト　2025」を開催しました。応募された 79 作品をホームページにて公開し、令和８年１月 17 日に開催された審査員による実演審査を経て金賞等各賞を決定し、同日に表彰式を開催しました（図表－３）。
○　食育の推進に取り組む者の功績を称える食育活動表彰について、管内の実践団体等に応募を促すなど広く働きかけを行った結果、第 10 回（令和８年）は、株式会社京阪百貨店（大阪府）が農林水産大臣賞、せいか食育劇団もぐもぐ（京都府）が審査委員特別賞を受賞しました。（「表彰事例」（P151）の表参照）

図表－１　食育推進計画の作成状況　（令和８年３月末現在）

| 区分 | 市町村数 | 作成済<br>市町村数 | 作成割合 |
|---|---|---|---|
| 滋　賀 | 19 | 19 | 100% |
| 京　都 | 26 | 24 | 92.3% |
| 大　阪 | 43 | 39 | 90.7% |
| 兵　庫 | 41 | 41 | 100% |
| 奈　良 | 39 | 39 | 100% |
| 和歌山 | 30 | 27 | 90.0% |
| 近　畿 | 198 | 189 | 95.5% |
| 全　国 | 1,741 | 1,616 | 92.8% |

資料：令和７年度食育白書（農林水産省）（令和７年度食育推進施策　「図表２－４－３　都道府県別　管内市町村における食育推進計画の作成割合」抜粋）
※農林水産省（令和８（2026）年３月末現在）調べ

図表−２　大学生と食品企業担当者による食育推進に関するランチミーティング



食品企業の発表



管理栄養士 野口氏の講演
演題：「食を未来へつなごう！」



ランチミーティングの様子



終了後の学生と企業との車座トーク

図表ー３　　食と農をつなぐ朝ごはんコンテスト 2025




金賞（グランプリ）、大阪ガスネットワーク賞、おむすび賞　受賞作品




銀賞、銅賞、審査委員特別賞　受賞作品



実演審査会の様子




受賞者との記念撮影

## （２）　食と農に対する理解の促進

### ①　ニッポンフードシフトの推進及び大学との連携

○　農林水産省は、食料・農業・農村の各般の施策を講じる上で基本となるのは、国民の理解と支持であるとの考えから、令和３年７月から食と農のつながりの深化に着目した新たな国民運動「食から日本を考える。ニッポンフードシフト（以下「NFS」という。）」をスタートしました。

○　持続可能な農林水産業や地産地消、家庭備蓄、食育などに取り組む企業、団体に「推進パートナー」に登録してもらい、活動のすそ野を広げながら、消費者には農林水産業・農山漁村への理解醸成、国産農林水産物の選択といった行動変容（フードシフト）につなげることをめざしています。

○　近畿農政局においては、特に若者世代の中心である大学生の食や農業に関する取組を支援しています。また、令和８年１月にグランフロント大阪で開催されたNFS FES.大阪では、近畿農政局と連携協定を締結している京都芸術大学、京都精華大学、羽衣国際大学の学生が、食や農についての取組成果を発表するとともに、近畿農政局も消費者を農村へ誘う「農村を旅しよう。」と題したパネルを展示しました。

**各大学の展示ブースと発表の様子**



摘果みかんジンジャーシロップの試飲を勧める羽衣国際大学の学生




和歌山県湯浅町に関するビンゴ大会を開催する羽衣国際大学の学生



学生がスマートグラスを体験



京都芸術大学の展示パネルを鑑賞する来場者



食や農についての課題とその解決に向けたアイデアを発表する京都芸術大学の学生




神戸大学でのランチミーティング




あばちゃん漬けの試食を勧める京都精華大学の学生



京都市京北地区などでのフィールドワークの成果を発表する京都精華大学の学生




「農村を旅しよう。」のパネル展示

## ②　出張講座

○　新たな「食料・農業・農村基本計画」（令和７年４月 11 日閣議決定）において、「食料の持続的な供給を確保するためには、消費者、国民が、生産などの実態を理解し、日々の購買行動によって、支えることが重要」とされています。

　消費者、国民の理解の深化や行動変容が実現されるためには、我が国の社会において、今後、中心的な存在になっていく社会に出る前の若者に、食料・農業・農村に対する関心を抱いてもらい、理解を深め、行動に移してもらうことが有効であると考えられます。

　近畿農政局では、大学、短期大学、農業大学校、食を扱う専門学校その他これらに類する教育機関において、食料・農業・農村の現状や様々な施策、取組等を紹介する出張講座を実施しており、令和７年度はグループディスカッション形式も取り入れました。

### 近畿農政局出張講座






「ええやん！みどり」※のメンバーがみどりの食料システム戦略に関する講座でディスカッションをサポート

※近畿農政局の若手職員で構成される、みどりの食料システム戦略に関する近畿地域の取組やイベント情報を発信するプロジェクトチーム

| | | | |
|---|---|---|---|
| 開催実績 | 令和６年度 | 21 大学等 | 27 講座 |
| | 令和７年度 | 20 大学等 | 32 講座 |

https://www.maff.go.jp/kinki/kikaku/senryaku/syutyoukouza.html

## ③　近畿農政局における BUZZ MAFF の取組

○　BUZZ MAFF は、農林水産省職員自らが、省公式 YouTube チャンネルで YouTuber となり担当業務にとらわれず、その人ならではのスキルや個性を活かして、我が国の農林水産物の良さや農林水産業、農山漁村の魅力を発信するプロジェクトです。
○　近畿農政局では、若手職員を中心としたチーム「となりの近畿」を結成し、となりにあると「ほっこり」するような近畿農業の魅力を発信しています。

図表－１　となりの近畿のイメージ




第 24 クール（令和 8 年 1 月～4 月）サムネイル

配信した動画のバックナンバーは近畿農政局ホームページに掲載しています
https://www.maff.go.jp/kinki/photo/kekka/video/b10.html




【過去の実績】
「H－SATT～豊かな兵庫を～」（兵庫県拠点）
「滋賀県やさかいに」（滋賀県拠点）
「まいどおおきに！なにわの伝統野菜探訪」（大阪府拠点）
「紀州備長炭焼いてみた！」（和歌山県拠点）
「京都アグリびと」（京都府拠点）
「まほろば」（奈良県拠点）

二次元コード「となりの近畿」

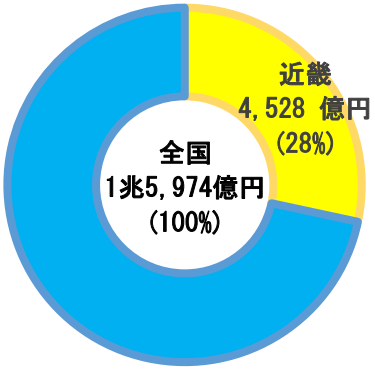
# ３　輸出の促進

## （１）農林水産物・食品の輸出促進

### ①　輸出額の現状

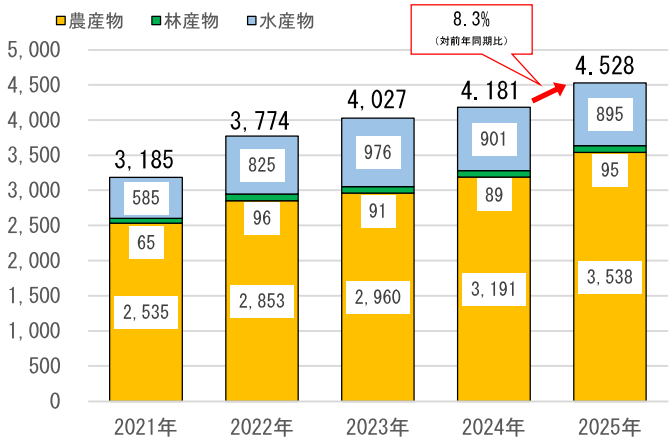
○　農林水産物・食品の輸出については、我が国全体で2030年までに５兆円という政府目標の達成に向け、関係機関が連携して事業者の支援を行っています。
○　近畿の港・空港から輸出される農林水産物・食品の輸出額は増加傾向で推移し、2025年の実績は全国の約３割を占める4,528億円となっています。（図表－１、２）
○　国・地域別の輸出額は、アジアが約７割、北米が約２割を占め、米国が約875億円と最も大きく、香港（約848億円）、中国（約666億円）の順になっています。（図表－３）

図表－１
農林水産物の輸出額に占める近畿の港・空港からの輸出割合（2025年）



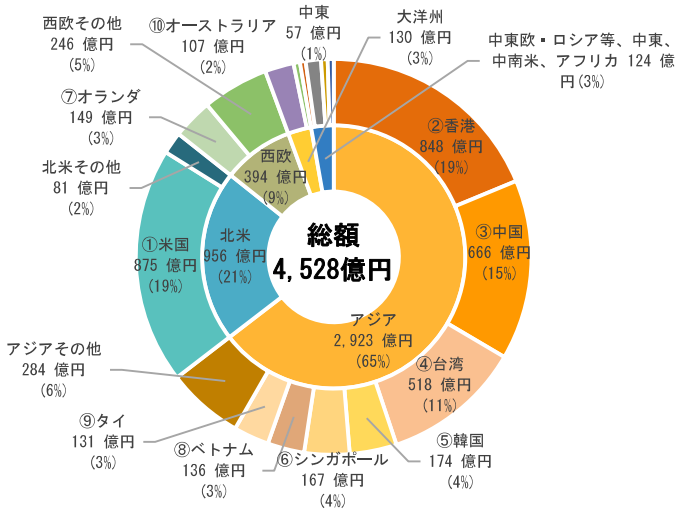

出典：「農林水産物・食品の輸出実績」（少額貨物を除く）
（注）貿易統計をもとに近畿農政局で作成

図表－２
近畿の港・空港からの輸出額の推移




（注）貿易統計をもとに近畿農政局で作成

図表－３　近畿の港・空港からの国・地域別の輸出額の内訳（2025年）




（注）貿易統計をもとに近畿農政局で作成

○　近畿の各地から様々な品目が輸出されていますが、代表的な品目は牛肉、緑茶、果実、菓子、日本酒などとなっています。（図表－４）

○　品目別の輸出額は、農産物が約８割を占め、なかでも加工食品の割合が最も高くなっています。続いてその他農産物（緑茶、花き等）、水産物の順となっています。（図表－５）

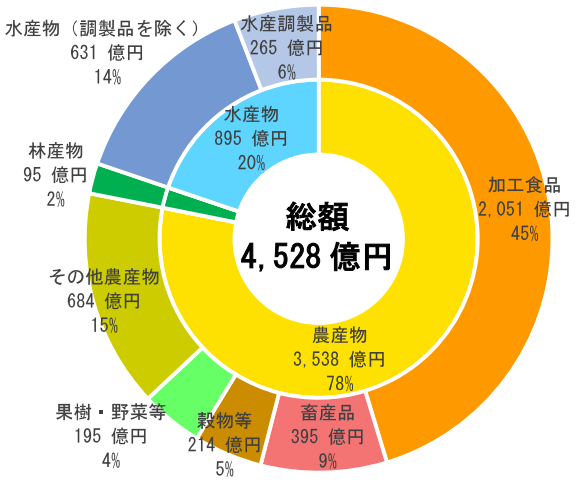
○　過去５年間の推移をみると、水産調製品は2025年に前年から減少、野菜・果実等は横ばいですが、それ以外の品目では増加しています。（図表－６）

図表－４　近畿からの主な輸出品目マップ



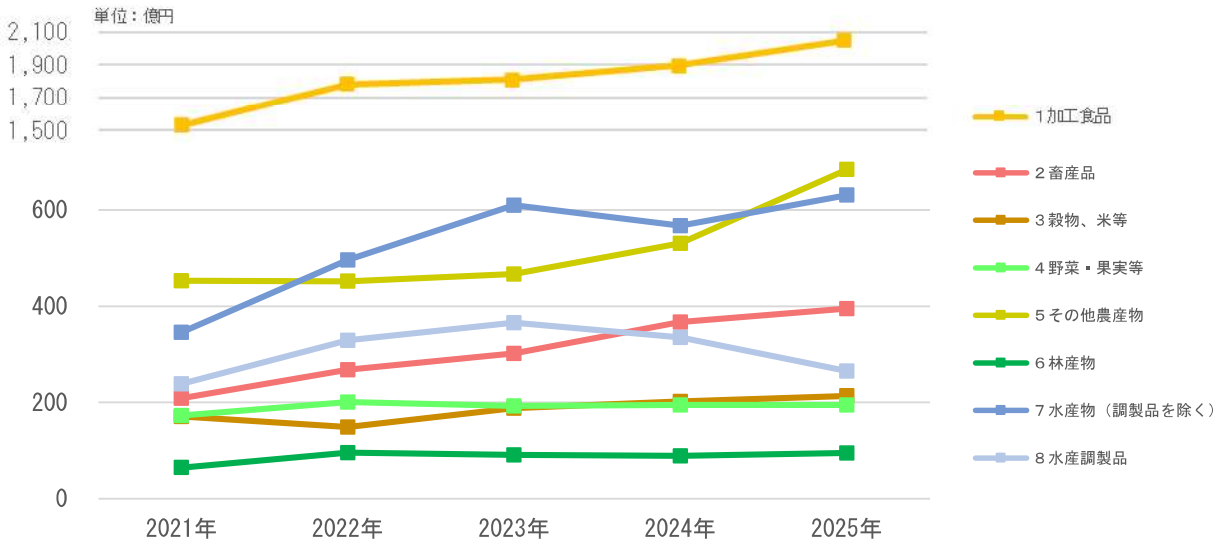

（注）聴き取り情報をもとに近畿農政局で作成

図表－５　近畿の港・空港からの農林水産物・食品の輸出額の品目別内訳（2025年）




（注）貿易統計をもとに近畿農政局で作成

図表－６　近畿の港・空港からの品目別の輸出額の推移




（注）貿易統計をもとに近畿農政局で作成

## ②　農林水産物・食品輸出プロジェクト（ＧＦＰ）

○　農林水産省は、輸出に意欲的な生産者・事業者をサポートするため、平成30年８月に農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）を立ち上げました。GFP 登録者数は順調に増加し、令和８年３月末現在で近畿の登録者は1,511件となっています。（図表－７）

○　GFP 登録者のうち希望者に対して輸出の可能性等を診断する訪問診断を実施しており、近畿では平成30年11月から令和８年３月末までに120回の訪問診断を実施しました。

図表－７　近畿の GFP 登録者数（令和８年３月 31 日現在）

| 単位：件 | 農林水産・食品事業者 | 流通事業者、物流業者等 | 計 |
|---|---|---|---|
| 滋　賀 | 70 | 29 | 99 |
| 京　都 | 191 | 116 | 307 |
| 大　阪 | 204 | 337 | 541 |
| 兵　庫 | 206 | 143 | 349 |
| 奈　良 | 72 | 31 | 103 |
| 和歌山 | 84 | 28 | 112 |
| 近　畿 | 827 | 684 | 1,511 |
| 全　国 | 6,310 | 5,062 | 11,372 |

**【訪問診断】漬物製造業者の事例（対面・オンラインによる実施）**

[課題] ▸「和食」のユネスコ無形文化遺産登録（2013年12月）をきっかけとして、海外展開の必要性を意識。

▸ 自社商品の漬物は価格が高く、賞味期限も短いため、市場調査が必要と考えている。

▸ 海外展開については、先ずは賞味期限が長い赤しそを使った飲料について、香港・台湾への輸出を考えている。

[参加関係機関からのアドバイス]

▸ 香港等のおにぎり販売の事例を紹介し、具材としての漬物の輸出を提案。（農政局）

▸ マーケットインの発想から、現地の食文化の取組・研究の重要性、輸出先国での食べ方・使い方を POP 紹介すると現地消費者も手に取りやすくなると助言。（農政局）

▸ GFP ビジネスパートナーマッチングを紹介。（農政局）

▸ 市場調査に向けてジェトロ海外事務所とのオンライン面談サービスを紹介。（ジェトロ）

▸ アグリフード EXPO への出展、制度融資の活用等を紹介。（日本政策金融公庫）

[訪問診断後] ▸ GFP ビジネスパートナーマッチングを活用。商社から価格への指摘（高価）があったが、老舗の価値・こだわりをアピールして再商談に臨む。

## ③　農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づく取組

○　「海外から稼ぐ力」の強化に向けた、我が国の農林水産物・食品の輸出額を2030年に５兆円とする目標の達成に向け、日本の強みを最大限に生かす31の輸出重点品目を選定するとともに、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者を後押しするため、令和７年５月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を改訂しました。

○　計画的にマーケットインの輸出に取り組む産地・事業者を育成するため、輸出事業計画を策定し農林水産大臣の認定を受けた産地・事業者に集中して支援を実施することとしており、令和８年３月末現在で近畿では55件の輸出事業計画が認定されています。（図表－８）

○　輸出拡大実行戦略において、輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を「フラッグシップ輸出産地」として認定・公表しており、令和８年３月末現在で、近畿では６産地（全国：108産地）が認定されています。（図表－９）

○　また、輸出先国・地域における規制措置の強化に伴い、輸出先国・地域の政府から求められる輸出証明書を発行しており、近畿では、令和７年度において、原発事故関連証明書25,611件、衛生証明書1,327件、タイ向けGMP証明書等26件、施設認定20件、自由販売証明書650件を発行しました。

図表－８　近畿で輸出事業計画の認定を受けた事業者一覧（令和８年３月末現在）

| 品　　目 | 府県名 | 事業者名 |
|---|---|---|
| 牛肉 | 滋賀県 | 近江牛輸出コンソーシアム |
| 牛肉 | 京都府 | 京都市中央食肉市場コンソーシアム |
| 牛肉 | 大阪府 | 大阪市（大阪市中央卸売市場南港市場） |
| 牛肉 | 兵庫県 | 神戸食肉輸出コンソーシアム |
| 牛肉 | 兵庫県 | 和牛マスター輸出拡大コンソーシアム |
| 牛肉 | 兵庫県 | 三田食肉センター輸出拡大コンソーシアム |
| りんご、ぶどう、かんしょ | 兵庫県 | 神戸市（神戸市中央卸売市場本場） |
| もも | 和歌山県 | 和歌山県農業協同組合連合会（現　和歌山県農業協同組合） |
| かんきつ | 和歌山県 | 和歌山県農業協同組合連合会（現　和歌山県農業協同組合） |
| 柿 | 奈良県 | 奈良県農業協同組合 |
| 柿 | 和歌山県 | 和歌山県農業協同組合連合会（現　和歌山県農五業協同組合） |
| イチゴ、柿 | 奈良県 | 奈良県 |
| 長芋・キャベツ・ブロッコリー・かんしょ | 兵庫県 | 台湾輸出拡大協議会 |
| 切り花 | 奈良県 | 奈良県枝物輸出促進協議会 |
| 茶 | 滋賀県 | 一般社団法人滋賀県茶業会議所 |
| 有機茶・抹茶 | 京都府 | 株式会社播磨園製茶 |
| 茶 | 京都府 | 京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会　宇治茶部会 |

| 品　　目 | 府県名 | 事業者名 |
|---|---|---|
| 緑茶 | 京都府 | 株式会社辻利一本店 |
| 茶 | 京都府 | 株式会社丸宗 |
| 抹茶、調製食料品 | 京都府 | 株式会社高田通泉園 |
| 抹茶 | 京都府 | D-matcha 株式会社 |
| 抹茶、清涼飲料・緑茶調製品 | 京都府 | 株式会社中村藤吉本店 |
| 抹茶 | 京都府 | 京都やましろ農業協同組合 |
| コメ | 滋賀県 | 全国農業協同組合連合会滋賀県本部 |
| コメ | 滋賀県 | 滋賀蒲生町農業協同組合 |
| 米穀（無洗米） | 大阪府 | 津田物産株式会社 |
| コメ | 兵庫県 | 阪神米穀株式会社 |
| 養殖マグロ、タイ、ブリ、シマアジ | 大阪府 | 株式会社ショクシン |
| 冷凍殻付きかき | 兵庫県 | 株式会社播磨灘 |
| 養殖クロマグロ等 | 和歌山県 | 有限会社 M&E ソリューション |
| はまち | 和歌山県 | 株式会社丸徳水産 |
| 醤油 | 大阪府 | 大醤株式会社 |
| 醤油 | 兵庫県 | 足立醸造株式会社 |
| 醤油、醤油加工品 | 兵庫県 | 日本丸天醤油株式会社 |
| 醤油 | 奈良県 | ニシキ醤油株式会社 |
| 醤油（加工品を含む）・味噌・糀（加工品を含む） | 奈良県 | 株式会社井上本店 |
| 菓子 | 京都府 | 株式会社和晃 |
| 菓子 | 京都府 | 株式会社上尾製菓 |
| 菓子 | 京都府 | 王子食品株式会社 |
| 菓子 | 京都府 | 有限会社井津美屋 |
| コーヒーエキス、近江の茶エキス | 滋賀県 | ハニー珈琲株式会社 |
| 調味料、加工食品、日本酒 | 滋賀県 | BIWAKO FOOD PRODUCT 輸出促進協議会 |
| 食酢 | 京都府 | 株式会社飯尾醸造 |
| 乾麺 | 兵庫県 | 播州乾麺輸出拡大協議会 |
| 乾麺 | 兵庫県 | 東亜食品工業株式会社 |
| 手延べそうめん | 兵庫県 | 兵庫県手延素麺協同組合 |
| アイスクリーム | 兵庫県 | 株式会社デザートプラン |
| 豆・昆布製品 | 兵庫県 | フジッコ株式会社 |
| 乾燥スープ・みそ汁 | 兵庫県 | 株式会社コスモス食品 |
| 即席めん | 兵庫県 | イトメン株式会社 |
| 有機梅加工品 | 和歌山県 | 有限会社深見梅店 |
| みかんジュース | 和歌山県 | 株式会社早和果樹園 |
| 日本酒 | 滋賀県 | 滋賀県酒造組合 |
| 清酒及び清酒をベースとしたリキュール | 京都府 | 松井酒造株式会社 |
| ウイスキー | 兵庫県 | 株式会社西山酒造場 |

図表－９　近畿のフラッグシップ輸出産地（令和８年３月末現在）

| 品　目 | 産　　地 | 輸出に向けた規制・ニーズに対応した生産・流通の取組 |
|---|---|---|
| 茶 | 京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会宇治茶部会（京都府） | ・北米・ＥＵの残留農薬基準に対応するため実証実験を実施し、防除体系のブラッシュアップを行っている。<br>・生産者や茶流通業者、関係機関等を対象とした「宇治茶輸出研修会」を開催し、輸出の現状や課題、方法について産地全体で共有。 |
| 牛　肉 | 和牛マスター輸出拡大コンソーシアム（兵庫県） | ・米国・ＥＵにおいて、和牛肉の魅力やセカンダリー部位を活用したカット技術、調理手法等をアピールするプロモーションを実施。<br>・HACCP やアニマルウェルフェアの対応基準をクリアするため、衛生管理の専門家を雇用し、システムの構築及び現場従事者への教育研修を実施。 |
| 米 | 全国農業協同組合連合会滋賀県本部（JA 全農しが）（滋賀県） | ・タイ、香港、台湾、シンガポールの大手寿司チェーン海外店舗向けにおいて、国内店舗と同銘柄米を供給。<br>・アメリカ向けにおいて、滋賀県の環境こだわり米への要望が強くあったため、化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行栽培の５割以下に削減して生産されたコメを輸出。 |
| 牡　蠣 | 株式会社播磨灘（兵庫県） | ・各国の施設認定や ISO22000 を取得。<br>・海外からの生食用ニーズに応えた生食用冷凍殻付牡蠣を製造・輸出。 |
| も　も | 和歌山県農業協同組合（JA わかやま）（和歌山県） | ・台湾向けに生産園地及び選果こん包施設の登録のもとで輸出。<br>・大玉果、化粧箱による梱包・出荷など、輸出先国のニーズに対応。<br>・和歌山県北部の紀の川流域を中心に栽培。「あらかわの桃」は GI 登録。 |
| 柿 | 和歌山県農業協同組合（JA わかやま）（和歌山県） | ・タイ向けに生産園地及び選果こん包施設登録のもとで輸出。<br>・品質維持のため、軟化抑制剤を使用して輸出。 |

# 4　国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム

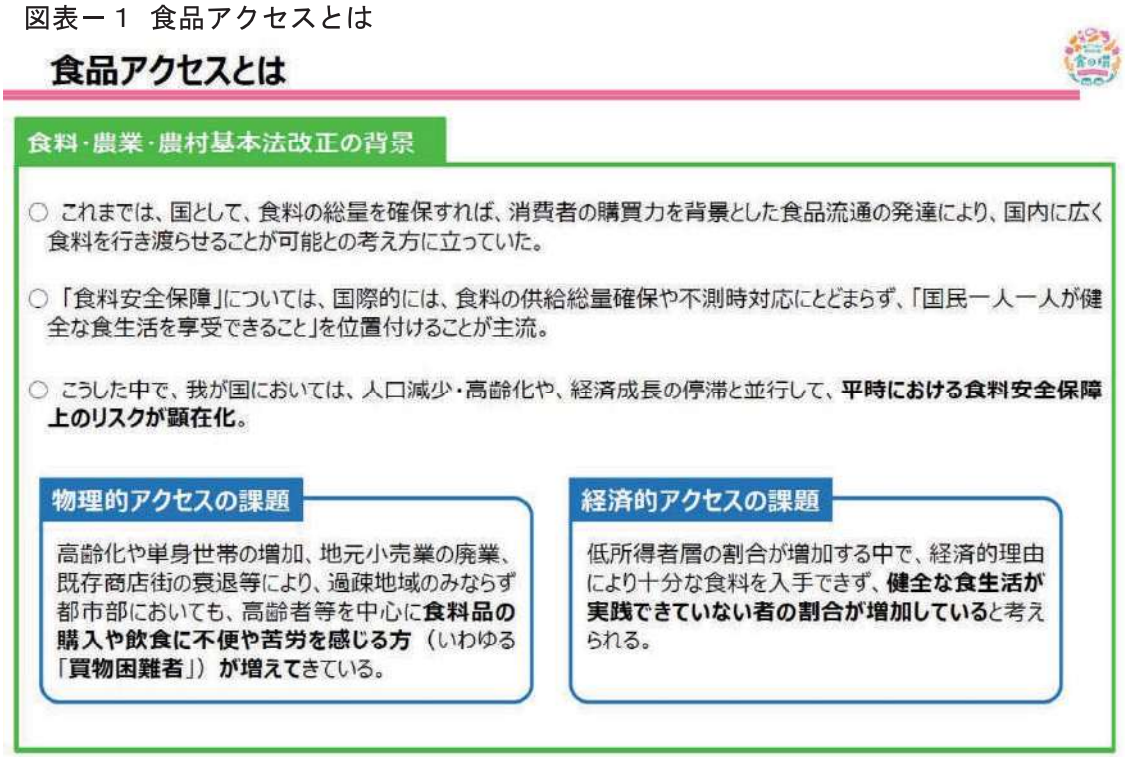
## （１）　食品アクセスの確保

○　我が国においては、人口減少や高齢化、経済成長の停滞により、平時における国民一人一人の食料安全保障に関するリスクが顕在化し、食料品の購入に不便や苦労を感じる、いわゆる「買物困難者」が増加するとともに、経済的理由により十分な食料を入手できず、健全な食生活が実践できていない者の割合が増加するなど、円滑な食品アクセスの確保が課題となっています（図表－１）。

○　このため、令和６年６月に改正された食料・農業・農村基本法において、国は、地方公共団体、食品事業者等と連携し、物理的・経済的要因にかかわらず、円滑な食品アクセスの確保が図られるよう、食料を円滑に提供するための環境整備等を講ずるものとする旨が新たに規定されたところです（図表－２）。

○　これに伴い、①管内府県庁へ出向いての今後の業務推進に向けての意見交換、②食品アクセスに係る関係省庁の支援策を説明する「食品アクセス全国キャラバン」について、管内行政機関や、フードバンク等へ開催案内（図表－３）、③地域の関係者が連携した食品アクセス確保の体制づくりに係る補助事業による支援（図表－４）、④フードバンク情報交換会の開催（図表－５）　等を実施しました。

図表－１　食品アクセスとは



図表－２　円滑な食品アクセスの確保に向けた全体的な動き

## 円滑な食品アクセスの確保に向けた全体的な動き

○　具体的な食品アクセスの問題については、地域によって様々であり、その地域の実情に応じて取り組んでいく必要があるところ、

①買物困難者に関しては、地域・農村活性化、ラストワンマイル物流、地域交通、中心市街地・商店街活性化、過疎問題等

②経済的に困窮している方々に関しては、社会保障制度、児童福祉やこども支援、食品ロス削減、食育等

と密接に関係することから、**関係省庁が連携して、食品アクセス問題に係る実態把握をしつつ、地域の取組を支えていくことが重要。**

○2024年に改正された食料・農業・農村基本法において、**国は、地方公共団体、食品事業者等と連携し、物理的・経済的要因にかかわらず、円滑な食品アクセスの確保が図られるよう、食料を円滑に提供するための環境整備等を講ずるものとする**旨規定されたところ。

**参考：食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（抄）**

（食料の円滑な入手の確保）

第十九条　国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備その他必要な施策を講ずるものとする。（新設）

図表－３　食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ

## 食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ

○　農林水産省の予算のほか、他省庁の関連予算を取りまとめ、食品アクセスの確保に資する関係省庁の支援策を取りまとめたパッケージを作成・公表。

### 経済的アクセス関係支援策

**食料提供に資する体制づくり**

**○円滑な食料提供に向けた地域の体制づくり**　※買物困難者対策としても活用可
地域の関係者が連携して地域の課題に応じた取組を進める体制づくりを推進

**○食料支援等の取組を通じたつながりづくり**
孤独・孤立の予防等の観点から食料支援等を通じたつながりづくりを推進

**○食品の寄附等を促進するための仕組みづくり**
フードバンク等への食品寄附等の促進に向けた枠組みづくりを強化
「食品寄附ガイドライン」の活用を促進　など

**フードバンク、こども食堂等による食料提供活動への支援**

**○地方公共団体による食料提供に向けた取組への支援**
自立相談支援機関によるフードバンク等と連携した食料提供等を支援

**○フードバンクによる未利用食品の提供活動への支援**
食品アクセスの確保の観点から、多様な食料の提供に向けたフードバンクの立上げ・機能強化を支援　食品ロス削減の推進の観点から、地方公共団体によるフードバンクに対する取組を支援　など

**○こども食堂、こども宅食等による食事の提供活動への支援**
食品アクセスの確保の観点から、多様な食料の提供に向けたこども食堂等の立上げを支援　ひとり親家庭等のこども支援のため、こども宅食等による食事の提供等を支援　生活困窮者等支援のため、民間団体による食料提供活動等へ助成　など

**フードバンク、こども食堂等への食料提供**

**○政府備蓄米のこども食堂等やフードバンクへの無償交付**
**○国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供**

### 物理的アクセス（買物困難者対策）関係支援策

**移動販売等の拠点となる施設の整備**

**○地方公共団体の行う拠点施設の整備支援**
買物困難者に対する移動販売等により、地方創生に資する地域の交流拠点施設の整備を支援

**店舗への交通手段の確保**

**○生活交通の確保・維持**
過疎地域や中山間地域の交通、福祉等の集落機能等の維持を支援
持続可能な地域公共交通の実現に向けた多様な関係者の連携・協働による取組を支援　など

**移動販売等で店舗を届ける**

**○移動販売車の導入に向けた支援**
ラストワンマイル配送の実現に向けた移動販売等の実装・導入を支援

**○過疎地域等の取組支援**
過疎地域等において取り組む移動販売等の取組を支援　など

**商品を届ける**

**○ラストワンマイル配送の効率化に向けた支援**
過疎地域を含むラストワンマイル配送の効率化の運行経費を支援　など

**○デジタル技術を駆使した配送支援**
自動配送ロボットの実証実験等を支援　など

**食品アクセスの状況や対策事例等の発信**

**○食品アクセス（買物困難者等）問題ポータルサイト等での情報提供**
**○「デジ活」中山間地域への支援や買物弱者支援策をHPで紹介**
※経済的アクセスについても同様

図表－４　「食品アクセス確保緊急支援事業」の活用状況

| 実施主体名 | 実施年度 | 主な事業内容 |
|---|---|---|
| 長浜市社会福祉協議会（滋賀） | 令和７年度 | ・長浜市社協、長浜市役所、移動販売事業者、地域づくり協議会、地域商店、警察 他が連携した協議会の設置・運営<br>・協議会の活動状況の周知啓発活動 |
| 東近江市社会福祉協議会（滋賀） | 令和７年度 | ・東近江市社協、東近江市役所、こども食堂、学校関係者、生協、農協　他が連携した協議会の設置・運営<br>・食品ロス状況（寄附）等の調査の実施 |
| 岸和田市社会福祉協議会（大阪） | 令和６及び７年度 | ・岸和田市社協、岸和田市役所、商工会議所、各種地縁団体、こどもの居場所 他が連携した協議会の設置・運営<br>・食品ロス状況（寄附）等の調査の実施 |
| 養父市社会福祉協議会（兵庫） | 令和６及び７年度 | ・養父市社協、養父市役所、自治協議会、区長、民生委員、生協、農協、こども食堂 他が連携した協議会の設置・運営<br>・経済的、物理的理由により食品にアクセスできない方の実情調査等の実施 |

図表－５　令和７年度フードバンク情報交換会（令和７年 11 月 26 日、大阪市にて開催。フードバンク 17 団体、食品関連事業者９社等 79 名参加）



会場の様子



交流会の様子

# （２）　食品産業の振興

## ①　食品流通の動向

【卸売市場について】

○　生鮮食品等を取り扱う卸売市場は、農林漁業者に安定した販路を提供するとともに、消費者に日常の食料品を供給する重要な役割を果たしています。

○　令和６年度末時点で、近畿農政局管内（以下「近畿」という。）には 12 の中央卸売市場と、77 の地方卸売市場があります。（図表１）

○　近畿の卸売市場の取扱額をみると、これまでは減少傾向でしたが、令和４年度より微増傾向で推移しており、令和５年度において中央卸売市場では 7,255 億円（全国比 19.5%）、地方卸売市場では 2,333 億円（同 7.9%）となっています。（図表２、３）

○　近年、食品流通の多様化とともに、生産者の所得の向上、新鮮で安全・安心な生鮮食品を求める消費者ニーズへ的確な対応を図るため、各卸売市場は食品流通の合理化に向けた取組を進めており、具体的には、閉鎖型施設整備による低温化の取組、衛生管理の強化等の取組を実施しています。

図表１　近畿の卸売市場数（令和６年度末）

| 区分 | 中央卸売市場 | | | | | | 地方卸売市場 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 小計 | 総合市場 | 青果市場 | 水産市場 | 食肉市場 | 花き市場 | | 小計 | 総合市場 | 青果市場 | 水産市場 | 食肉市場 | 花き市場 |
| 滋　賀 | 0 | | | | | | 滋　賀 | 5 | 4 | | | 1 | |
| 京　都 | 2 | 1 | | | 1 | | 京　都 | 12 | 3 | 3 | 5 | | 1 |
| 大　阪 | 4 | 3 | | | 1 | | 大　阪 | 18 | | 11 | 3 | | 4 |
| 兵　庫 | 4 | 3 | | | 1 | | 兵　庫 | 16 | 7 | 1 | 4 | 3 | 1 |
| 奈　良 | 1 | 1 | | | | | 奈　良 | 5 | | 3 | | 1 | 1 |
| 和歌山 | 1 | 1 | | | | | 和歌山 | 21 | 6 | | 14 | | 1 |
| 近畿計 | 12 | 9 | 0 | 0 | 3 | 0 | 近畿計 | 77 | 20 | 18 | 26 | 5 | 8 |
| 全国計 | 64 | 37 | 13 | 3 | 10 | 1 | 全国計 | 909 | 159 | 245 | 395 | 22 | 88 |

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ
注　：総合市場とは、2区分以上取り扱っている市場のこと
　　地方卸売市場の全国計のみ令和5年度末時点のデータ

図表２　近畿の卸売市場の取扱額の推移
（中央と地方の合計値）




図表３　近畿の卸売市場の取扱額（令和５年度）

（単位：億円）

| 区　分 | | 青　果 | 水産物 | 食　肉 | 花　き | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 中央卸売市場 | 近畿 | 3,989 | 2,700 | 538 | 28 | 7,255 |
| | 全国 | 18,967 | 14,178 | 2,958 | 1,179 | 37,282 |
| | 全国比 | 21.0% | 19.0% | 18.2% | 2.4% | 19.5% |
| 地方卸売市場 | 近畿 | 698 | 480 | 498 | 657 | 2,333 |
| | 全国 | 12,567 | 12,888 | 1,725 | 2,247 | 29,427 |
| | 全国比 | 5.6% | 3.7% | 28.9% | 29.2% | 7.9% |



資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ

【物流の 2030 年度に想定される輸送力不足解消に向けた取組について】

○　令和６年４月から物流産業の長時間労働の改善のため、トラックドライバーの時間外労働に上限が適用されたため、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」がとりまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ（令和５年６月決定）」に基づき以下の取組を実施しました。

・農林水産省では、令和６年に全国各地・各品目の物流確保に向けた取組や更なる物流効率化、関係者の負担軽減に向けた取組を幅広い関係者と協力して推進していくため「農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」を設置し、令和８年３月までに７回開催しました。

・近畿農政局においては、「農林水産品・食品物流問題相談窓口」を設置するとともに、大阪労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局及び公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所の地方支分部局５機関で締結した連携協定（以下「連携協定」という。）に基づき、メールマガジン等による情報発信、荷主や物流事業者への協力依頼、物流問題に関するリーフレットの街頭配布（令和８年３月実施）による周知活動等に取り組みました。

○　また、「物資の流通の効率化に関する法律（物流効率化法）」（令和６年５月公布）では、すべての荷主に対して物流の効率化に向けた取組を行うよう努力義務を課し、一定規模以上の荷主に対しては特定事業者として中長期計画の策定や定期報告等が義務化されることについて、令和７年度は連携協定締結の地方支部局５機関による説明会を２回開催するとともに、すべての荷主に課せられる努力義務（荷待ち時間の削減、パレット標準化等）に関して、近畿管内の荷主事業者への周知を行うとともに、トラック予約システムの活用による荷待ち時間等の削減状況やパレット使用状況の確認等に関するヒアリングを行いました。



リーフレット配布の様子



パレット標準化の推進

## ②　食品ロスの削減

○　農林水産省は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、関係省庁と連携して食品関連事業者の食品ロス削減の取組を促進しています。
○　食品ロス削減に向けた商慣習の見直しに取り組んでいる事業者を募集した結果、近畿では納品期限を緩和している食品小売業者は 54、賞味期限表示を大括り化（年月表示・日まとめ表示）している食品製造業者は 45、賞味期限を延長した食品製造業者は 41、フードバンク・こども食堂等へ食品を提供した食品小売・製造業者は 62 の応募がありました。（令和７年 10 月末時点）
○　国は、食品ロスを 2030 年度までに 2000 年度比で半減する目標を 2022 年度に達成。新たな目標として、2000 年度比で 2030 年度までに 60%削減（219 万トン）とする目標を新たに設定しました。新たな目標の達成には、食品関連事業者による取組の推進とともに、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、サプライチェーン全体で推進することが必要です。

食品ロス削減に向けた商慣習見直しの取組事業者（令和７年 10 月末時点）

| | 納品期限緩和 | 賞味期限表示<br>大括り化 | 賞味期限延長 | フードバンク等への<br>食品の提供 |
|---|---|---|---|---|
| 全　国 | 377 小売業者 | 365 製造業者 | 393 製造業者 | 529 小売・製造業者 |
| うち近畿 | 54 小売業者 | 45 製造業者 | 41 製造業者 | 62 小売・製造業者 |

○　近畿農政局では、食品ロス削減を進めるため、製造・流通・販売の各段階で発生する食品ロスの削減に取り組むよう、食品関連事業者に呼びかけています。

【取組事例：日世株式会社（近畿）】

日世株式会社は、ソフトクリームの原料となるミックスや、コーンカップの製造だけでなく、ミックスを最適な状態で絞り出すための「フリーザー」という機械も自社で製造するなど、ソフトクリームに関する全てを製造しています。製造工程の排水処理から出る残渣は、地域の農地で堆肥として利用し、育った生産物を用いて、地域循環型ソフトクリームを作り、限定販売することで工場の環境課題に対する取組をＰＲ。また食品ロスや環境問題を解決するための取組を伝える活動として、「ソフトクリーム巻き巻き体験」を、地域の子ども食堂や子どもたちの居場所で実施しています。



排水処理で発生した残渣を肥料として活用し、育った規格外の小松菜を使用した「小松菜ソフトクリーム」



ソフトクリーム巻き巻き体験

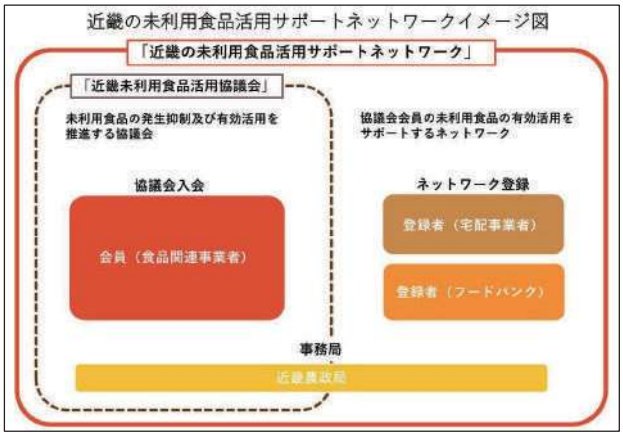
○　近畿農政局では食品ロス削減を目的として「近畿未利用食品活用協議会」及び「近畿の未利用食品活用サポートネットワーク」を立ち上げました。

（１）　協議会及びネットワークについて

近畿の未利用食品（まだ食べられるものの商品として流通できない食品）の発生抑制及び発生時の有効活用を目的に、食品関連事業者からなる「近畿未利用食品活用協議会」を令和７年５月 28 日に設立しました。併せて未利用食品の有効活用を宅配事業者やフードバンクがサポートする体制「近畿の未利用食品活用サポートネットワーク」を立ち上げ、活動を開始しました。

協議会会員の未利用食品提供情報を、事務局である近畿農政局を通じて登録フードバンクへ共有し、登録宅配事業者であるヤマト運輸（株）とも連携しつつ、食品関連事業者からの未利用食品を出しやすくすることで食品ロス削減に取り組んでおり、未利用食品の提供を受けたフードバンクは、その活用状況について提供元へ報告（フィードバック）することとなっています。

令和８年３月時点で協議会会員９社、登録宅配事業者１社、登録フードバンク 11 団体が参加しています。




近畿の未利用食品活用サポートネットワークイメージ図



交流会の様子

（２）　令和７年度の活動状況

令和８年２月に開催した協議会の交流会では、学校法人日本女子大学家政学部の小林富雄教授から講演いただいた後、参加企業による取組事例の発表と未利用食品の有効利用に向けた意見交換を行いました。

令和８年３月、未利用食品の提供による食品ロス削減の推進を通じ、協議会へ貢献いただいた会員（六甲バター株式会社）に近畿農政局長から感謝状を贈呈しました。



## ③　近畿の食文化の発信

【和食文化の保護・継承に向けた取組】

○　大阪・関西万博が関西の食や食文化の保護・継承の契機となるよう、団体、企業、個人が取り組む近畿ならではの食や食文化を国内外に発信する活動について、「関西　食の「わ」プログラム」として認定する取組を実施しました。

○　37 件のプログラムを認定し、特に意欲的かつ活発な活動を行っている３つのプログラムを「プレミア関西　食の「わ」プログラム」として表彰しました。（図表―１）

○　大阪・関西万博における認定プログラムの活動発表や２回の「関西　食の「わ」マルシェ」の開催により、関西の食や食文化に関する情報発信を行いました。

○　11 月には、次世代に日本の食の魅力を伝えることを目的に、和菓子と日本茶をテーマとした基調講演と調理実習からなる和食・食文化セミナーを、連携協定に基づき甲南女子大学との共催により開催し、11 組の親子が参加しました。

図表ー１　認定「関西　食の「わ」プログラム」

| No. | プログラム名 | 主催者名 |
|---|---|---|
| 1 | 越境ECで旅マエ・旅ナカ・旅アト消費をサポート | ZenGroup株式会社 |
| 2 | 体験型食育イベント「近江米でおにぎり作り」 | スーパーホテル滋賀・草津国道1号沿 |
| 3 | 日野の伝統料理を伝え継ぐ | 日野の伝統料理を継承する会 |
| 4 | 「たがの　たべるを　つなぐ」 | YOBISHIプロジェクト |
| 5 | ［原体験（農業体験）］や食・環境学習に係る講師 | 食と環境教育アドバイザー<br>中尾　卓嗣 |
| 6 | 第64回 西日本洋菓子コンテスト | （一社）兵庫県洋菓子協会／（一社）大阪府洋菓子協会／京都府洋菓子協会／ 滋賀県洋菓子協会／奈良県洋菓子協会／和歌山県洋菓子協会 |
| 7 | 第六回おくどさんサミット／おくどさん未来衆会議／おくどさんの調査研究［出版・おくどさん（竈）巡り］／「第五回京都への恋文」京都の美食賛等 | （一社）京すずめ文化観光研究所 |
| 8 | 第4回 兵庫県地産地消おいしい食材の宝庫再発見キャンペーン | キリンビバレッジ株式会社近畿圏統括本部<br>共催：兵庫県／ひょうごの美味し風土拡大協議会 |
| 9 | 和歌山県産を使って料理を作る。 | 和歌山市立　日進中学校 |
| 10 | 「松花堂弁当」等の食の体験の提供 | 京都吉兆　松花堂店 |
| 11 | 日本最古の茶畑1200年続く丹波篠山茶のヒミツ旅 | 丹波篠山茶生産組合 |
| 12 | 日本農業遺産「丹波の黒豆」生産農家のファームツアー | B・B LINK株式会社 |
| 13 | ぼたん鍋発祥の地、丹波篠山市で獣害と向き合う | （一社）丹波篠山市観光協会 |
| 14 | 滋賀県の食材を使ったお土産の開発・販売 | 立命館大学 食マネジメント学部<br>学生団体「ぎゅっと滋賀」 |
| 15 | 茶畑カフェ | 1738やんたん里づくり会 |
| 16 | 紀州金山寺みそ・金山寺みそ／径山寺みその出前授業（予定）金山寺みそ／径山寺みその紹介と販売 | 紀州味噌工業協同組合 |
| ☆17 | 高野豆腐を国外へ広める活動 | 旭松食品株式会社 |
| 18 | 和ランチサロン | はなみずきYuu　中塚由子 |
| 19 | 栄養士がつなげる丹波篠山の「こめ・まめ・やさい」こまめやクッキング | 丹波篠山市地域活動栄養士会<br>「こまめや」 |
| 20 | 「大津のうなぎの食文化」PR キャンペーン | （公社）びわ湖大津観光協会 |
| 21 | 洋菓子コンテスト、キッズパティシエ体験 | 奈良県洋菓子協会 |
| ☆22 | 和食文化継承プログラム | 甲南女子大学「涸口ゼミ」 |
| 23 | 第58 回大阪府菓子技術コンテスト | （一社）大阪府洋菓子協会 |
| 24 | 体の外からと内からの健康づくり | 菓子工房菓のん　渡邉　唯 |
| 25 | ジャムづくり体験 | 株式会社グリーンウッドファクトリー |
| 26 | えきそばの大冒険！～未来へ繋く名物商品～ | まねき食品株式会社 |
| ☆27 | 出張授業「和食だし体験講座」の実施 | 大阪ガスネットワーク株式会社 |
| 28 | 和食文化親子教室・おから味噌講座 | （特非）みんなのお箸プロジェクト／和食文化伝承会 |
| 29 | 京つけもの屋さんが作る、おにぎりが食べられるお店 | 京つけものもり 八坂店 |
| 30 | お菓子工場の見学並びに体験 | グリコピア神戸 |
| 31 | みんなのガレット博覧会<br>～2025神戸ガレット・デ・ロワ～ | （一社）兵庫県洋菓子協会<br>（公財）神戸ファッション協会 |
| 32 | 農プロジェクト | 読売新聞大阪本社 |
| 33 | 京都フードマイスター検定 | 京都フードマイスター協会 |
| 34 | 西日本地区豆腐品評会/近畿大会 | 関西とうふ連合会 |
| 35 | 滋賀県産食材を使った親子お菓子教室 | 滋賀県洋菓子協会 |
| 36 | 地元ガイドと散策！大阪・現存する西日本最古のカタシモワイナリーと古民家のまちなみ | カタシモワイナリー |
| 37 | 播磨の食文化を伝える事業 | 播磨の食文化を伝える会 |

※ ☆はプレミア関西 食の「わ」プログラム

関西　食の「わ」プロジェクトの
大阪・関西万博における出展



活動内容の発表の様子
（まねき食品株式会社）



講演の様子
（世界的に活躍するパティシエの青木定治氏）

SYOKUNOWA_KANSAI

関西　食の「わ」プロジェクト
インスタグラム

## （３）食料の持続的な供給に向けた取組

○　令和７年６月 11 日に「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律」が成立し、同月 18 日に公布されました。

○　これにより、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食料システム法）」に基づき、合理的な費用を考慮した価格形成と食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体的に推進し、消費者の理解を得ながら、食料システム全体での食料の持続的な供給の実現を目指します。

○　食料システム法では、食品産業の持続的な発展に向けた計画認定制度と、合理的な費用を考慮した価格形成に向けた食品等の取引の適正化に関する措置が講じられています。

○　このうち、計画認定制度については、食品産業の事業者が、農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図る事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動等に関する計画を作成し、農林水産大臣又は地方農政局長等の認定を受けた場合、融資等の各種支援措置を受けることができます。（令和７年 10 月１日施行）

○　近畿農政局では、令和８年３月末時点で６件の計画を認定しています。（図表－１）

○　また、地域における食ビジネスの発展を支援するため、地方公共団体等、食品産業に対する支援の事業を行う者（支援機関）が連携して行う事業に関する計画（連携支援計画）を１件認定しています。（図表－２）

○　食品等の取引の適正化については、農林漁業者と食品産業の事業者に合理的な費用を考慮した価格形成等を促すため、努力義務等の措置が課されるとともに、農林水産大臣が指定した「指定品目」※については、同大臣が認定した「コスト指標作成団体」がコスト指標を作成することとなることから（令和８年４月１日施行）、事業者向けの説明会を開催するとともに、事業者ヒアリングを通じてその周知を図りました。

※指定品目（農林水産大臣が省令で指定した飲食料品等）：米穀、野菜、豆腐、納豆、飲用牛乳（成分調整牛乳を除く。）

図表－１　安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況　（単位：認定計画数）

| | 認定計画数 | | | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 安定取引 | 流通合理化 | 環境負荷低減 | 消費者理解 | |
| 滋　賀 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 京　都 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 大　阪 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| 兵　庫 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 奈　良 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 和歌山 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| （近　畿） | 5 | 0 | 1 | 0 | 6 |
| （全　国） | 20 | 22 | 7 | 5 | 54 |

**安定取引関係確立事業活動等（食品等事業者向け）**

［４つの事業活動計画］
①安定取引関係確立事業活動（農業者との安定的な取引関係の確立）
②流通合理化事業活動（流通の合理化・付加価値の向上）
③環境負荷低減事業活動（環境負荷の低減・資源の有効活用）
④消費者選択支援事業活動（消費者に選ばれるための情報提供）

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部公表（令和８年３月末時点）。

図表－２　連携支援計画の認定状況　（単位：認定計画数）

| | 計 |
|---|---|
| 滋　賀 | 0 |
| 京　都 | 1 |
| 大　阪 | 0 |
| 兵　庫 | 0 |
| 奈　良 | 0 |
| 和歌山 | 0 |
| 近　畿 | 1 |
| 全　国 | 11 |

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部公表（令和８年３月末時点）。

# （４）　食の安全と消費者の信頼確保

## ①　消費者の信頼確保の取組

**【消費者の理解を深める取組】**

○　食や農業への理解を深めるとともに、食と農の結びつきの強化を図る観点から、消費者との意見交換会の開催、消費者の部屋での展示、メールマガジンの配信等により食品安全に係る情報や農林水産省の取組について情報提供しています。

**【意見交換会（食に関するセミナー）】**

○　令和７年度は食に関するセミナーを対面・Web 併用で３回開催しました。



○食に関するセミナーの様子

| 食に関するセミナー | |
|---|---|
| R7.8.27 | 食品添加物～その役割と安全性～ |
| R7.11.18 | 気になる！食品の表示～信頼を確保するために～ |
| R8.2.4 | 腸内細菌と食生活との関わりについて |

**【消費者の部屋】**

○　農林水産行政、食生活等の幅広いテーマでパネル等を活用し、情報発信を行っています。局内・局外の展示のほか、大型ショッピングモール等で職員が来場者に説明を行う特別展示も開催しました。

| 令和7年度 | 局内展示 | 局外展示 | 特別展示 |
|---|---|---|---|
| | 15回 | 21回 | 2回 |

また、近畿農政局ウェブサイトに展示概要「これまでの展示」を掲載しています。
https://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/seikatu/tenji/index.html#sofar



○局内展示の様子



○特別展示の様子

**【夏休み親子見学デー】**

○　令和７年度は、農林水産省の業務紹介や農林水産業の役割を知っていただくため、パネル展示、動物検疫所による検疫探知犬のデモンストレーション、お買い物ゲーム等を行いました。





○夏休み親子見学デーの様子

**【メールマガジン「消費者情報_近畿」】**

○　消費者の皆様の参考となる情報に加え、シンポジウムや意見交換会の案内、農林水産施策などの幅広い情報について毎月２回配信しており、令和７年度は 27 回（うち臨時号３回）配信しました。

**【消費者相談窓口の運営】**

○　近畿農政局の消費者相談窓口では、消費者等一般の方から農林水産行政、食料、食生活等についての相談を受け付けています。

○　寄せられた相談については、公的情報を基に回答しており、農林水産省所管外のものは適切な相談先を案内しています。

○　相談事例は農林水産省内で共有するとともに、消費者の皆様の参考になるような事例は農林水産省ウェブサイトに掲載しています。

【こどもＭＡＦＦ（こどもまふ）】

「食」と「農」について楽しく学んでいただける子ども向けウェブサイト『こどもＭＡＦＦ（こどもまふ）』を開設しています。社会科の勉強の参考に、夏休みや冬休みの自由研究に、家庭学習に参考になるような情報を掲載しています。

https://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/seikatu/tenji/kids1.html






## ②　食品表示に関する監視・指導等の取組

**【食品表示の適正化の確保に向けた取組】**

○　食品の表示は、消費者が食品を購入する際に、その内容を正しく理解し、適切に選択するための判断材料となるほか、摂取時の安全性を確保する上でも重要な情報源となっています。近畿農政局では、「集中監視月間」を設けて行う表示適正化調査を実施し、食品表示に関する監視・指導を行っています。

○　また、広く国民の皆様から食品の偽装表示や不適正な食品表示に関する情報などを受けるために「食品表示 110 番」を設置しています。

○　表示適正化調査や「食品表示 110 番」に寄せられた情報により立入検査を実施し、不適正な表示を確認した場合には、表示の改善を図るよう是正指導を行っています。

野菜の表示例
（名称・原産地を表示）



巡回監視活動の様子






**【牛肉・米穀等の適正かつ円滑な流通の確保に向けた取組】**

○　牛肉（内臓等は除く）の流通を個体識別番号により情報管理するため、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、牛肉の卸売事業者、販売事業者及び特定料理提供事業者へ、巡回調査等による監視・指導を行っています。

※特定料理提供事業者とは、特定料理である「焼き肉」、「しゃぶしゃぶ」、「すき焼き」又は「ステーキ」を主として提供する事業者

牛肉の個体識別番号表示例



○　米穀等の適正かつ円滑な流通を確保するため、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づき、米穀の出荷・販売事業者、食品製造事業者及び外食事業者に対する巡回調査による米穀等の産地情報の伝達等について監視・指導を行っています。

外食店の産地情報の伝達例




**【特定水産動植物等の国内流通の適正化等に向けた取組】**

○　「特定水産動植物の国内流通の適正化等に関する法律」に基づき、特定第一種水産動植物「アワビ類、ナマコ類、シラスウナギ（うなぎの稚魚）、太平洋クロマグロ」について、違法漁獲物の流入を防ぐことを目的として、流適法巡回調査を実施し事業者間における情報の伝達、記録の作成及び保存について監視・指導を行っています。

水産動植物監視活動



# ５　環境と調和のとれた食料システムの確立

## （１）みどりの食料システム戦略

○　国内外において、SDGs や環境への対応が重要となる中で、我が国の食料・農林水産業においても、こうした課題に的確に対応する必要があります。農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、令和３年５月に「みどりの食料システム戦略」（以下「みどり戦略」という。）を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階での取組（図表）を推進しています。

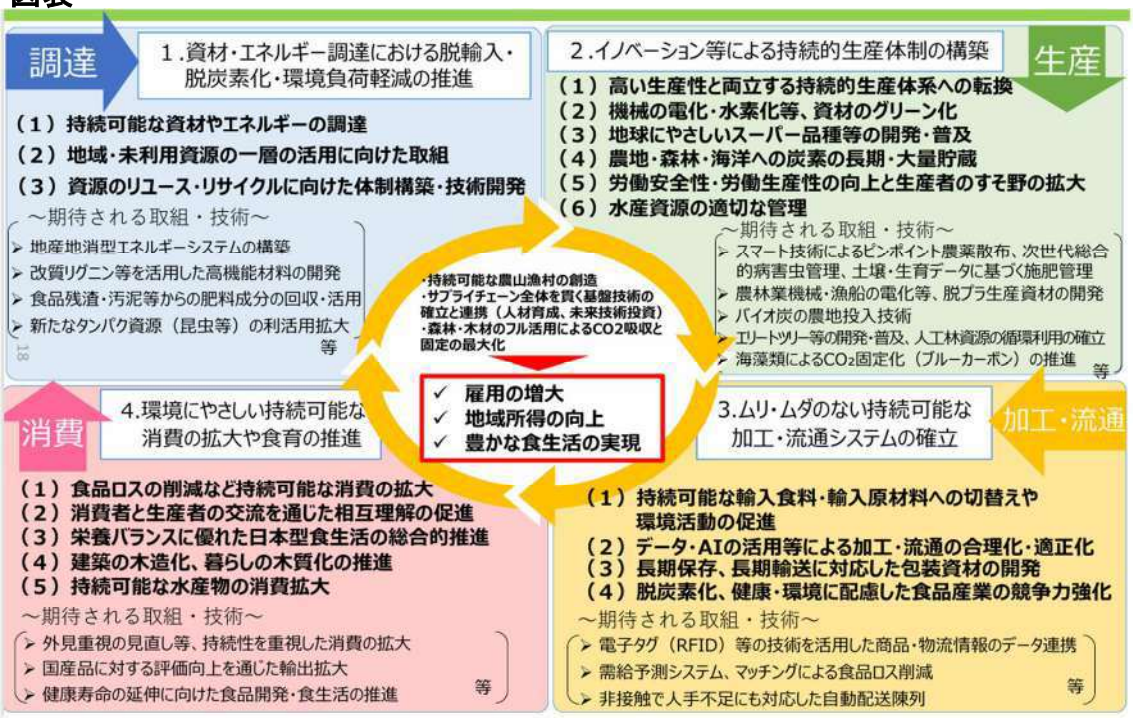
○　さらに、令和４（2022）年には、みどりの食料システム法（※）が制定され、環境負荷低減に取り組む生産者等の事業活動を支援する取組が進められています。

○　みどり戦略では、2050 年までに目指す姿として、①農林水産業の $CO_2$ ゼロエミッション化の実現、②化学農薬の使用量をリスク換算で 50%低減、③化学肥料の使用量を 30%低減、④耕地面積に占める有機農業の取組面積を 25%（100 万 ha）に拡大といった目標を掲げており、革新的な技術・生産体系の開発等を通じた具体的な取組を進め、これらの社会実装により実現していくこととしています。

○　近畿農政局では、みどり戦略の推進を図るため、局長をチーム長とする「みどりの食料システム戦略推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、府県拠点を中心に現場の方々への分かりやすい情報発信や関係者との意見交換等を通じた理解促進に取り組んでいます。

※正式名称は「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」

**図表**




「農林水産省作成」

【みどり戦略の実現に向けた施策の展開状況】

**■みどりの食料システム法に基づく生産者の認定**

みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動に取り組む生産者の計画を都道府県が認定し、認定を受けた生産者に対し、税制特例や融資制度等の支援措置を講ずることとしています。

近畿農政局では、府県と連携し認定拡大に向け推進を行った結果、令和８年３月末現在の認定件数は、滋賀県 58 件、京都府 420 件、大阪府 28 件、兵庫県 158 件、奈良県 110 件、和歌山県 751 件、計 1,525 件となっています。

**■農業分野におけるＪ―クレジット制度の推進**

温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、取引を可能とするＪ―クレジット制度は、農業者等が削減・吸収の取組により生じるクレジットを売却することで収入を得ることができる仕組であり、農業分野での活用が期待されています。農業分野では、「水稲栽培における中干し期間の延長」や「バイオ炭の農地施用」「家畜排せつ物管理方法の変更」等、７つの方法論に基づく取組が進められています。

令和７年度には、全国の約 83,100ha の水田で「水稲栽培における中干し期間の延長」の取組が行われ、令和８年３月までの累計で 544,712 トン（$CO_2$換算）のクレジットが認証されました。近畿でも、滋賀県をはじめ米の生産が盛んな府県を中心に、約 1,100ha の水田で取組が行われています。

**■環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）**

農林水産省の補助事業を活用する者に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を求める「環境配慮のチェック・要件化」（みどりチェック）を令和６年度より試行実施しています。令和８年度は、令和７年度事業の実践状況について、確認マニュアルを用いた確認の試行実施を行います。




**農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な７つの取組**



**みどりチェック チェックシートの例**

**■農林水産物の環境負荷低減の「見える化」**

農林水産省では、生産者による環境負荷低減の努力を可視化するため、「温室効果ガスの削減への貢献」と「生物多様性保全への配慮」を星の数でラベル表示する「見える化」を推進しています。対象品目は、令和７年４月にピーマンを追加し、米、野菜、果実、いも類、茶の 24 品目となっています。

また、インバウンド需要への対応や輸出展開を見据え、新たに英語版愛称を「ChoiSTAR」と定めました。

近畿における登録件数は、令和８年３月末現在で 191 件となっています。




英語版愛称「ChoiSTAR」

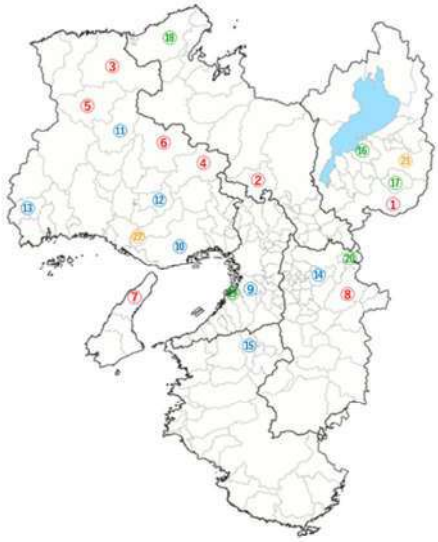
**■有機農業産地づくりの取組**

農林水産省では、有機農業の取組拡大に向けて、有機農業の団地化や学校給食での利用等、生産から消費まで一貫した取組を、生産者、事業者などの関係者が参画して地域ぐるみで有機農業に取り組む「オーガニックビレッジ」の創出を支援しています。

管内では、22 市町村が有機農業の産地づくり事業を推進し、21 市町村がオーガニックビレッジ宣言を行いました（令和８年２月末現在）。

近畿農政局では、自治体関係者間での意見交換等を通して取組事例等の情報共有を図っています。

近畿でのオーガニックビレッジ（有機農業産地づくり事業）実施市町村一覧



○ 令和４年度実施市町村

| 番号 | 都道府県 | 市町村 |
|---|---|---|
| ① | 滋賀県 | 甲賀市 |
| ② | 京都府 | 亀岡市 |
| ③ | 兵庫県 | 豊岡市 |
| ④ | | 丹波篠山市 |
| ⑤ | | 養父市 |
| ⑥ | | 丹波市 |
| ⑦ | | 淡路市 |
| ⑧ | 奈良県 | 宇陀市 |

○ 令和５年度実施市町村

| 番号 | 都道府県 | 市町村 |
|---|---|---|
| ⑨ | 大阪府 | 堺市 |
| ⑩ | 兵庫県 | 神戸市 |
| ⑪ | | 朝来市 |
| ⑫ | | 加東市 |
| ⑬ | | 上郡町 |
| ⑭ | 奈良県 | 天理市 |
| ⑮ | 和歌山県 | かつらぎ町 |

○ 令和６年度実施市町村

| 番号 | 都道府県 | 市町村 |
|---|---|---|
| ⑯ | 滋賀県 | 近江八幡市 |
| ⑰ | | 日野町 |
| ⑱ | 京都府 | 京丹後市 |
| ⑲ | 大阪府 | 泉大津市 |
| ⑳ | 奈良県 | 山添村 |

○ 令和７年度実施市町村

| 番号 | 都道府県 | 市町村 |
|---|---|---|
| ㉑ | 滋賀県 | 東近江市 |
| ㉒ | 兵庫県 | 稲美町 |

※下線の市町村は発展的な拡大産地の創出(スーパーオーガニックビレッジ)に取り組む市町村

**■グリーンな栽培体系の加速化**

環境負荷低減と省力化に資する技術の実証を行うグリーンな栽培体系加速化事業を活用した取組が、近畿では、令和７年度に 26 地区において行われました。各事業実施主体では、化学農薬の低減、化学肥料の削減等の技術の検証を行い、栽培マニュアルを作成し、技術の普及に取り組んでいます。

**■近畿耕畜連携イニシアチブ**

近畿農政局では、耕畜連携を積極的に進めるため、各府県や関係者との意見交換や現地調査等を通じて、地域の実態や課題を明らかにして肥料・飼料の安定供給を目指すプロジェクトチーム「近畿耕畜連携イニシアチブ」を立ち上げています。

令和７年度には、６月に「各府県との情報交換会」、11 月には「堆肥・土づくり勉強会」を開催し、関係者間での情報共有や意見交換を実施しました。また、８月～12 月にかけて、飼料生産組織等への実態調査（４か所）を実施し、堆肥の更なる利用拡大を図るための課題等について聞取り、その後、飼料生産組織等が取組可能と考えられる補助事業等の説明を行いました。

引き続き、耕種・畜産両サイドの相互理解を深めることにより、持続的な取組の拡大を進めていきます。

## （２）　環境と調和した持続的な農業

○　有機農業の推進について、農林水産省では、有機農業の取組面積を「有機農業の推進に関する基本的な方針」（令和２年４月改定）において、令和 12 年までに６万 3,000ha（平成 29 年２万 3,500ha）とすることを、更に、令和３年５月には「みどりの食料システム戦略」を策定し、同戦略において 2050 年までに 100 万 ha とすることを目標に掲げ、各種施策を展開しています。

○　令和６年度の近畿における有機 JAS の認定面積は 909ha（全国：21,815ha）と、増加傾向となっています。（図表－１，２）

　各府県においては、みどりの食料システム戦略推進交付金※を活用して、農業者が有機 JAS の認証を受ける際に指導助言等を行う有機農業指導員の育成を図っています。

○　また、農林水産省では、有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進する一環として、「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」を開催しています。近畿農政局では、このコンクールに併せて、管内の応募者を対象に、優秀者を表彰する取組を行っています。

○　近畿管内では、滋賀県における琵琶湖の水質保全を目的のひとつとした「環境こだわり農業」をはじめ、種々の環境保全型農業が、環境保全型農業直接支払交付金などの支援策と一体的に取り組まれています。（P125参照）

※「みどりの食料システム戦略」（P117参照）を推進するために措置された交付金。

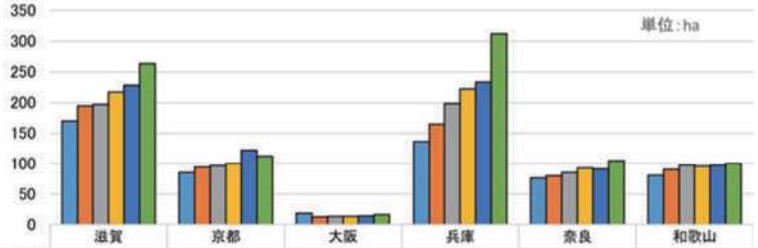
図表－１　有機 JAS 認定面積の推移（全国・近畿）




| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 近畿 | 637 | 687 | 742 | 786 | 832 | 909 |
| 全国 | 11,002 | 12,027 | 14,137 | 15,319 | 18,837 | 21,815 |

資料：農林水産省調べ
注：各年度の値は４月１日現在の認定面積（R5、6年度は３月31日現在）

図表－２　府県別有機 JAS 認定面積の推移




| | 滋賀 | 京都 | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R1年度 | 170 | 85 | 19 | 136 | 76 | 81 |
| R2年度 | 194 | 94 | 13 | 165 | 80 | 91 |
| R3年度 | 197 | 97 | 13 | 198 | 85 | 97 |
| R4年度 | 217 | 100 | 14 | 222 | 93 | 96 |
| R5年度 | 228 | 122 | 14 | 233 | 92 | 97 |
| R6年度 | 264 | 112 | 16 | 312 | 105 | 100 |

資料：農林水産省調べ
注：各年度の値は4月1日現在の認定面積（R5、6年度は3月31日現在）

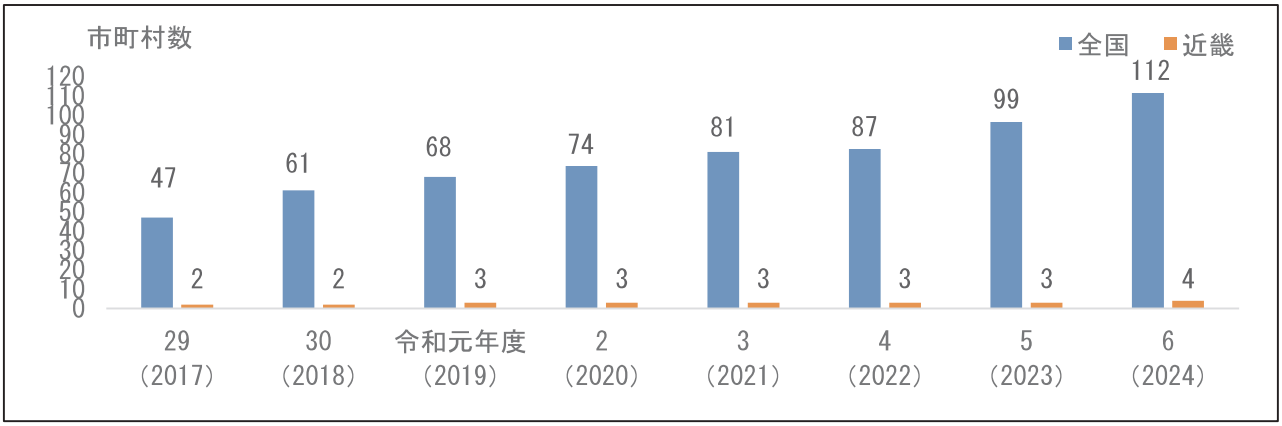
## （３）再生可能エネルギーの活用

### ①　農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成

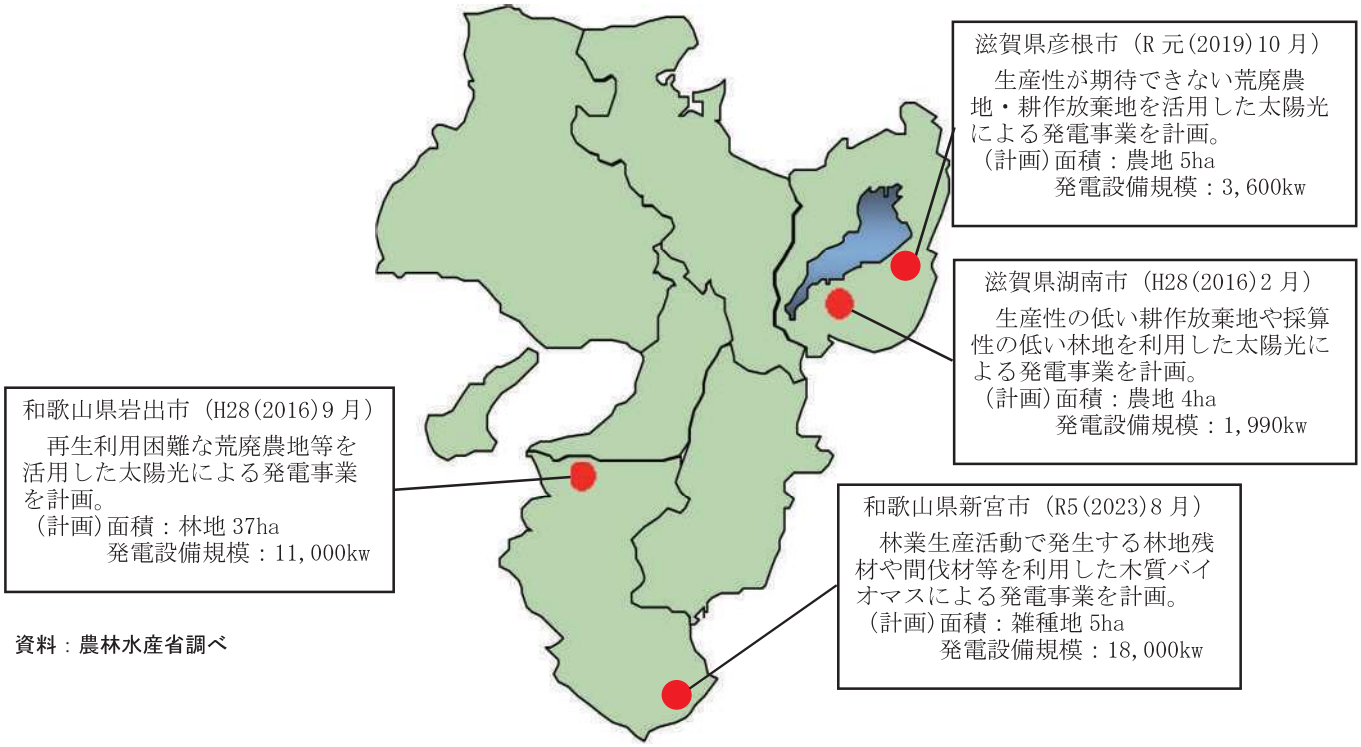
○　太陽光パネル、小水力発電、バイオマス発電など再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を推進するため、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、売電収入の地域還元、雇用の確保、未利用資源の有効活用などの取組が進められています。

○　同法に基づく基本計画を作成した市町村は、令和７年３月末現在、全国で 112 市町村、近畿では４市（滋賀県２、和歌山県２）となっています。（図表－１、２）

図表－１　農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画作成数の推移（全国・近畿累計）




図表－２　近畿における農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画作成状況（カッコ内は計画作成年月）



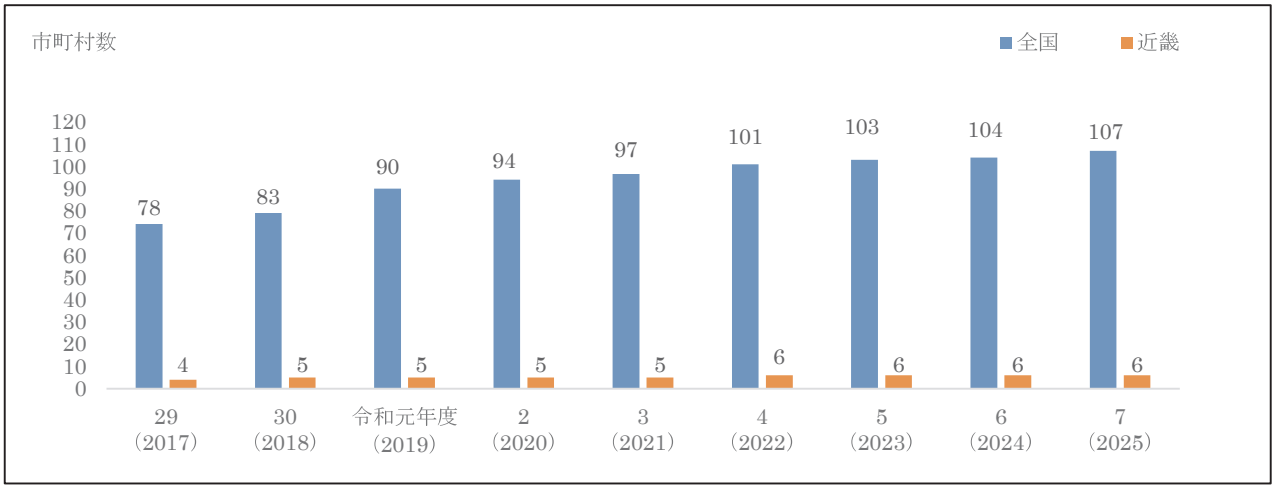

資料：農林水産省調べ

## ②　バイオマス産業都市の選定

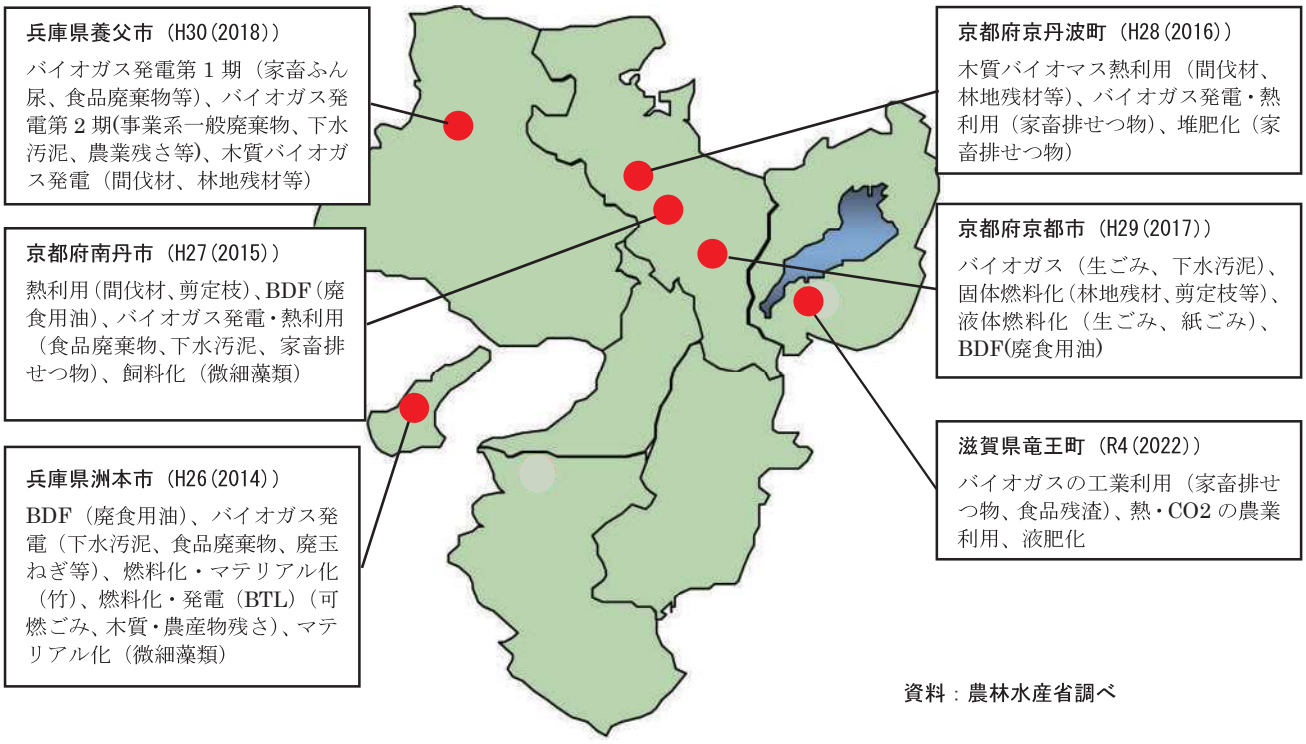
○　バイオマス事業化戦略（平成 24 年９月策定）においては、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築により、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いバイオマス産業都市の構築を推進することとしています。

○　バイオマス産業都市に選定された地域（市町村）は、全国で 107 地域、近畿では６地域（滋賀県１、京都府３、兵庫県２）となっています。（図表－１、２）

図表－１　バイオマス産業都市選定地域数の推移（全国・近畿累計）




図表－２　近畿におけるバイオマス産業都市選定地域の主な取組（カッコ内は選定年度）




資料：農林水産省調べ

# （４）農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

## ①　多面的機能支払交付金

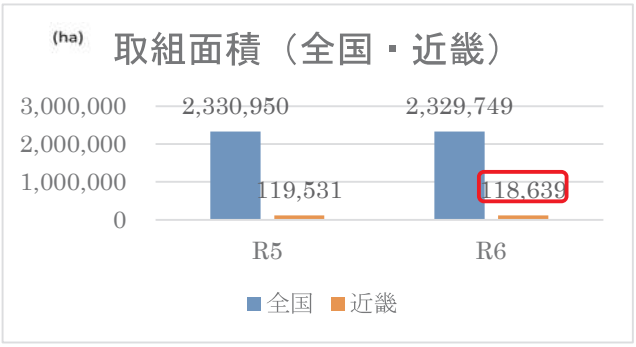
○　農林水産省では、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を多面的機能支払交付金により支援しています。

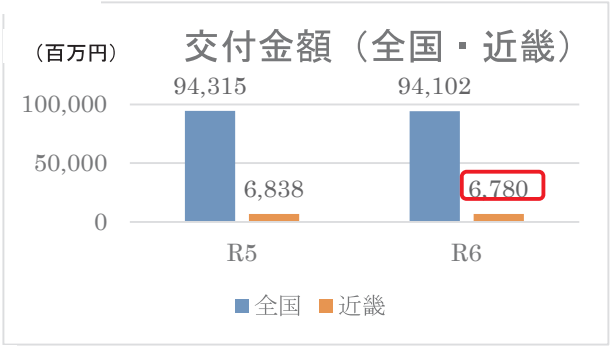
○　令和６年度の近畿 150 市町村において、農地維持支払の取組面積は、約 12 万 ha（対前年度約 892ha 減）。多面的機能支払交付金額は、6,780 百万円（対前年度 58 百万円減）となっています。これは、全国と比べると取組面積で５%程度、交付金額で７%程度となっています。（図表－１）

また、府県別でみると、近畿では兵庫県の取組が進んでおり、面積で約 51 千 ha、交付金額で 3,632 百万円となっています。（図表－２）

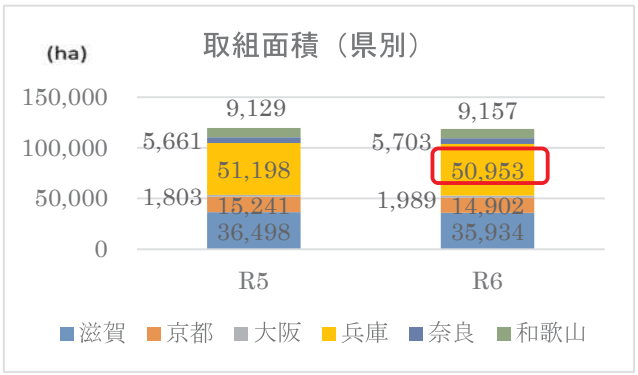
○　農振農用地に対する取組面積のカバー率については、兵庫県が最も高く 82%（令和６年）となっており、全国２位です。（図表－３）

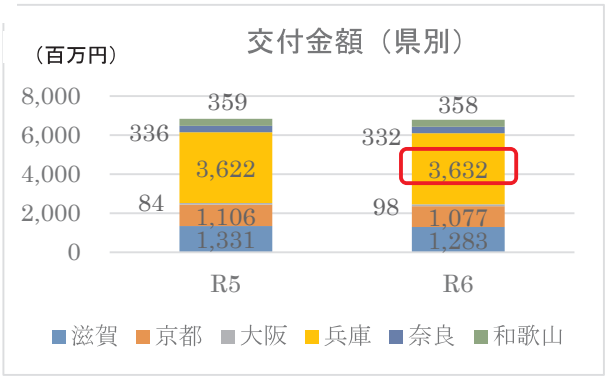
図表－1　取組面積及び交付金額の推移（全国・近畿）



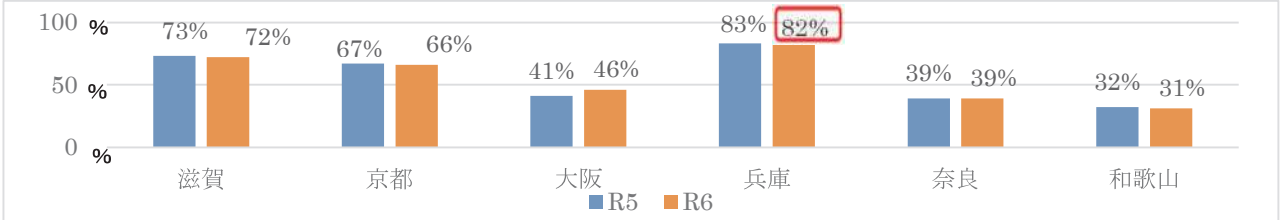




図表－2　取組面積及び交付金額の推移（県別）




図表－3　農振農用地カバー率の推移（県別）




資料：農林水産省農村振興局「多面的機能支払交付金の実施状況」データより、農政局にて作成

## ②　環境保全型農業直接支払交付金

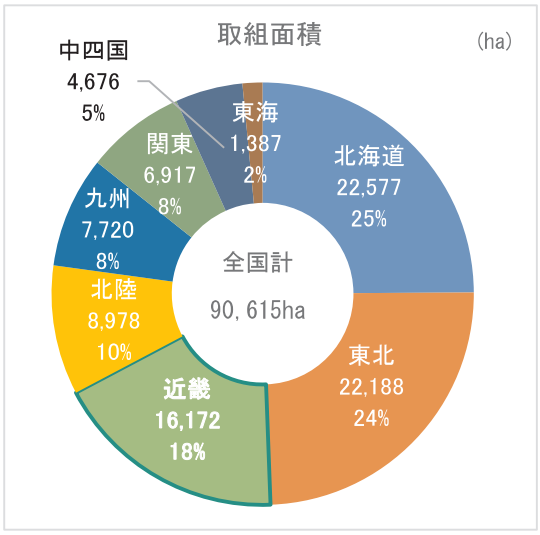
○　令和６年度の近畿における環境保全型農業直接支払交付金の取組面積は16,172ha（全国：90,615ha）と全国の18%を占めています。交付金額は、全国計50億34百万円に対し、近畿は７億82百万円です。（図表－１）

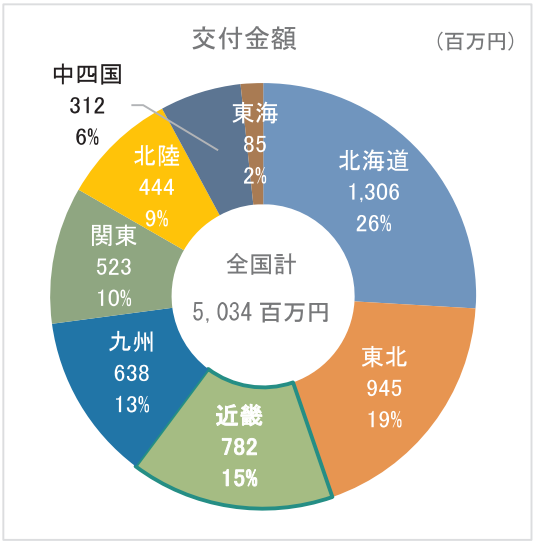
○　近畿における取組面積のうち、滋賀県が12,354haと76%を占めています。それに伴い、交付金額も約5.4億円と69%を占めています。（図表－２）

○　滋賀県は環境保全型農業直接支払交付金を、県独自の施策である「環境こだわり農業※」の取組と一体的に推進しています。

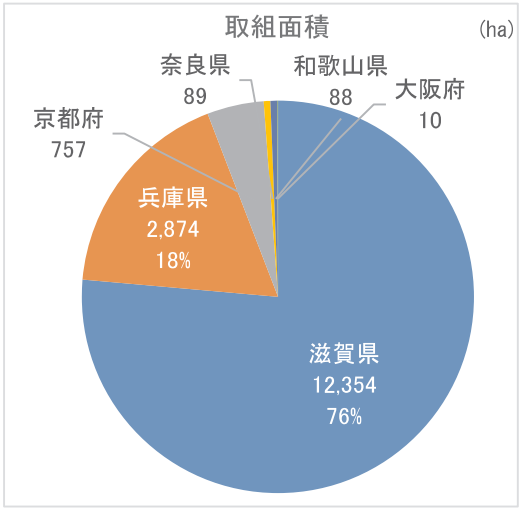
※「環境こだわり農業」とは、化学合成農薬・化学肥料の使用量を減らすとともに、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業。

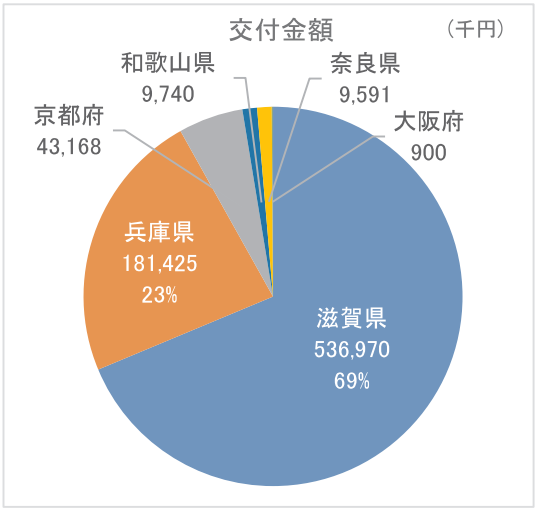
図表－１　取組面積及び交付金額（全国・近畿）




図表－２　取組面積及び交付金額（県別）




資料：農林水産省農産局「環境保全型直接支払交付金の実施状況」データより、近畿農政局にて作成。

# 6　農村の振興

## （１）社会的変化に対応した取組

### ①　農村の人口、仕事、暮らしの現状

○　近畿の農地面積を農業地域類型区分別にみると、中山間地域が全体の約５割を占めています。一方、人口は、都市的地域が 1,857 万人と全体の９割が都市部に集中しています。（図表－１）

○　平成 27 年から令和２年までの５年間における 65 歳以上人口の割合を見ると、いずれの府県でも平地・中間・山間の各農業地域で都市的地域に比べ高齢化が進行しています。（図表－２）

○　このため、各種の施策を講じ中山間地域の振興を図っています。

図表－１　農業地域類型区分別の面積・人口・農業集落数（近畿）（令和２年）

| 農業地域類型区分 | 面　積（千ha） | | | 人　口（万人） | | | 農業集落数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 割合（%） | | | 割合（%） | | | 割合（%） | |
| 都市的地域 | 85 | 39.0 | (27.7) | 1,857 | 90.4 | (82.8) | 3,337 | 30.9 | (21.5) |
| 平地農業地域 | 20 | 9.2 | (28.2) | 28 | 1.4 | (4.6) | 1,562 | 14.5 | (24.4) |
| 中間農業地域 | 92 | 42.2 | (35.1) | 134 | 6.5 | (10.1) | 3,390 | 31.4 | (34.7) |
| 山間農業地域 | 22 | 10.1 | (9.0) | 35 | 1.7 | (2.4) | 2,506 | 23.2 | (19.4) |
| 近畿 | 218 | 100.0 | (100.0) | 2,054 | 100.0 | (100.0) | 10,795 | 100.0 | (100.0) |

資料：農業地域類型は農林水産省「農業地域類型一覧表（令和5年3月2日改訂）」。面積は農林水産省「令和2年耕地及び作付面積」、人口は総務省「令和2年国勢調査」を基に近畿農政局で作成。農業集落数は農林水産省「2020年農林業センサス」。

注1：数値は表示単位で四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
2：農業地域類型区分の面積及び人口は新市町村別、農業集落は旧市町村別の農業地域類型により算出した。
3：割合欄の（）は全国の割合である。

図表－２　農業地域類型区分別の 65 歳以上人口の割合

単位：%

| 区　分 | | 全国 | 近畿 | 滋賀 | 京都 | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 都市的地域 | 平成27年 | 25.3 | 26.3 | 22.8 | 26.8 | 26.1 | 26.2 | 27.6 | 29.5 |
| | 令和2年 | 27.1 | 28.0 | 25.0 | 28.7 | 27.4 | 28.3 | 30.5 | 31.2 |
| | 差（ポイント） | 1.8 | 1.7 | 2.2 | 1.9 | 1.3 | 2.1 | 2.9 | 1.7 |
| 平地農業地域 | 平成27年 | 29.5 | 27.0 | 24.6 | nc | nc | 29.9 | nc | 29.9 |
| | 令和2年 | 33.3 | 30.4 | 27.2 | nc | nc | 33.2 | nc | 36.9 |
| | 差（ポイント） | 3.8 | 3.4 | 2.6 | nc | nc | 3.3 | nc | 7.0 |
| 中間農業地域 | 平成27年 | 32.7 | 31.4 | 27.5 | 35.7 | 35.8 | 31.3 | 35.5 | 31.6 |
| | 令和2年 | 36.1 | 34.7 | 30.4 | 38.7 | 41.4 | 34.4 | 40.9 | 34.5 |
| | 差（ポイント） | 3.4 | 3.3 | 2.9 | 3.0 | 5.6 | 3.1 | 5.4 | 2.9 |
| 山間農業地域 | 平成27年 | 36.7 | 36.8 | 33.0 | 35.9 | 40.8 | 34.7 | 47.2 | 38.6 |
| | 令和2年 | 40.4 | 40.3 | 35.2 | 38.8 | 45.5 | 38.8 | 51.7 | 41.7 |
| | 差（ポイント） | 3.7 | 3.5 | 2.2 | 2.9 | 4.7 | 4.1 | 4.5 | 3.1 |

資料：総務省「国勢調査」を基に近畿農政局で作成。

注1：年齢不詳人口を除く。
2：表中の「△」は負数、「nc」は計算不能を表す。

## ②　農山漁村地域づくりホットライン

○　農林水産省では、地域づくりに関する取組を後押しするための窓口「農山漁村地域づくりホットライン」を開設（農村計画課及び各府県拠点）しています。
○　農山漁村で地域づくりに取り組むみなさんからの相談を受け付け、地域の実態や要望を直接把握し、関係府省とも連携して課題の解決を図るため、下記のような支援を行い、地域づくりを応援します。

＜ホットラインでの主な支援内容＞

（ア）農山漁村における地域づくりの実態や要望・課題をお伺いし、相談者に寄り添い、ともに考えます
（イ）相談内容を踏まえ、他府省を含めた国の支援制度をご紹介します
（ウ）参考となる全国各地の取組事例をご紹介します
※ 本ホットラインは、地域づくりに関する取組の後押しを目的としており、特定の個人への支援を目的としたご相談は対象となりません。

〈相談内容のイメージ〉




○　「農山漁村地域づくりホットライン」に関する詳しい内容については、こちらをご覧下さい
http://www.maff.go.jp/kinki/keikaku/nousonshinkou/kasseika/chiikihotline.html

# （２）中山間地域の農業の振興

## ①　中山間地域の農業

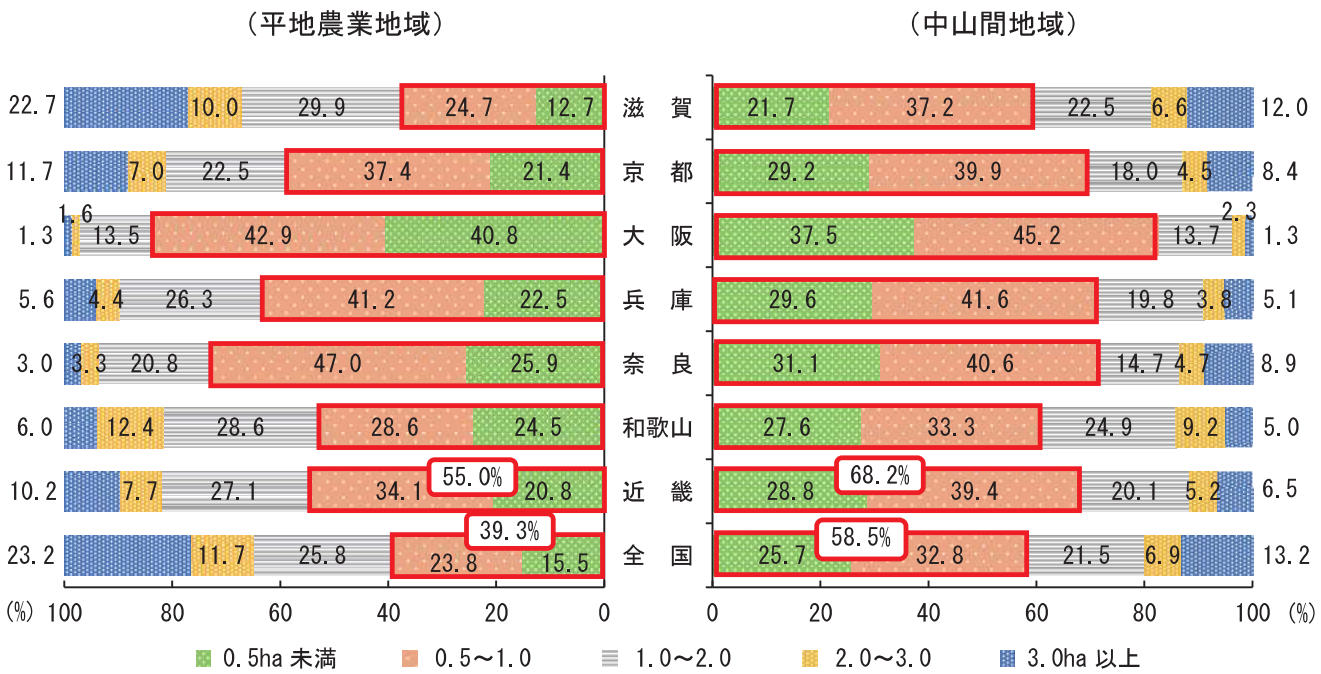
○　近畿の中山間地域は土地面積で約６割、耕地面積では約５割を占めており（図表－1）、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、景観の形成など多面的機能を有しています。
○　他方、中山間地域は、傾斜地などの条件不利性とともに人口減少・高齢化等から集落機能や地域資源の維持にも影響が生じており、地域の活性化が重要です。
○　近畿農政局では棚田地域の振興など、各種中山間地域への支援を講じています。

図表－１　中山間地域の主要指標（近畿）　（令和２年）

| 区　分 | 近　畿 | 中山間地域 | 割合（%） | （参考）中山間地域の割合（全国） |
|---|---|---|---|---|
| 人　口　（　万　人　） | 2,054 | 169 | 8.2 | 12.5 |
| 総　農　家　数　（　千　戸　） | 182 | 82 | 45.1 | 44.6 |
| 総　土　地　面　積　（　千　ha　） | 2,735 | 1,684 | 61.6 | 64.4 |
| 耕　地　面　積　（　千　ha　） | 218 | 114 | 52.3 | 44.1 |

資料：総務省「令和2年国勢調査」、国土地理院「令和2年全国都道府県市町村別面積調」、農林水産省「2020年農林業センサス」、「令和2年耕地及び作付面積」
注：中山間地域は農業地域類型区分（令和5（2023）年3月2日改訂）のうち、中間農業地域と山間農業地域を合算したもの。

図表－２　中山間地域の経営耕地面積規模別経営体数の割合（令和２年）




資料：農林水産省「2020 年農林業センサス」
注：割合は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

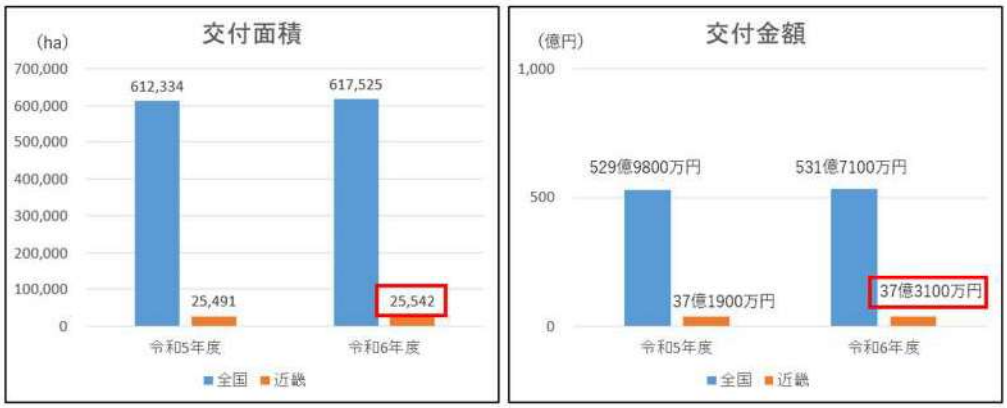
## ②　中山間地域等直接支払交付金

○　農林水産省では、中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において農業生産活動を継続していただくため、中山間地域等直接支払交付金により、地域の実情に応じた幅広い活動を支援しています。

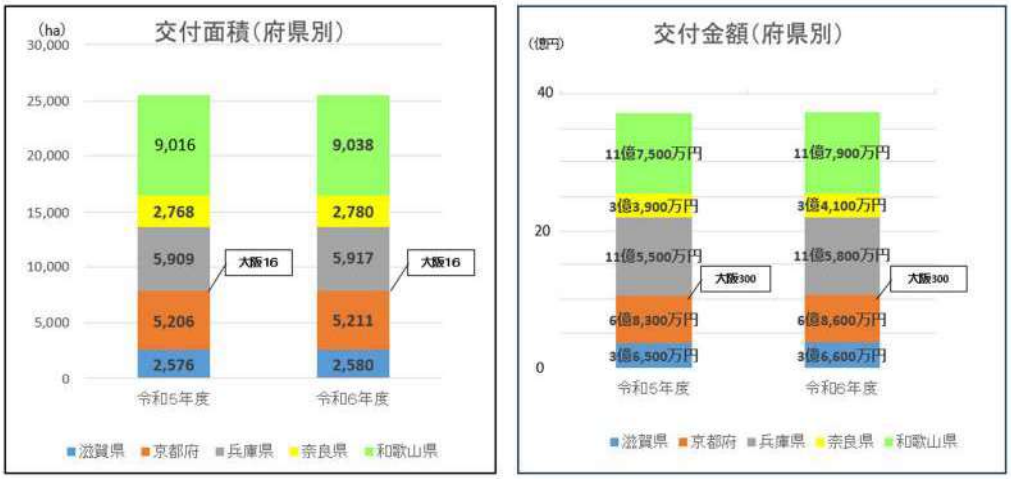
○　令和６年度の近畿における交付面積は、2 万 5,542ha（対前年度 51ha 増）。交付金額は、37 億 3,100 万円（対前年度 1,200 万円増）です。これは、全国と比べると交付面積で４％程度、交付金額で７％程度となっています。（図表－１）。

○　府県別に交付面積を見ると、和歌山県（9,038ha）が最も多く、次いで、兵庫県（5,917ha）、京都府（5,211ha）の順となっています。（図表－２）

図表－1　交付面積及び交付金額の推移（全国・近畿）




図表－2　交付面積及び交付金額の推移（府県別）




資料：農林水産省農村振興局「中山間地域等直接支払交付金の実施状況」データより、近畿農政局にて作成。

○　近畿の中山間地域等の振興に関する詳しい内容については、こちらをご覧下さい。

http://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/tyusankan/index.html

## ③　棚田地域の振興

○　棚田は、食料の供給だけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、美しい景観の形成など多面にわたる機能を持っている国民共有の財産です。
○　令和元年６月に「棚田地域振興法」が成立（令和６年度改正）し、「指定棚田地域」の指定、「指定棚田地域振興協議会」の設立、「指定棚田地域振興活動計画」の策定と国による認定のステップを踏んだ上で、当法による支援が活用されています。
○　令和４年２月には、棚田百選の後継となる「つなぐ棚田遺産」を認定し、棚田地域の振興に関わる取り組みを積極的に評価し、棚田地域の活性化や棚田の有する多面的な機能に対するより一層の理解の促進を図っています。全国で 271 地区が認定され、このうち近畿では 33 地区が認定されています。

**近畿管内の指定棚田地域**

| 府県名 | 地域数 | 旧旧市町村名 | 棚田の名称 | 旧旧市町村名 | 棚田の名称 |
|---|---|---|---|---|---|
| 滋賀県 | 13 | 仰木村 | 仰木の棚田 | 剣熊村 | 野口棚田　他 |
| | | 西庄村 | 石庭棚田 | 百瀬村 | 森西棚田 |
| | | 小松村 | 鵜川棚田 | 高島町 | 伊黒棚田　他 |
| | | 大野村 | 今郷棚田 | 金勝村 | 観音寺棚田　他 |
| | | 西大路村 | 蔵王棚田　他 | 東桜谷村 | 杣・杉棚田 |
| | | 朽木村 | 市場棚田 | 南比都佐村 | 下迫棚田　他 |
| | | 石部町 | 東寺棚田 | | |
| 京都府 | 6 | 京都市 | 越畑の棚田　他 | 上宮津村 | 小田七区の棚田 |
| | | 世屋村 | 上世屋棚田　他 | 普賢寺村 | 水取　他 |
| | | 千歳村 | 中棚田　他 | 河守上村 | 毛原の棚田 |
| 大阪府 | 4 | 西別院村 | 牧の棚田 | 白木村 | 平石の棚田 |
| | | 清渓村 | 高山 | 加賀田村 | 石仏の棚田 |
| 兵庫県 | 7 | 口大屋村 | 宮垣棚田 | 神戸市 | 中地区の棚田 |
| | | 長尾村 | 上上津の棚田 | 建屋村 | 長野の棚田　他 |
| | | 熊次村 | 別宮清水・大町田の棚田　他 | 奥谷村 | 飯見の棚田 |
| | | 松井庄村 | 岩座神の棚田 | | |
| 奈良県 | 6 | 新庄町 | 葛城山麓地域の棚田 | 高市村 | 稲渕棚田　他 |
| | | 忍界村 | | 大柳生村 | 阪原の棚田　他 |
| | | 平群村 | 平群町の棚田等 | 初瀬町 | 吉隠の棚田 |
| 和歌山県 | 5 | 紀見村 | 芋谷の棚田 | 小川村 | 中田の棚田 |
| | | 八幡村 | あらぎ島　他 | 色川村 | 口色川　他 |
| | | 安諦村 | 沼谷の棚田　他 | | |
| 近畿 | 41 | | | | |

※　第１回（R1.12）～第 27 回（R7.12）までの指定状況

つなぐ棚田遺産

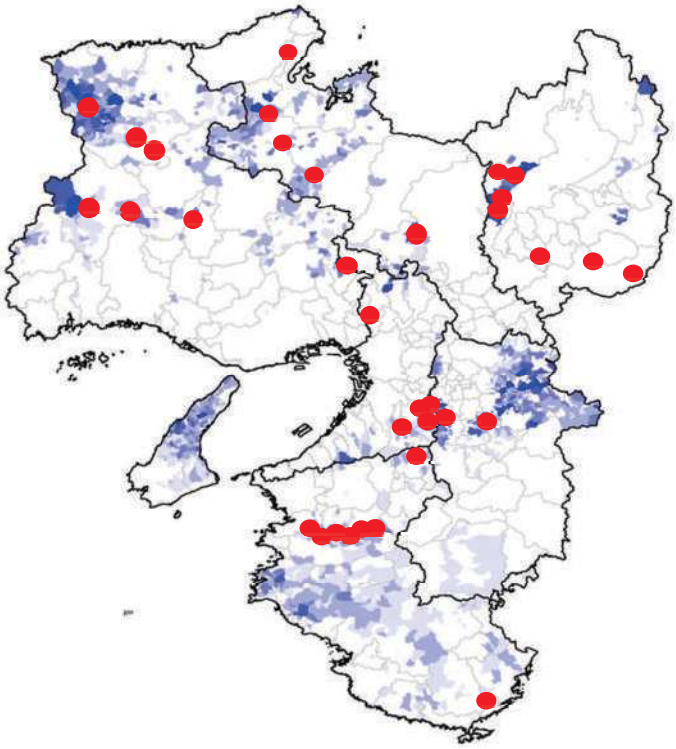
～ ふるさとの誇りを未来へ ～



▲和歌山県有田川町「あらぎ島」

●：つなぐ棚田遺産

※青は棚田分布図



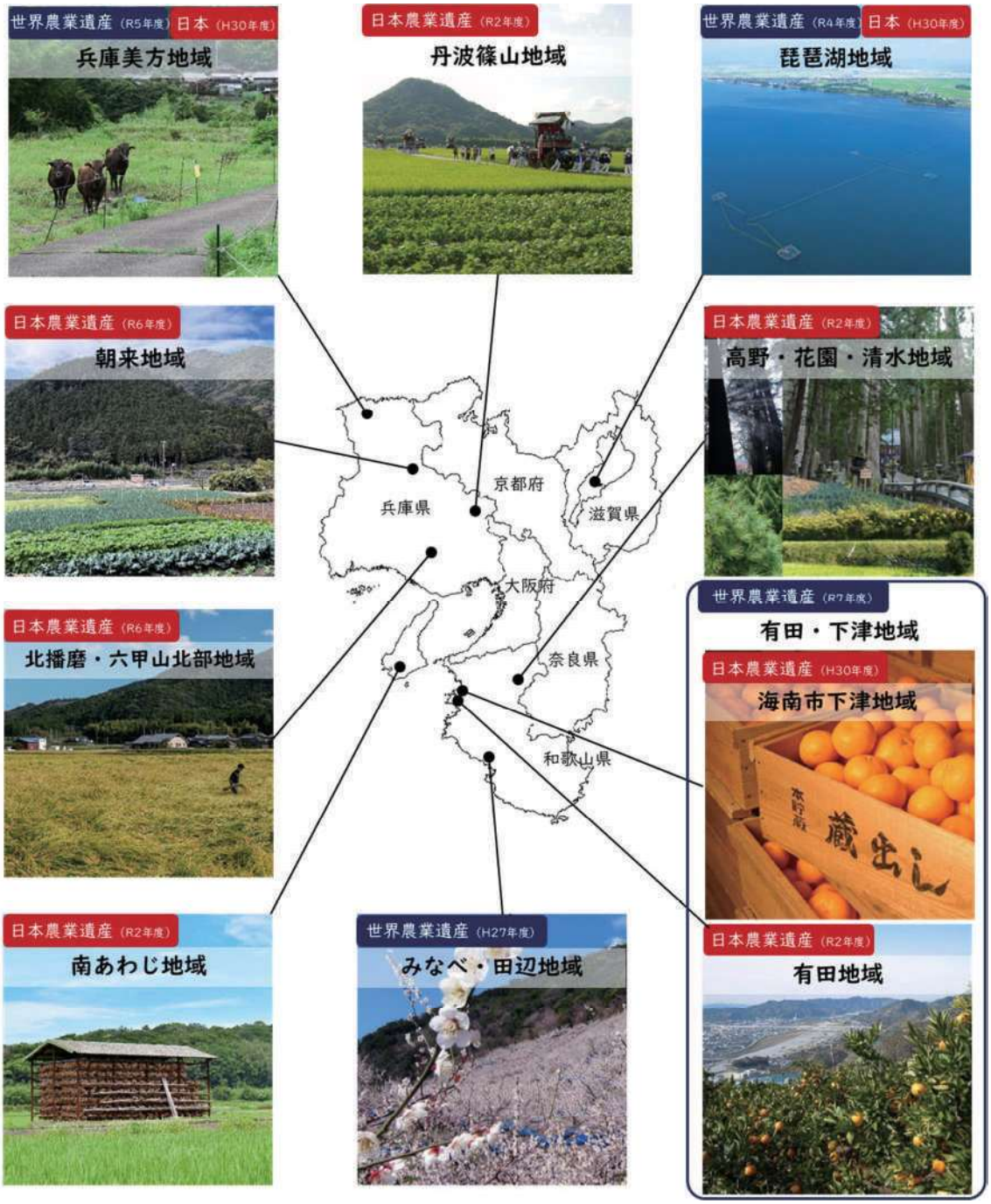
**近畿管内のつなぐ棚田遺産の認定地区**

| | 地域数 | 市町村 | 棚田の名称 | 市町村 | 棚田の名称 |
|---|---|---|---|---|---|
| 滋賀県 | 7 | 高島市 | 畑の棚田 | 大津市 | 上仰木棚田 |
| | | | 鵜川の棚田 | | 仰木、平尾の棚田 |
| | | 甲賀市 | 今郷棚田 | 栗東市 | 走井棚田 |
| | | | 山女原の棚田 | | |
| 京都府 | 4 | 京都市 | 宕陰 越畑・樒原の棚田 | 福知山市 | 毛原の棚田 |
| | | 宮津市 | 上世屋・松尾の棚田 | 京丹後市 | 袖志の棚田 |
| 大阪府 | 5 | 能勢町 | 長谷の棚田 | 千早赤阪村 | 下赤坂の棚田 |
| | | 河南町 | 持尾の棚田 | 河内長野市 | 惣代の棚田 |
| | | | 平石の棚田 | | |
| 兵庫県 | 7 | 宍粟市 | 山田の棚田 | 養父市 | 別宮の棚田 |
| | | | 飯見の棚田 | | 能座の棚田 |
| | | 多可町 | 岩座神の棚田 | | 宮垣の棚田 |
| | | 香美町 | うへ山 | | |
| 奈良県 | 2 | 明日香村 | 稲渕棚田 | 忍界村・新庄町 | 葛城山麓地域の棚田群 |
| 和歌山県 | 8 | 有田川町 | 上湯・あらぎ島 | 有田川町 | 沼谷「天空の棚田」 |
| | | | 沼の棚田・段々畑 | | 杉野原の棚田 |
| | | | 久野原の棚田 | 橋本市 | 芋谷の棚田 |
| | | 紀美野町 | 中田の棚田 | 那智勝浦町 | 色川の棚田群 |
| 近畿 | 33 | | | | |

## ④　世界農業遺産・日本農業遺産認定地域の振興

○　「世界農業遺産」・「日本農業遺産」は、世界又は日本において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を認定する制度です。
○　近畿では、琵琶湖地域、兵庫美方地域、みなべ・田辺地域、有田・下津地域の４地域が世界農業遺産に、９地域が日本農業遺産に認定されています。（図表−１、２）
○　認定を契機として、農林水産業システムの維持・保全・継承、地域住民の自信と誇りの醸成、農林水産物のブランド化、観光客・関係人口の増加が期待されます。

図表－１　近畿の世界農業遺産・日本農業遺産の認定地域




※　（　）は認定年度。

図表－２　近畿の世界農業遺産・日本農業遺産の認定地域の概要

| 世界 | 日本 | 地域名及び農林水産業システムの名称 | システムの概要 |
|---|---|---|---|
| ○ | ○ | 滋賀　琵琶湖地域<br>森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム | 水田営農との深い関わりの中で発展してきた伝統的な琵琶湖漁業がその中心。“里湖（さとうみ）”とも呼ばれる循環型システムで、千年の歴史を有するエリ漁や独特の食文化が継承。 |
| ○ | ○ | 兵庫　兵庫美方地域<br>人と牛が共生する美方地域の伝統的但馬牛飼育システム | 全国に先駆けて牛籍簿を整備し、郡内産にこだわった和牛改良を行うことで、独自の遺伝資源が保全され、但馬牛の飼養は、地域の草原や棚田の維持、農村文化の継承にも貢献。 |
| － | ○ | 兵庫　丹波篠山地域<br>丹波篠山の黒大豆栽培<br>～ムラが支える優良種子と家族農業～ | 水不足を克服するために稲作をしない犠牲田を設け、黒大豆の栽培を可能にする「乾田高畝栽培技術」を生み出した約300年前から継承される農業。 |
| － | ○ | 兵庫　南あわじ地域<br>南あわじにおける水稲・たまねぎ・畜産の生産循環システム | 農地が少なく、水に恵まれない「島という環境」で発達してきた効率的な水利用や耕種農家と畜産農家の各階層が小規模集落内で補完関係を構築して資源循環型農業を行う、独創的で伝統的な知識システム |
| － | ○ | 兵庫　北播磨･六甲山北部地域<br>兵庫の酒米「山田錦」生産システム | 清酒の歴史とともに、江戸時代から続く、気候風土を活かした伝統的な酒米生産を発展させ、酒造家とともに付加価値の高い「山田錦」の産地を形成・維持。 |
| － | ○ | 兵庫　朝来地域<br>岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム<br>＝伝統種子の継承と地域連携による里地里山保全＝ | 中山間地の狭小な谷間地域で、稲わらや籾殻、但馬牛の堆肥を主とする地域資源を活用した循環型農業が営まれ、伝統野菜「岩津ねぎ」等が栽培されるとともに貴重な生物多様性が保全。 |
| ○ | － | 和歌山　みなべ・田辺地域<br>みなべ・田辺の梅システム | 養分に乏しい斜面の梅林周辺に薪炭林を残し、水源涵養や崩落を防止、薪炭林を活用した紀州備長炭の生産と、ミツバチを受粉に利用した梅栽培。 |
| － | ○ | 和歌山　高野･花園･清水地域<br>聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム | 物資調達が困難な山上の聖地 高野山を支えるとともに、高野山との結びつきのなかで、平地の少なさを乗り越え、暮らしを発展させてきた持続的農林業システム。 |
| ○ | | 和歌山　有田･下津地域<br>有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム | 400年以上の歳月をかけて築き上げ、受け継がれてきたみかん栽培文化。 |
| | ○ | 和歌山　海南市下津地域<br>下津蔵出しみかんシステム | 園内に設置した土壁の蔵でみかんを熟成させる「蔵出し技術」を生み出し継承。下津地域はみかん発祥の地と云われ、みかんに関連した独特の文化を形成。 |
| | ○ | 和歌山　有田地域<br>みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム | みかん栽培を日本で初めて生計の手段に発達させるとともに、みかん農家･苗木農家･出荷組織が連携し、産地全体で日本一の「有田みかん」産地を形成・維持してきた地域共同のシステム。 |

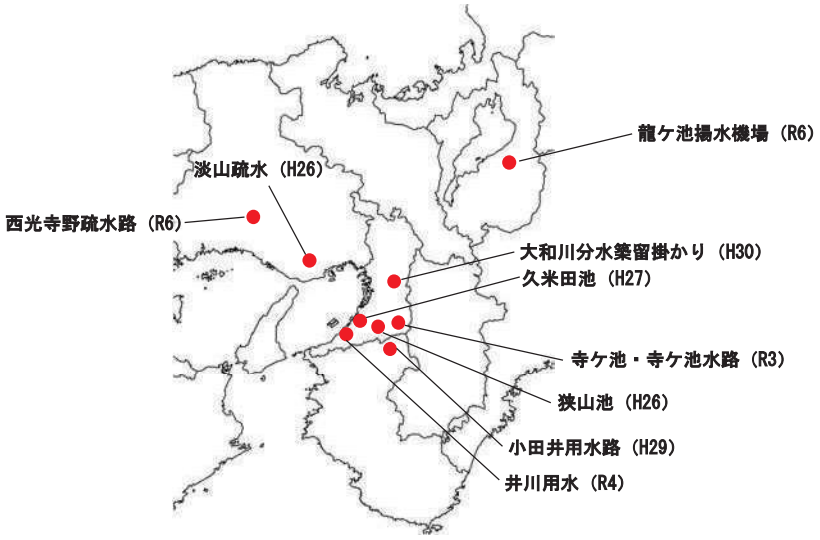
## ⑤　世界かんがい施設遺産認定地域

○　「世界かんがい施設遺産」は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、国際かんがい排水委員会（ICID、International Commission on Irrigation and Drainage）が認定するものです。

○　近畿では、９つの農業水利施設（滋賀県１施設、大阪府５施設、兵庫県２施設、和歌山県１施設）が認定されています。（図表－１、２）

○　認定により、かんがい施設の持続的な活用・保全方法の蓄積、研究者・一般市民への教育機会の提供、かんがい施設の維持管理に関する意識向上に寄与するとともに、かんがい施設を核とした地域づくりに活用されることが期待されています。

図表－１　近畿の世界かんがい施設遺産の認定地域一覧




図表－２　近畿の世界かんがい施設遺産の認定地域の概要

| 年度 | 地　域　名 | 内　容 | |
|---|---|---|---|
| H26 | 狭山池<br>〔大阪府・大阪狭山市〕 | 狭山池は 1,400 年前に築造された日本で最も古い人工的なため池。日本最古の歴史書にも記載。狭山池の水利システムの歴史は日本におけるかんがいシステムの開発・改修の歴史。近年の改修の際には、木樋や歴史的遺構が数多く発見。 |  |
| H26 | 淡山疏水<br>〔兵庫県・神戸市他〕 | 西洋から積極的に取り込んだ新技術で近代的かんがいネットワークを構築。81 個所に及ぶため池なども活用しつつ、安定した稲作経営を実現。また近年では、地域の開発の歴史が小学校の副読本に掲載。 |  |

| 年度 | 地　域　名 | 内　容 |
|---|---|---|
| H27 | 久米田池<br>〔大阪府・岸和田市〕 | 久米田池は「奈良の大仏」で有名な行基が地域の人々と一緒に天皇に請願し、725 年から 14 年の歳月をかけ、完成。堤防は、粘土質と砂れきを交互につき固めて作ったが、両層の間に木の葉を挟む「敷葉工法」を採用。この工法は東南アジアとの技術交流によるもの。<br> |
| H29 | 小田井用水路<br>〔和歌山県・橋本市他〕 | 1710 年、紀の川右岸の河岸段丘に建設され、水不足に悩む広大な河岸段丘を豊かな水田に変えた。いくつもの河川との交差を、渡井（水路橋）や伏越（サイフォン）の立体交差で克服。大畑才蔵が導入した正確な水準測量と先端技術は、その後の日本の新田開発に貢献する「紀州流」の基礎となった。<br> |
| H30 | 大和川分水築留掛かり<br>〔大阪府・柏原市他〕 | 大和川の付け替えに伴い建設された長瀬川・玉串川を指す。綿の大産地となり、加工品「河内木綿」による商業の発展にも貢献。受益 75 箇村すべてを構成員とした「築留樋組」による大規模で細やかな維持管理が行われていた。近年、都市化が進む中、かんがい施設としてだけでなく貴重な水空間として、非農家や子供も協力して維持管理。<br> |
| R3 | 寺ケ池・寺ケ池水路<br>〔大阪府・河内長野市〕 | 1649 年、水源となる石川から 8.2 ㎞の水路を引き、この地にあった小さな池を自然の地形を利用しながら、大きなため池へと拡大することで新田開発が行われた。これにより、地域の石高は 6.72 石から 615.47 石へ約 100 倍に増加。<br> |
| R4 | 井川用水<br>〔大阪府・泉佐野市〕 | 井川用水は、樫井川から取水し、最後は十二谷池へと流れ込む全長約 2.9 キロメートルの用水路である。当時まだ荒野であった日根野地区の開墾に重要な役割を果たしてきたとされるが、成立時期には諸説あり、1316 年に描かれた「日根荘日根野村荒野開発絵図」には、開墾の様子や井川の終着点である十二谷池が描かれている。<br> |
| R6 | 龍ケ池揚水機場<br>〔滋賀県・豊郷町〕 | 近代日本の土木技術を象徴する地下水利用の揚水機場。<br>農業用水として常に確保できる水源を求めて、手掘りで池部分の工事が進められた。イギリス製のコンケロル式離心動ポンプ（蒸気動力）を据えつけ、1913 年に竣工した。<br>龍ケ池揚水機場の建設によって水不足が解消し、農業の安定と経済の発展が実現した。<br> |
| R6 | 西光寺野疏水路<br>〔兵庫県・姫路市他〕 | 荒廃した台地を切り開いた地域を挙げての一大プロジェクトとして、神崎郡市川町を流れる岡部川に取水口を新設し、14 本の幹線水路及び引水路、ため池５ヵ所の新増築が約３年の歳月をかけ行われた。<br> |

## ⑥　農地の有効利用や粗放的な利用による取組

○　人口減少や農業者の高齢化、担い手不足により維持管理が困難となる農地（荒廃農地）の増加が懸念されています。荒廃農地の発生防止や解消については、個々の農業者の取組ではなく地域全体の課題として取り組んでいただくことが重要です。
○　このため、地域ぐるみの話合いを通じ、荒廃農地の有効利用や、農地の粗放的利用を行う取組について支援する事業として、令和５年度に従来の対策を拡充した「最適土地利用総合対策」が創設され、近畿でも取組を実施しています。

【農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策】における支援

１　地域の土地利用の概略構想から実証的な取組：ソフト事業

本格的に事業に取り組む前に、地域の話合いによる土地利用の概略構想を作成した上で、地域の負担なしに地域に適した粗放的な取組の実証（お試し）ができます。

計画づくりに必要な経費、農地の粗放的な利用の実証に必要な経費（蜜源・景観作物の種、家畜レンタル代、植林のための苗、省力機械のリース代等）への助成があります。


【話合い】


【概略地図】


【景観作物】


【省力機械】

２　土地利用構想策定から粗放的土地利用の実践：ソフト＋ハード事業

実証的な取組を踏まえた地域の話合いにより土地利用構想を作成した上で、荒廃農地を解消して粗放的な利用が継続できるように支援します。ソフト事業としては、計画づくりや農地の粗放的な利用に必要な経費、ハード事業としては、荒廃農地の解消に必要な経費（刈払・伐根、耕起・整地、放牧のための電気牧柵、法面保護工等）への助成があります。


【土地利用構想図】


【整地・耕起】


【電気牧柵】


【法面保護工】

○「最適土地利用総合対策」の詳しい内容については、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriyo.html

## （３）農山漁村の地域資源の活用と農業の多様な分野との連携

### ①　地域資源活用価値創出対策

○　地域資源活用価値創出対策は、農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。（図表）

・事業の内容

１　地域資源活用価値創出推進事業（推進事業）

①　地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援

②　地域資源を活用した新商品開発、官民共創の仕組を活用した地域課題等を支援

③　農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援

④　農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得等を支援

２　地域資源活用価値創出整備事業（整備事業）

①　農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援

②　農泊の推進に必要となる古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援

③　農福連携の推進に必要となる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援

図表　事業イメージ



## ②　地域資源を活用した新たな価値の創出

○　農林水産省では、農林水産物の付加価値を高め農林漁業者の所得向上に資するため農林漁業の６次産業化を推進してきました。令和７年度からは６次産業化を発展させて、多様な地域資源を活用する「地域資源活用価値創出対策」に取り組んでいます。

○　六次産業化・地産地消法に基づき農林漁業者の経営改善を図るために農林漁業者等が行う総合化事業計画の認定件数は近畿では390件（令和７年度末）、うち兵庫県は119件で北海道に次ぐ全国２位の認定件数となっています。（図表－１）

○　一方、全国の農産物直売所の年間販売金額は約１兆1,344億円、近畿ではその9.5%に当たる約1,074億円を販売しています。（図表－２）また、近畿の農産物直売所の１事業体当たりの年間販売金額は6,280万円と、全国の5,412万円を上回っています。（図表－３）

**図表－１　近畿における総合化事業計画の認定件数（令和７年度末）**

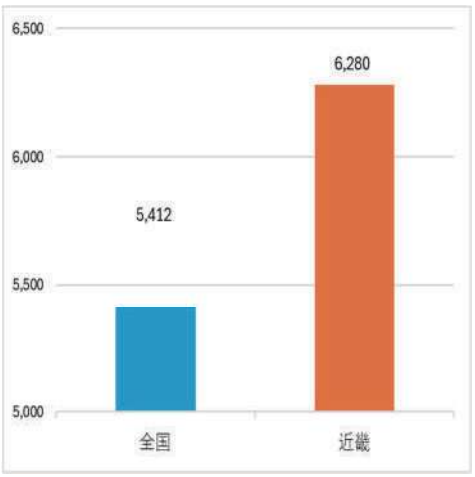
| 地　域 | 総合化事業計画の認定件数 | 農畜産物関係 | 林産物関係 | 水産関係 |
|---|---|---|---|---|
| 滋　賀 | 69 | 64 | 0 | 5 |
| 京　都 | 49 | 42 | 6 | 0 |
| 大　阪 | 41 | 35 | 2 | 4 |
| 兵　庫 | 119 | 110 | 2 | 7 |
| 奈　良 | 43 | 39 | 3 | 1 |
| 和 歌 山 | 70 | 65 | 0 | 5 |
| **近　畿** | 390 | 355 | 13 | 22 |
| 全国（参考） | 2,651 | 2,352 | 104 | 195 |

（資料：六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定の概要を基に近畿農政局で作成）

**図表－２　直売所の年間販売金額（百万円）**




**図表－３　１事業体当たりの年間販売金額（万円）**




（資料：６次産業化総合調査を基に近畿農政局で作成）

## ③　農福連携の取組状況

○　障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく農福連携の取組を進めています。
○　農業法人や社会福祉法人に対し、農山漁村振興交付金（農福連携型）により、障害者等の農林水産業に関する技術習得、農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、生産・加工・販売施設の整備等を支援しています。
○　近畿農政局では、「近畿農福連携ネットワーク」の設立による情報の共有、参加者相互の連携・交流や、厚生労働省との共催による「近畿ブロック農福連携セミナー」の開催等に取り組んでいます。
○　令和２年度から農福連携等応援コンソーシアム主催による「ノウフク・アワード」が実施されており、近畿で先進的に農福連携等に取り組んでいる社会福祉法人等が延べ 15 団体受賞しています。（図表）

○　近畿の農福連携に関する詳しい内容や取組事例はこちらを御覧ください。
https://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/noufuku/noufuku.html

図表　近畿管内「ノウフク・アワード」受賞団体

| 年度 | 府県 | 市町村 | 事業者名 | 受賞名 |
|---|---|---|---|---|
| 令和２年 | 京都 | 京都市 | 特定非営利活動法人 HEROES | 審査員特別賞 |
| ２年 | 京都 | 京田辺市 | 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会<br>さんさん山城 | 優秀賞 |
| ２年 | 奈良 | 奈良市 | 社会福祉法人青葉仁会　あおはにファーム | 審査員特別賞 |
| 令和３年 | 京都 | 京田辺市 | さんさん山城 | グランプリ |
| ３年 | 大阪 | 和泉市 | 株式会社いずみエコロジーファーム | 優秀賞 |
| ３年 | 和歌山 | 紀の川市 | 社会福祉法人一麦会　ソーシャルファームもぎたて | 優秀賞 |
| ３年 | 和歌山 | 御坊市 | 社会福祉法人太陽福祉会 | チャレンジ賞 |
| 令和４年 | 和歌山 | 有田川市 | 社会福祉法人有田つくし福祉会　早月農園 | 優秀賞 |
| ４年 | 京都 | 京田辺市 | 三休　―SANKYU― | フレッシュ賞 |
| 令和５年 | 奈良 | 奈良市 | 社会福祉法人青葉仁会 | グランプリ |
| ５年 | 京都 | 京都市 | 株式会社しんやさい | 優秀賞 |
| ５年 | 奈良 | 橿原市 | 一般社団法人かがやきホーム | チャレンジ賞 |
| ５年 | 大阪 | 高槻市 | 特定非営利活動法人たかつき | チャレンジ賞 |
| 令和６年 | 兵庫 | 神戸市 | 社会福祉法人上野丘さつき会 | チャレンジ賞 |
| 令和７年 | 大阪 | 枚方市 | 社会医療法人みどり会　さんさんグリーン | 優秀賞 |

資料：近畿農政局で作成。令和７年度末

○　農林水産省ホームページでは、全国の「ノウフク・アワード」受賞団体の取組事例を御覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/conso.html

## ④　農泊の取組状況

○　自然体験や農山漁村への関心が高まる中、国内外の観光客を農山漁村に呼び込むことで地域の所得向上と活性化を図ることを目的に、農山漁村地域に宿泊し、豊かな地域資源を活用した食や体験を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」＝「農泊」を推進しています。

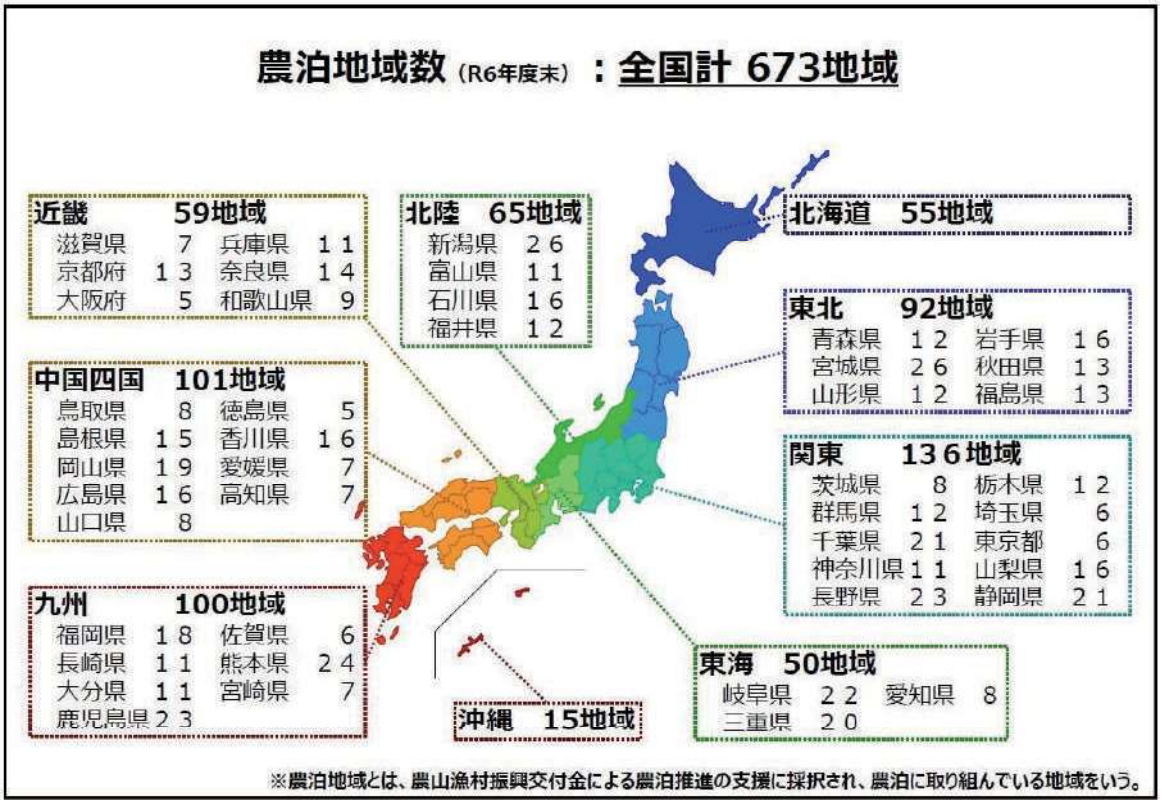
○　農泊に取り組む地域に対し、農山漁村振興交付金（農泊推進型）により、地域が一丸となって取り組むための体制整備、地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、農泊の推進を担う人材の活動や古民家等を活用した滞在施設の整備等を支援しています。

○　農泊地域（農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域）は、全国で 673 地域、うち近畿は 59 地域となっています。（図表）

○　企業等がワーケーションや研修の場として農泊地域を訪れることで、農村への関心をもたせ、関係人口の増加につなげる取組を進めています。

○　近畿の農泊の推進に関する詳しい内容については、こちらを御覧ください。
https://www.maff.go.jp/kinki/toshinou/nouhaku/nouhaku.html

図表　農泊地域数




資料：農林水産省調べ

# （４）鳥獣被害への対応

## ①　鳥獣被害の現状

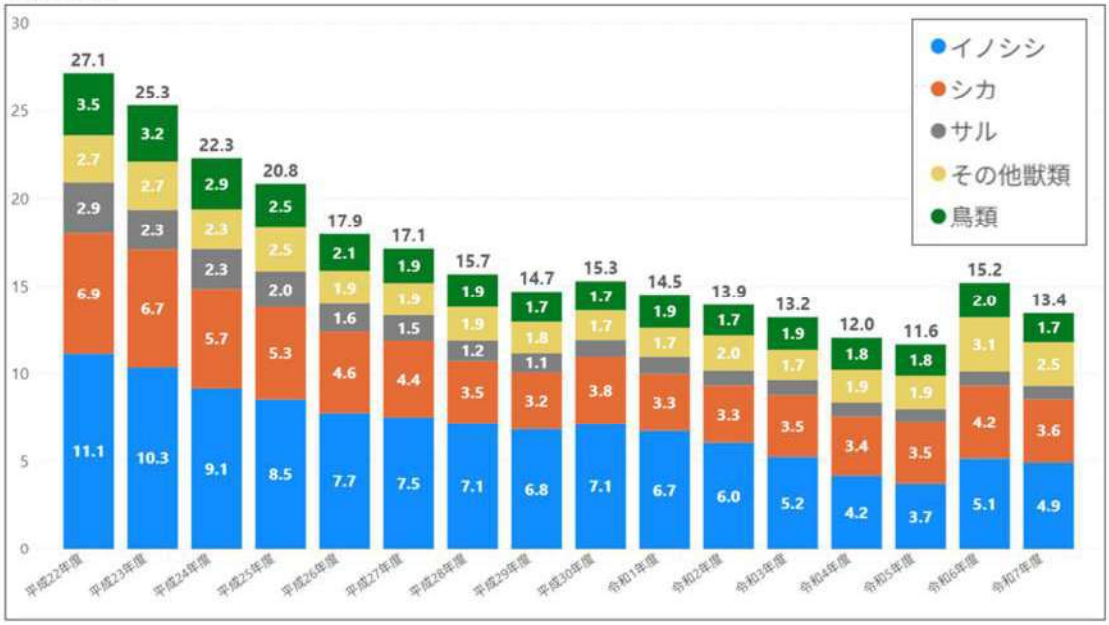
○　令和７年度の近畿農政局管内の野生鳥獣による農作物の被害金額は約 13.4 億円（全国 183 億円の約７％）で、平成 22 年度をピークに減少傾向にありましたが、近年、増加がみられます。

○　営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、被害金額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしており、全体の約６割がイノシシ及びシカによるものです。（図表－１）

○　府県別の被害金額は、兵庫県が 4.0 億円と最も多く、次いで京都府 2.7 億円、大阪府 2.3 億円の順となっています。（図表－２）

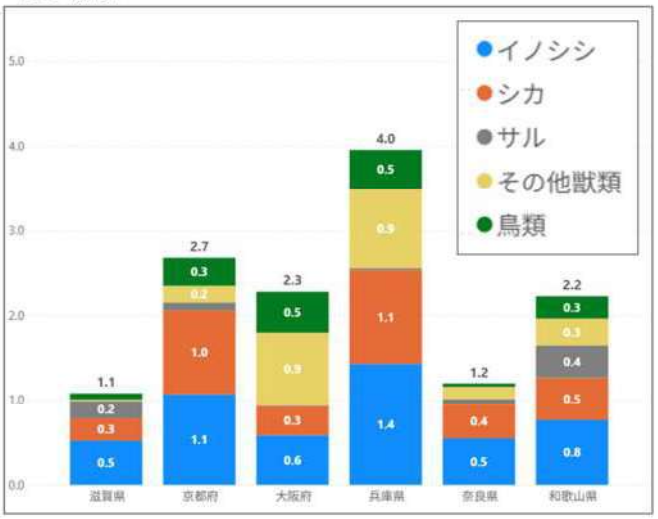
図表－１　野生鳥獣による農作物被害金額の推移（近畿）

単位：億円




図表－２
野生鳥獣による農作物被害金額
（府県別・令和７年度）

単位：億円



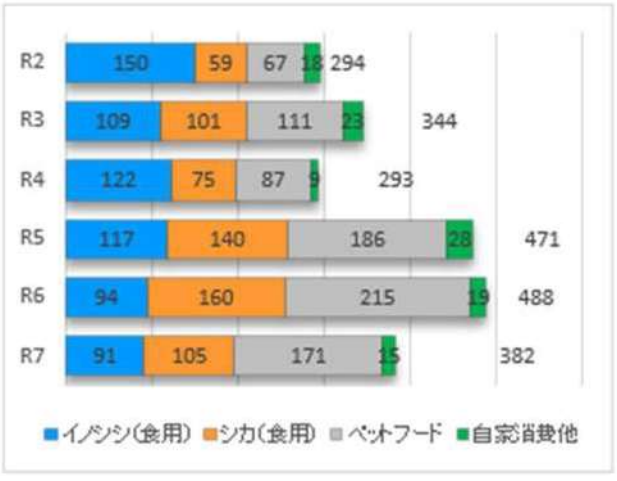
## ②　野生鳥獣のジビエ利用

○　野生鳥獣による農作物被害が問題となっている中、捕獲鳥獣をジビエ等として利用する動きが広まっています。
○　令和７年度の近畿農政局管内のジビエ利用量は 382ｔで、全国 3,155ｔの 12%を占めています。
○　食肉として利用したものは、ほとんどがイノシシ及びシカとなっています。また、近年では、ペットフードとしての利用量が多くなっています。（図表－２）
○　ジビエ利用量を府県別にみると、兵庫県が最も多く、次いで京都府、奈良県の順となっています。（図表―１、図表－３）

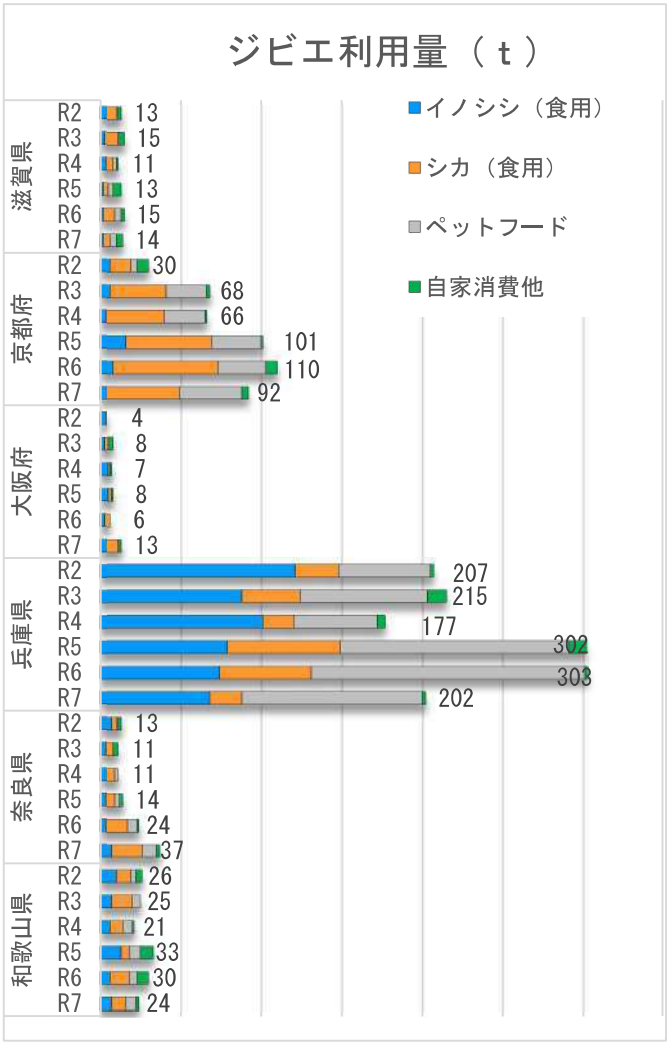
図表－１　令和７年度　ジビエ利用量




図表－２　ジビエ利用量の推移（近畿）




図表－３　府県別ジビエ利用量の推移




出典：野生鳥獣資源利用実態調査

# （５）都市農業の振興

○　都市農業は、①新鮮な農産物の都市住民への供給、②身近な農作業体験や交流の場の提供、③災害時の避難場所の提供等の多様な機能を有しており、これらの機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、その振興を図っていく必要があります。

○　農林水産省では、都市農業が都市住民との共生を図りながら発展していくため、都市住民と都市農業者との交流促進、理解醸成の取組としての周辺環境対策（※）、農業体験会、マルシェの開催や防災空間整備等を支援しています。

**新鮮な農産物の供給**
（マルシェの開催：神戸市）



消費者が求める新鮮な農産物の供給、「食」と「農」に関する情報提供等の役割

**身近な農業体験・交流の場の提供**
（野菜の収穫体験：大阪市）



都市住民や学童の農業体験・交流、ふれあいの場及び農産物直売所での農産物販売等を通じた生産者と消費者の交流の役割

**災害時の防災空間**
（防災協力農地：摂津市）



火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間としての役割

※「周辺環境対策」については以下のとおりです。

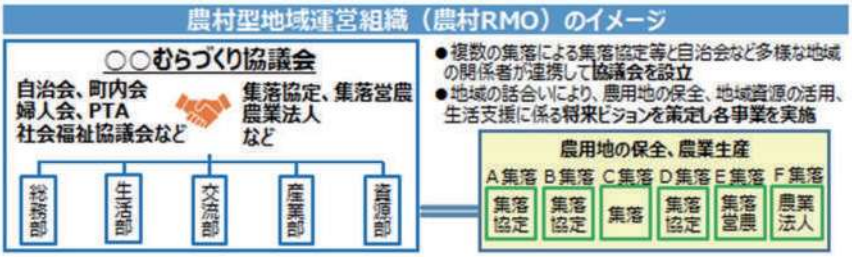
「周辺環境対策」とは、都市農業においては、周辺環境問題として、住宅密集地での騒音・臭気・農薬散布への苦情などがあります。

都市住民との交流促進等により、早朝から農作業による騒音や、肥料散布による異臭、農薬散布問題などへ理解を得る意図を記載しています。

# （６）農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）の形成推進

○　中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、農地・水路等の保全や生活環境（買い物・子育て等）など、集落維持に必要な取組を行う機能の弱体化が懸念されます。

○　このため、農林水産省では、複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会や社会福祉法人など地域の関係者が連携し、農用地保全活動、地域資源活用による経済活動、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成を推進しています。




※農村型地域運営組織
（農村 RMO：
Region Management Organization）
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。
なお、農村 RMO は、地域運営組織(RMO)の一形態と整理している。

## 近畿の事例　「桜谷地域農村RMO推進協議会」（滋賀県日野町）

（地域の範囲）小学校区（15 集落）世帯数（R2.3 月時点）878 戸

JA 旧支店の活用に向けて、JA との連携を図りつつ、農用地保全活動や農作物販売の取組により、収益確保を可能とする新規事業の創出及びその継続を目指しています。

### モデル事業３年間の取組内容の紹介

（農用地保全）
- 各集落の地域計画を集約し、将来の農用地利用の姿を「見える化」。
- 多面的機能支払・中山間地域等直接支払の活動整理を通じた、地域ぐるみによる保全体制の再構築。
- 大規模耕作者との意見交換を通じ、中心経営体への農地の集約・連携の方向性を共有
- 和ぐるみ導入やラジコン草刈機実証等により、中山間地域における省力的・粗放的管理の可能性を検証。「守れる農地」だけでなく「守り続けられる体制」を地域で確認できた。

（地域資源活用）
- 米づくりオーナー事業の実証により、交流人口の創出と農地への関わりの入口を形成。
- メンマ・焼酎・ポン菓子・もち・おにぎり等の加工品実証を通じ、地域資源の「商品化」。
- 視察受入（RMO 研修＋郷土料理）により、桜谷の取組そのものが学びの資源となることを確認できた。
- 地域資源を「守る対象」から「使いながら育てる資源」に捉え直す意識が共有された。

（生活支援）
- 「おたすけかごや」等の既存活動を軸に、生活支援 WG での役割整理と連携強化を推進。
- 「キッチンさくらだに」を拠点とした、食支援・配食・コミュニティカフェの実証。
- 生活支援の取組を通じ、高齢者・子育て世代・地域住民が自然に集う「居場所」としての機能が定着し始めた。また、制度では拾いきれない日常の困りごとを地域の関係性で支える土台が出来上がりつつある。








# 7　災害対策

## （１）　主な自然災害による農業被害

○　近年、全国的に、自然災害が激甚化・頻発化しています。農林水産省として、災害発生に際して、人命第一を優先させるとともに、早急に農業被害を把握することとしており、近畿農政局では管内各府県、各地域拠点と密接に連携して、被害状況の情報収集をしています。

○　令和７年度の管内における主な自然災害による農業被害として、降ひょうによる農作物等の被害（令和７年４月及び令和８年３月）、大雨による農道・水路等農業用施設（令和７年６月 22 日～26 日）の被害が見られました。

### １．降ひょうに係る被害状況

令和7年4月6日～15 日及び令和8年3月 29 日に強い寒気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、和歌山県で降ったひょうにより、うめ等の傷果や農業用ハウスの被覆資材の破損被害が発生しました。

降ひょうに係る農林水産関係の被害状況

単位：億円

| 主な被害（和歌山県） | 被害額（令和7年4月6日～15日） | 被害額（令和8年3月29日） |
|---|---|---|
| 農作物等 | 48.04 | 1.64 |
| 樹体 | － | － |
| 家畜 | － | － |
| 畜産物（生乳） | － | － |
| 農業用ハウス | 0.07 | － |
| 農業用倉庫・処理加工施設 | － | － |
| 畜産用施設 | － | － |
| 共同利用施設 | － | － |
| 農業・畜産用機械 | － | － |
| その他 | － | － |
| 農作物等被害額計 | 48.11 | 1.64 |
| 農地・農業用施設関係 | － | － |
| 被害額合計 | 48.11 | 1.64 |



ひょうの状況





降ひょうによる
うめの傷果被害

## ２．大雨に係る被害状況

令和7年6月 22 日から 24 日にかけて梅雨前線が西日本に停滞し、この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が不安定となり、近畿地方では大雨になりました。また 26 日には、日本海の低気圧から延びる前線が近畿地方をゆっくりと南下し、雨雲が次々と流れ込んだ影響で、奈良県、和歌山県で大雨となりました。特に大きな被害があった奈良県、和歌山県では冠水等による農地や農道の斜面崩壊等の被害が発生しました。

令和7年6月22日～26日の
大雨に係る農林水産関係の被害状況

単位：億円

| 主な被害（近畿） | 被害額 |
|---|---|
| 農作物等 | － |
| 樹体 | 0.01 |
| 家畜 | － |
| 畜産物（生乳） | － |
| 農業用ハウス | － |
| 農業用倉庫・処理加工施設 | － |
| 畜産用施設 | － |
| 共同利用施設 | － |
| 農業・畜産用機械 | － |
| その他 | － |
| 農作物等被害額計 | 0.01 |
| 農地・農業用施設関係 | 2.57 |
| 被害額合計 | 2.58 |

被害・復旧状況（奈良県）



田の斜面崩壊被害
（令和７年６月）



復旧状況
（令和８年２月）

## （２）災害リスクから農業・農村を守る防災・減災、国土強靱化

**〇ため池の防災・減災**

〇　頻発する豪雨、地震等の災害に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に引き続き、令和７年６月に閣議決定された「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づいて「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」に取り組んでいます。

〇　「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、府県知事は「防災重点農業用ため池」を指定するとともに、防災工事等を集中的・計画的に進めるための防災工事等推進計画を策定しています。令和７年３月末時点で近畿の防災重点農業用ため池は 12,394 箇所となっています。（図表－１）



平成 30 年７月豪雨で決壊したため池（京都府塩津古池）

図表－１　農業用ため池数と防災重点農業用ため池数

| 区　分 | 農業用ため池数（令和７年３月末時点） | | 防災重点農業用ため池数（令和７年３月末時点） | |
|---|---|---|---|---|
| | 箇所数 | 割合% | 箇所数 | 割合% |
| 滋　賀 | 1,425 | 1.0 | 466 | 0.9 |
| 京　都 | 1,507 | 1.0 | 614 | 1.2 |
| 大　阪 | 3,529 | 2.4 | 2,352 | 4.5 |
| 兵　庫 | 21,357 | 14.3 | 6,121 | 11.7 |
| 奈　良 | 4,046 | 2.7 | 964 | 1.8 |
| 和歌山 | 4,700 | 3.1 | 1,877 | 3.6 |
| 近　畿 | 36,564 | 24.5 | 12,394 | 23.7 |
| 全　国 | 149,417 | 100.0 | 52,380 | 100.0 |

**◎渇水対策**

○　令和７年は、全国的に晴れの日が多く気温が高く少雨であったことから、夏期を中心に高温・渇水となり、水稲の生育等への影響が懸念されたため、７月 30 日に農林水産省渇水・高温対策本部が設置されました。

○　近畿においては、５月中旬に兵庫県南部地域の一部（国営東播用水地区）において節水を開始しました。また、他の地域においても梅雨明けが例年より早かったこともあり、高温・渇水が顕著となったことから、８月７日に近畿農政局渇水等対策本部を設置しました。

○　近畿農政局渇水等対策本部では、各府県の渇水状況の情報収集、自治体へのポンプの貸し出しや、活用可能事業「水利施設管理強化事業」の情報提供を実施しました。

○　８月中旬頃の降雨及び９月初旬の台風第 15 号の降雨や、９月に入り稲刈りが始まり農業用水の需要が少なくなったこと等から、９月 30 日をもって近畿農政局渇水等対策本部を解散しました。

○　これらの取組の結果、近畿の水稲の生産量は昨年と比較しても変わらず、また、早期の関係機関等との調整が図られたことにより、大きな混乱は生じませんでした。

図表－１　近畿における気温平年差、降水量平年比

| 項目 | | 令和７年 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 気温平年差 | | +1.1 | +0.8 | +0.2 | +1.8 | +2.7 | +1.6 | +2.7 |
| 降水量平年比 | | | | | | | | |
| | 近畿全体 | 82% | 55% | 116% | 116% | 56% | 81% | 76% |
| | 日本海側 | 81% | 53% | 82% | 120% | 17% | 107% | 66% |
| | 太平洋側 | 82% | 55% | 129% | 114% | 71% | 72% | 80% |

資料：気象庁 HP「日本の地域平均気候表」

○近畿農政局渇水等対策本部における対応

（１）MAFF-SAT の活動

兵庫県神戸市他６市２町２組織に対し延べ５名を派遣

（２）ポンプの貸し出し

京都府京丹後市、中丹広域振興局に対し合計６台を貸し出し



ポンプの貸し出し（使用風景）

（３）水利施設管理強化事業の活用状況

| 府県名 | 採　択　地　区　（　自　治　体　） |
|---|---|
| 滋　賀 | ５地区（高島市） |
| 京　都 | ５市町（京丹後市、伊根町、木津川市、舞鶴市、福知山市） |
| 兵　庫 | 11 市町（神戸市、明石市、西脇市、三木市、小野市、丹波篠山市、丹波市、淡路市、稲美町、福崎町、新温泉町） |